

松茂町環境基本計画

育てよう緑 守ろう水辺
みんなで創る環境都市 松茂



平成 28 年 3 月
松 茂 町

はじめに

松茂町は、吉野川流域の5本の1級河川と海に囲まれた堆積平野に形成されており、町内には水路が縦横にめぐらされた水の豊かな町です。また、海岸沿いには町名の由来となったクロマツが防潮林としてみられ、緑の美しい景観を保っています。こうした水と緑の豊かな自然の中にサツマイモ、ダイコン、レンコン、ナシ等の美しい田園風景が広がり、沿岸では漁業も盛んに行われている町であります。

一方で、松茂町は町のほぼ中央に海上・陸上自衛隊と徳島阿波おどり空港を有し、南北に高速道路や主要幹線道路が通過しており、松茂スマートインターチェンジも開通し、空路、陸路における結節点でもあります。高度経済成長期の工業団地の進出に伴い、人・モノが活発に行き交い、工業も盛んに行われる広域的な拠点都市として発展を遂げてきました。

このような背景をふまえ、時代とともに変化していく松茂町の環境を、自然との共生を考えながら、さらに良いものとして将来世代へ継承していくことは、今を生きる、私たち松茂町民一人ひとりの大きな課題であります。

松茂町では、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指して、平成16年に「育てよう緑 守ろう水辺 みんなで創る 環境都市 松茂」を目指すべき環境像とした環境基本計画を策定し、様々な環境保全・創造に関する施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、地球規模での環境問題の深刻化や、東日本大震災に伴う社会情勢の変化、町内での飛行場拡張整備事業・空港周辺整備事業の推進など、松茂町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。そこでこのたび、環境基本計画についても環境や時代の変化に即した内容に改めるべく見直しを行うことといたしました。

今後も、この計画に基づき町民・事業者・町行政が一体となり、自然の豊かなうらおいのある環境まちづくりを積極的に行っていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力いただきました松茂町環境審議会委員の皆様をはじめ、ご意見やご協力いただきました町民の皆様、また関係各位に、心からお礼申し上げます。

2016年3月

松茂町長 広瀬 憲発

目 次

第1章 環境基本計画の基本事項

1 計画改定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	6

第2章 めざす環境像および基本目標

1 めざす環境像	9
2 計画の基本目標	10
3 施策の体系	11

第3章 個別目標と基本施策における取組

I 人の生活と自然が調和したまち	13
I-1 自然環境の保全と創造	14
(1) 水辺環境の保全	14
(2) 生物・生態系の保全	16
(3) 海岸環境の保全	18
(4) 田園環境の保全	20
(5) 水循環の回復	22
II 健康で快適に暮らせるまち	23
II-1 生活環境の保全	26
(1) 水質汚濁対策	26
(2) 大気汚染対策	30
(3) 自動車騒音対策	32
(4) 航空機騒音対策	34
(5) 有害化学物質対策	36
(6) 地下水・地盤沈下対策	38

II-2 快適環境の保全	40
(1) 公園・緑地の保全と緑化の推進	40
(2) 良好な景観の保全	42
(3) 歴史的文化遺産の保全	44
(4) 環境美化の推進	45
III 地球環境にやさしい循環のまち	47
III-1 環境型社会の構築	48
(1) 省資源・省エネルギーの推進	48
(2) 廃棄物の減量化・資源化	50
III-2 地球環境の保全	52
(1) 地球環境保全対策	52
IV みんなが環境保全について考えともに実践するまち	54
IV-1 環境学習	56
(1) 環境学習の推進	56
IV-2 町民参加と協働	58
(1) 民間団体の環境保全活動の育成と支援	58
(2) 町民参加体制の仕組みづくり	60
日常生活の配慮指針	61
事業活動の環境配慮指針	66
町の環境配慮指針	68
第4章 計画の推進体制と推進管理	
1. 推進体制	73
2. 進行管理	75

資料編

資料編 1 環境基礎調査結果

1.	自然環境	1-1
1.1	地形・地質	1-1
1.2	河川・水路	1-1
1.3	気象	1-2
1.4	動植物	1-3
2.	社会環境	1-5
2.1	人口	1-5
2.2	土地利用	1-6
2.3	産業	1-7
2.4	交通	1-9
2.5	自動車保有状況	1-9
3.	生活環境	1-10
3.1	大気質	1-10
3.2	水質	1-11
3.3	騒音	1-14
3.4	有害化学物質	1-16
3.5	地下水	1-18
3.6	廃棄物	1-19
3.7	電力使用量	1-20
3.8	住宅用太陽光システム	1-21
3.9	水使用量	1-22
3.10	公園・緑地	1-22
3.11	歴史的・文化的環境	1-23
3.12	レクリエーション施設	1-24
3.13	町内一斉清掃参加人数	1-24

資料編 2 目標指標の達成状況

1. 目標指標の達成状況 2-1

資料編 3 松茂町環境基本計画策定の経過

松茂町環境基本計画策定の経過 3-1

資料編 4 松茂町環境審議会

松茂町環境審議会委員名簿 4-1

松茂町環境審議会規則 4-1

資料編 5 松茂町環境基本条例

松茂町環境基本条例 5-1

第1章

環境基本計画の基本事項

1 計画改定の背景

1.1 環境問題の現状

我が国において、人に深刻な被害をもたらすような産業公害は、法整備による規制の強化や発生源における公害防止対策によって改善されてきました。しかし、高度経済成長を経て私たちの生活が便利になるにつれ、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルが定着し、水質汚濁や自動車排気ガス、廃棄物や騒音などの都市生活型の環境問題が発生するようになりました。

近年は、水質汚濁や廃棄物、騒音などの地域的な環境問題から、地球温暖化、越境汚染、外来生物の進入や生物多様性の損失など地球規模の環境問題まで、人間活動に由来する様々な環境問題が発生しています。また、2011年に発生した東日本大震災と原子力発電所の事故は、国民全体に自然への脅威を改めて想起させ、我が国のエネルギー政策に大きな衝撃を与えました。現在、私たちが直面する環境問題は多様化、広域化し、世代を超える課題になりつつあるのです。

こうした環境問題を解決していくためには、現在の経済社会システムを見直し、環境への負荷の少ない「持続可能な社会」に変えていかなければなりません。そのためには、私たち一人ひとり・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、協働し、環境保全活動に取り組むことが重要となってきました。

1.2 松茂町はどう考えるのか

松茂町においては、明石海峡大橋や四国縦貫・横断自動車道の開通による自動車交通量の増加、飛行場拡張整備事業・空港周辺整備事業など活発な事業計画が進められ、人口増、核家族化が進行しています。これらは町民の生活の豊かさや利便性を高める一方、環境への負荷を増大させる要因ともなるので、環境への負荷を軽減するための施策を進めていかなければなりません。

現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように、松茂町では平成14年3月に環境基本条例を制定しました。

また、平成16年3月には環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と、施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画を策定しました。この計画は計画期間の満了を迎えており、現在の社会情勢を鑑み、また、松茂町の環境の現状や目標指標の達成状況などをふまえ、今後の施策を定めるために、このたび環境基本計画の見直しを行うこととしました。

2 計画の目的

松茂町環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、下記の基本理念を定めています。

本計画は、これらの基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、松茂町の自然的・社会的条件に応じた、総合的かつ長期的な施策の大綱を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に実行するために策定するものです。

<<基本理念>>

1

環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行わなければならない。

2

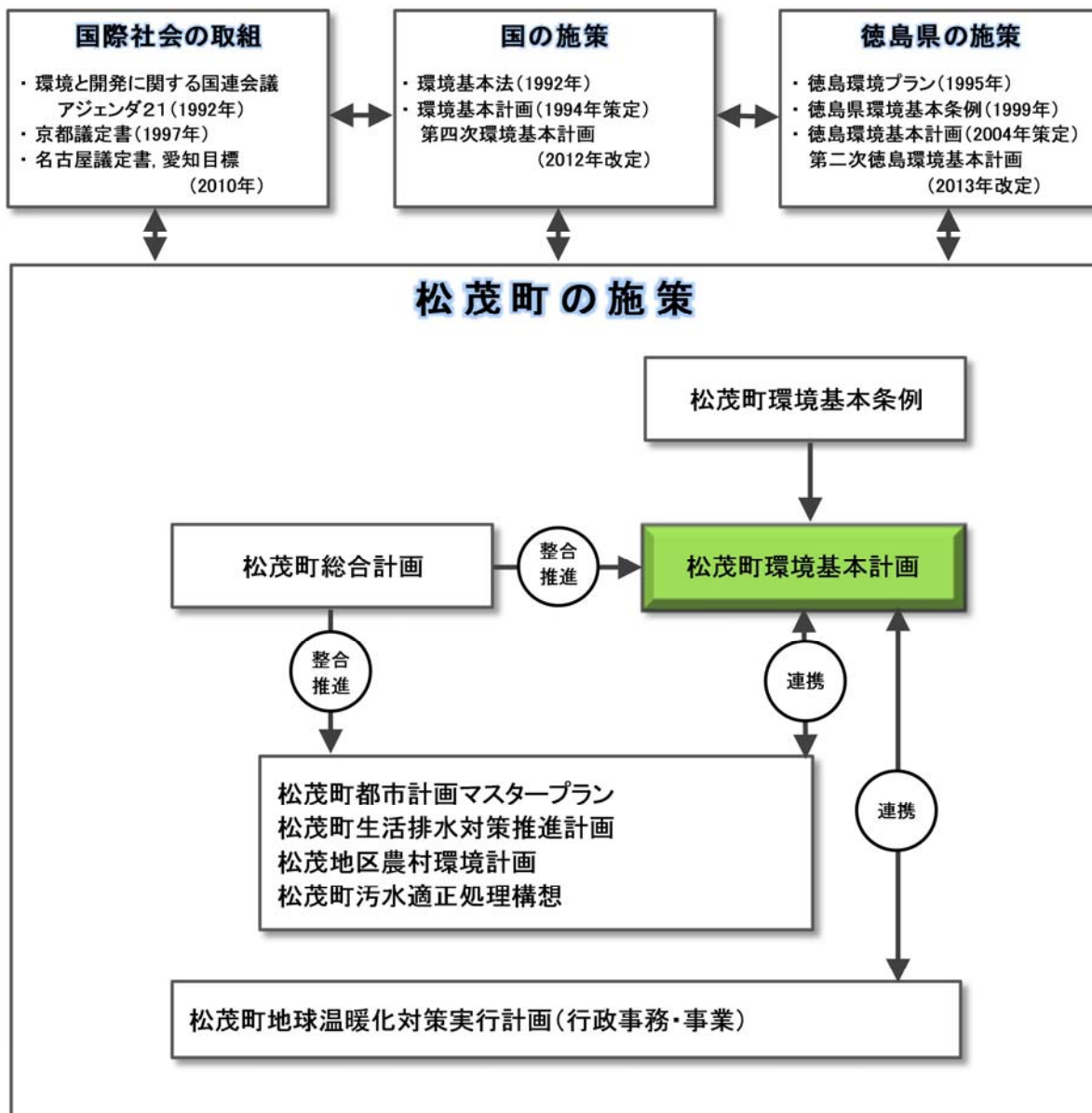
環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3

地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、環境に関する国際社会での取組、国の施策、県の施策及び松茂町の総合計画との整合を図り、松茂町の環境に関する施策の基本的な方針を定めるものです。また、町民、事業者、行政などの様々な主体が自ら積極的に環境問題へ取り組む指針となるものです。



(1) 国際社会の取組

1992年（平成4年）、リオの地球サミット（環境と開発に関する国連会議）において、「持続可能な開発」を実現するための行動計画である「アジェンダ21」の採択、「気候変動枠組条約」や「生物多様性条約」の署名など、地球環境保全や持続可能な開発についての考え方の基盤がつくられました。1997年（平成9年）には、温室効果ガス排出量の削減義務を定めた京都議定書が採択され、2010年（平成22年）には、生物多様性条約第10回締約国会議が開催され、「名古屋議定書」と「愛知目標」が採択・決定されました。さらに、2015年（平成27年）に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、新たな法的拘束力をもつ強い協定として「パリ協定」が合意されました。

(2) 日本の施策

このような国際的な流れを受け、我が国では1993年（平成5年）に「環境基本法」が制定されました。2012年（平成24年）には、安全の確保を前提として「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野から持続可能な社会を目指すとした「第四次環境基本計画」が策定されています。

また、1998年（平成10年）には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されており、自然環境・生物多様性については、2008年（平成20年）に「生物多様性基本法」が施行されています。循環型社会の構築については、2001年（平成13年）に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、「資源有効利用促進法」や「廃棄物処理法」の改正など、一連のリサイクル関連の法令が施行されました。その他、2009年（平成21年）には「バイオマス活用推進基本法」が策定されており、循環型社会の構築に向けた取組が進められています。

(3) 徳島県の施策

徳島県では、1995年（平成7年）に「徳島環境プラン」が策定され、1999年（平成11年）には、徳島県の環境政策の基本理念や各主体の責務、基本的な環境政策を明らかにした「徳島県環境基本条例」が制定されています。

さらに、2004年（平成16年）に制定された「徳島県環境基本計画」に基づき、「徳島県地球温暖化対策推進条例（2008年[平成20年]）」の制定をはじめ、「自然エネルギー立県とくしま推進戦略（2012年[平成24年]）」、「とくしま污水处理構想2011（2012年[平成24年]）」、「生物多様性とくしま戦略（2014年[平成26年]）」の策定など様々な施策に取り組んでいます。

一方で、徳島県は大きく変化しつつある環境情勢に対応し、東日本大震災以降の新たな環境課題に取り組むため、「徳島からの環境イノベーション」を進めており、2013年（平成25年）には「第二次徳島環境基本計画」を策定しています。

(4) 松茂町の施策

松茂町では、2002年（平成14年）に松茂町の環境施策の基本理念や、各主体の責務、環境の保全および創造に関する施策の基本となる事項を定めた「松茂町環境基本条例」を制定しました。

この条例に基づき、さらに、「第三次松茂町総合計画（1996年[平成8年]）」や「松茂町生活排水対策推進計画（1995年[平成7年]）」、「松茂地区農村環境計画（2001年[平成12年]）」、「松茂町污水適正処理構想（2003年[平成15年]）」などの上位計画との整合・連携をはかりながら、「松茂町環境基本計画（2004年[平成16年]）」を策定しています。

その後、「第四次松茂町総合計画（2006年[平成18年]）」、「松茂町都市計画マスタープラン（2009年[平成21年]）」への改定を受け、また、計画の満了期間を迎えたことから、このたび、「松茂町環境基本計画」も見直しを行うこととなりました。

4 計画の対象

4.1 計画の主体と役割

環境問題の解決には、町民、事業者、行政の各主体が自ら積極的に行動することが求められます。一方、それらの主体を構成するのは、町民ひとりひとりであることも忘れてはいけません。



(1) 町民の役割

- 環境保全に自ら努めます。
- 日常生活に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 行政が行う環境保全に関する施策に、積極的に参加・協力します。

(2) 事業者の役割

- 公害発生の防止に努め、環境保全のために必要な措置を講じ、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 行政が行う環境保全に関する施策に、積極的に参加・協力します。

(3) 町行政の役割

- 町は国や県と連携を図り、環境保全に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施します。
- 町行政も事業者の一員であることを認識し、施策の実施に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 町民や事業者の環境保全への取組を啓蒙・促進し、町行政は環境保全と創造に向けた取組を率先して実施し、先導的な役割を果たします。

4.2 計画の範囲

対象とする計画（環境）の範囲は、環境の現状や「環境基本条例第3章 環境の保全及び創造に関する施策等」から以下のとおりとしました。

環境分野	環境の要素
自然環境	河川・池、海岸、樹林、生物
生活環境	大気質、水質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、地下水、土壌、有害化学物質
快適環境	公園緑地、レクリエーション施設、歴史的文化遺産、環境美化
循環型社会	廃棄物、省資源、省エネルギー、リサイクル
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等
環境学習と町民参加	環境教育・学習、環境情報、町民参加

4.3 計画の期間

本計画の実施期間は、平成28年度～平成37年度の10年間とします。

なお、本計画は、計画の期間中においても、取組の状況や社会情勢の動向をふまえ、必要に応じて随時見直しをするものとします。

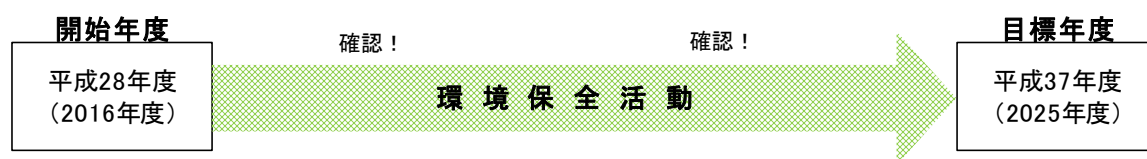


図 4.3-1 松茂町環境基本計画の期間

4.4 計画の対象区域

対象とする地域は、松茂町全域とします。

第2章

めざす環境像および基本目標

1 めざす環境像

松茂町は、町の自然的・社会的な条件、環境基本条例の基本理念、町民の意向の視点から松茂町のめざすべき環境像を以下のとおり定めています。

めざす環境像

町民一人ひとりが身近な地域の環境から地球規模の環境にも関心を持ち、環境問題に対する意識が高まり、環境に配慮した生活様式が定着しています。

町民は自ら情報を収集し、仲間を集めて、ボランティア団体を設立し、環境保全のため自主的に行動しています。

町民、事業者、町行政は互いに協力し、生活排水汚染の防止、低公害車の利用やごみの減量化、節電、節水などの省エネルギー・省資源などの環境保全の行動に取り組んでいます。

海浜公園・人工海浜が創出され、公園の樹木や海岸の植物も成長してきました。下水道の整備が進み用水路の水がきれいになり、魚もみられます。

この結果、緑が豊かになり、清浄な水辺が回復し、快適な生活環境が保たれています。

町民は身近な自然に親しみ、自然の恩恵を感じながら、うるおいのある快適な生活をしています。

育てよう緑 守ろう水辺

みんなで創る環境都市 松茂

2 計画の基本目標

めざす環境像「育てよう緑 守ろう水辺 みんなで創る環境都市 松茂」を実現するため、以下の基本目標を定めています。

【基本目標1】 人の生活と自然が調和したまち

水循環や生態系に配慮し、水辺を保全・創造するなど、人の生活と自然が調和するまちをめざし、うるおいと安らぎのあるまちづくりを進めます。

【現状と課題】松茂町は、昔は水田地帯でしたが、町の産業の活性化や利便性を重視したまちづくりが進められた結果、身近な自然が失われてきました。今後は人の暮らしと自然との調和といった視点で、まちづくりを進めていく必要があります。

【基本目標2】 健康で快適に暮らせるまち

公害を防止し、緑地や公園を整備し、歴史的文化遺産を保存し、健康で快適な暮らしを守るまちづくりを進めます。

【現状と課題】松茂町では現在、深刻な産業公害は起こっていませんが、自動車交通量の増加に伴う大気汚染や騒音、航空機騒音、人口増や生活様式の変化によって、生活排水による水質汚濁、ごみの投棄による環境の悪化などが問題になってきています。

【基本目標3】 地球環境にやさしい循環のまち

自らの生活を見直し、生活様式を変革し、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりによって、地球環境の保全に貢献します。

【現状と課題】松茂町では現在、ベッドタウンとして人口増や核家族化が進行しています。町民の生活は、昔の田園的生活様式から都市的な生活様式へ変貌し、自動車保有台数の増加、ごみ量の増加など、消費に伴う環境への負荷が増大しています。これらの環境問題は地域の環境を悪化させるだけでなく、地球環境にも影響を与えています。

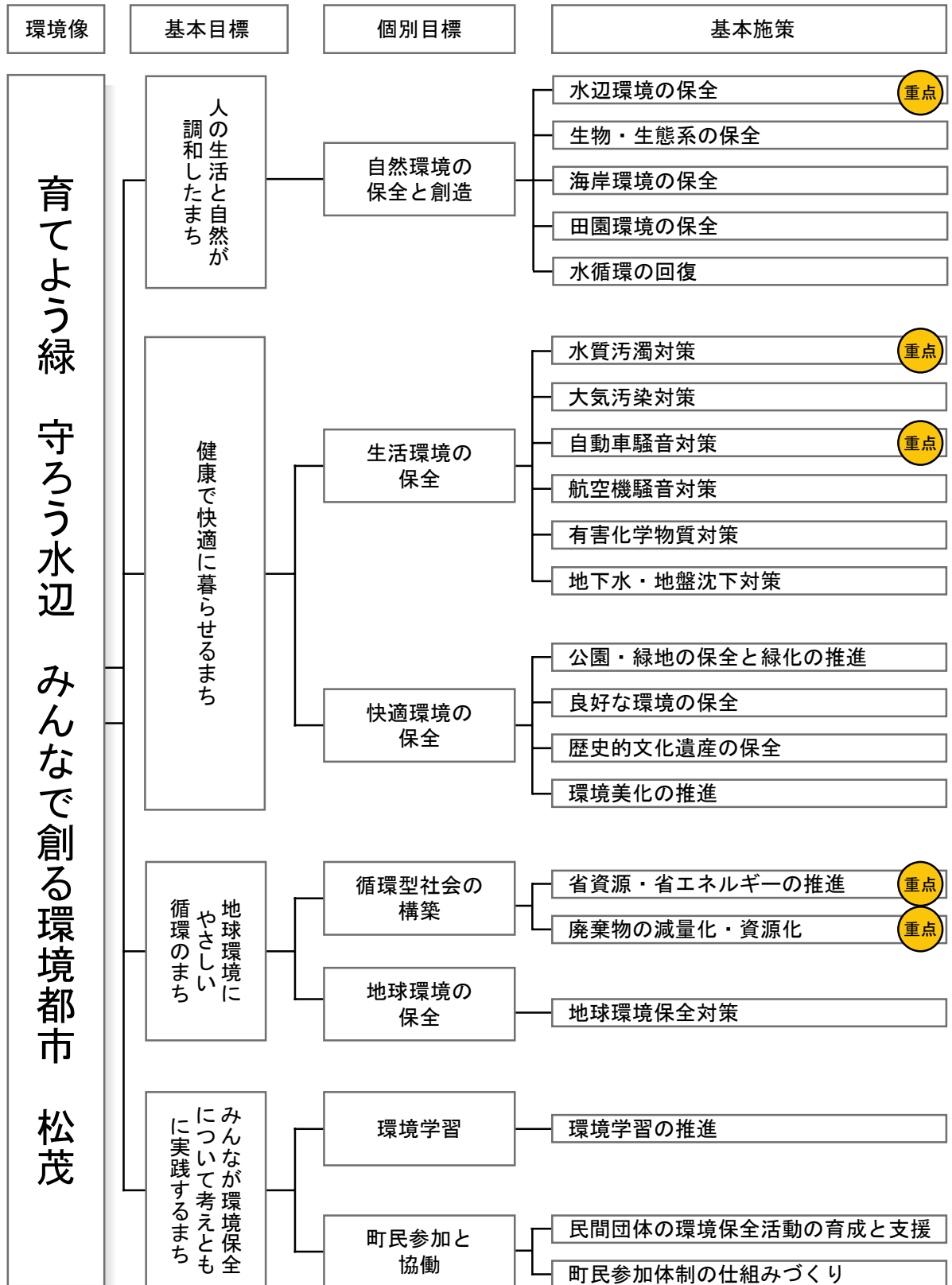
【基本目標4】 みんなが環境保全について考え、ともに実践するまち

みんなが日々の暮らしの中で、環境について学び、考え、実践するとともに、人々と協働して環境保全に取り組むことができるまちづくりを進めます。

【現状と課題】松茂町は都市近郊にあり、ベッドタウン化が進んでいます。そのため、人と人のつながり、人と地域のつながりが希薄になってきています。めざす環境像を実現するためには、環境問題への意識を高めるとともに、町民、事業者、町行政がお互いに連携して協力することのできる関係を築いていかなければなりません。

3 施策の体系

松茂町のめざす環境像及び4つの基本目標を達成するため、7つの個別目標のもとに施策を進めていきます。次に施策の体系を示します。





徳島とくとくターミナル



月見ヶ丘海浜公園



徳島阿波おどり空港

第3章

個別目標と基本施策における取組

基本目標 I 人の生活と自然が調和したまち

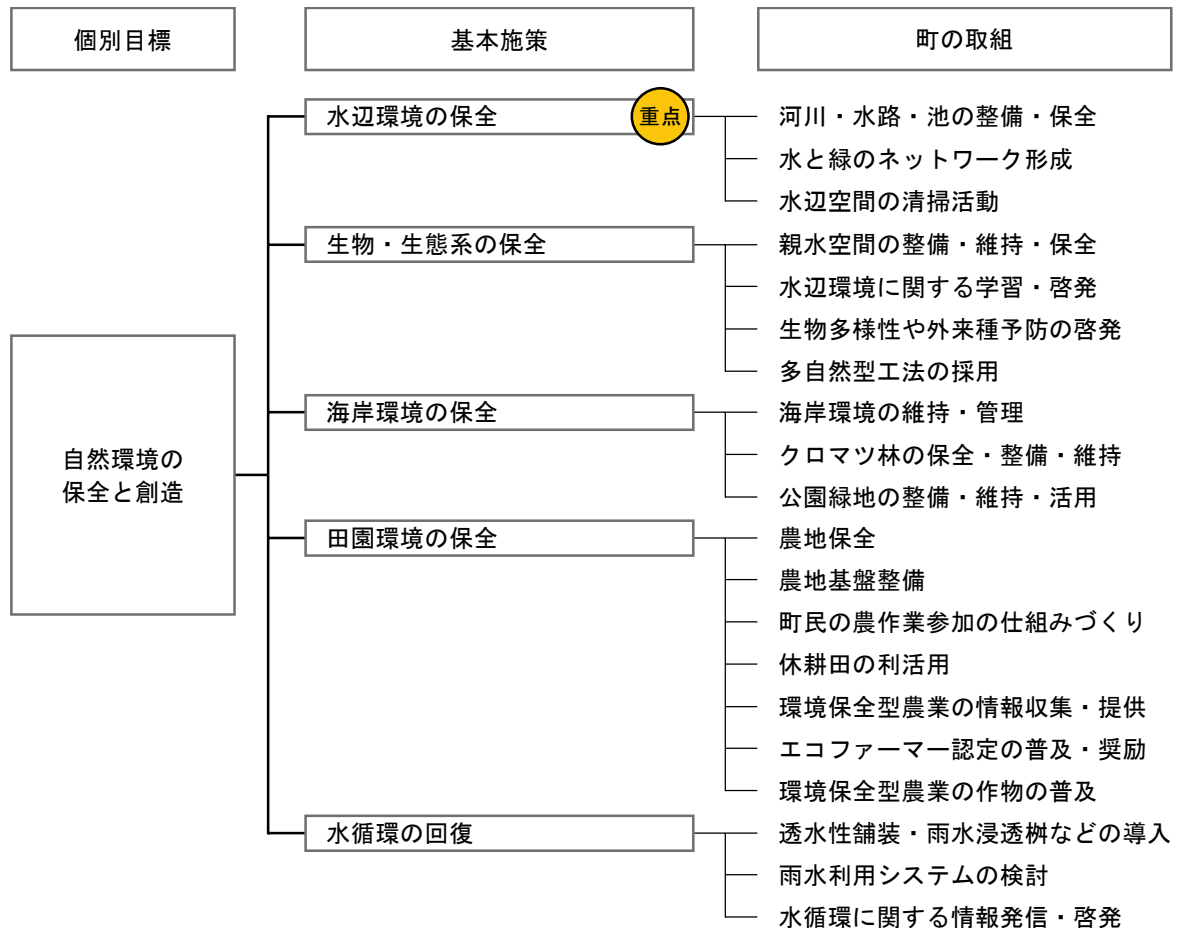
■ 主要な環境課題 ■

松茂町は吉野川流域の三角州にあり、縦横に用水路が張り巡らされています。江戸時代の干拓によって形成された松茂町は、長い歴史の中で、台風や洪水、高潮などを防ぐために堤防を築き、松を植えて補強・防風林とし、取水・排水路を整えてきたのです。このような水辺環境は町民にとって身近な自然であり、これを保全し、健全な水循環を保つことは重要な課題です。

また、昔は、これらの水路が自然水路であり、動植物が生息・生育していましたが、現在は洪水や塩水化防止対策、農業基盤整備のためコンクリート護岸化が進められ、生物の生息場所としては適さなくなっています。町内に生息・生育する動植物や生態系を保全し、将来世代に引き継いでいくことも大切な課題です。

さらに、町面積の1/4を占める農地は重要な生産活動の場であるとともに、自然環境の代替機能を果たしているため、農地や田園環境を保全していくことも大切です。これらの主要な環境課題をふまえ、ここでは以下の個別目標を定めます。

■ 施策の体系 ■



個別目標 I-1 自然環境の保全と創造

松茂町の河川・水路、池、海岸は動植物の生息空間であるとともに、人と動植物とのふれあいの場となっています。このような水と緑の水辺を守っていくためには、みんなが地域の自然を知り、愛着をもつようにならなければなりません。

また、町面積の 1/4 を占める農地は、松茂町の環境に重要な役割を果たしており、今後も営農基盤の強化に努めるとともに、町民も地場作物利用や農作業体験などを通じて理解を深め、地域農業を支える活動に参加していく必要があります。

ここでは、5つの基本施策をあげ、それぞれの現況・詳細課題・目標指標・具体的な取組や配慮指針について整理しました。

基本施策 I-1 (1) 水辺環境の保全

重点
施策

■ 現況 ■

- 町内には旧吉野川、今切川、大谷川、鍋川、中喜来中須入江川の 5 つの 1 級河川が流れ、田畑の間には網の目状に水路が広がっています。
- 河口の沖積地という地形・地質条件から水害、水利の克服という施策が進められ、河川・水路がコンクリート護岸になり、身近な自然が減少しています。
- 町民アンケート*1では、重視すべき土地利用として「海岸・河川などの自然環境の保全」が全 11 項目の内、第 3 位 (18.5%) でした。また、海岸や河川、用水路のごみ対策をしてほしいなどの意見があげられました。
- 上位計画「第 3 次国土利用計画」において、目標年度平成 27 年とし、水面・河川・水路面積 52ha (構成比 3.70%) の目標数値が定められています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成 26 年 11 月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- 松茂町において身近であり重要な自然環境である水辺環境を保全・整備・維持していく必要があります。

■ 目標指標 ■

- 「水辺環境の整備と保全」については、保全水域を設定しています。

保全水域

- ・ 旧吉野川水域 (大谷川河口部より上流)
- ・ 母川の池 (豊岡地区)
- ・ 丸池 (笹木野地区)
- ・ きゆうないの池と開拓用水 (中喜来群恵地区)
- ・ 長岸の池 (長岸地区)

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 河川・水路、池の水域を整備し保全します。
石積み護岸や土手、ヨシ群落がある旧吉野川を核として、護岸がコンクリート化されていない水域である池を水辺空間として整備・保全していきます。
- 水辺をつなぐ河川や水路を確保するとともに、水辺につながる緑地を保全し水と緑のネットワーク形成を図ります。
- 町民の協力を得て水辺空間の清掃を推進します。

町民の配慮指針

- だれもが参加できる地域ぐるみの水辺環境の保全活動を展開し、水辺の維持管理に取り組みます。

事業者の配慮指針

- 生物の生息環境にも配慮して排水中の有害化学物質の低減に取り組みます。
- 町民による水辺の維持管理活動を支援します。



図 I -1 (1) 保全水域の位置

基本施策 I-1 (2) 生物・生態系の保全

■ 現況 ■

- 目標指標「水辺の環境調査や観察会の参加数」は目標数値を達成しています。
- 松茂町の動植物の生息状況については、松茂町誌に記載があるほか、旧吉野川大津橋、今切川加賀須野橋では河川水辺の国勢調査が行われています。これらの調査では、町内で様々な動植物が多数確認されており、魚類ではイチモンジタナゴや、植物ではミズオオバコなどの重要な種も確認されています。
- 水辺ではブラックバスやブルーギルなどの外来種が多く確認されており、ホテイアオイの繁殖やミシシippアカミミガメなどによる農業被害がみられます。また、これらの外来種が在来種の生育・生息への脅威になっています。
- 町民アンケート*1では、ブラックバスなどの外来種や野生動物の対策をしてほしい、自然環境実態調査を実施してほしいなどの意見があげられました。
- 松茂町近傍では、旧吉野川左岸の牛屋島橋地区で、ヨシ等の植栽、捨石、緩傾斜護岸、覆砂といった多自然川づくりや、今切川右岸の加賀須野橋地区ではカニパネルを使った多自然型工法が実施されています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成 26 年 11 月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- 生き物とのふれあいの場を整備・維持し、多様な生物が生息・生育できる環境を保全していく必要があります。
- 生物多様性や生態系の保全の観点からも、外来種問題に取り組んでいく必要があります。
- 生物や生態系の保全などに対する理解の向上を図る必要があります。
- 工事や改修にあたっては、材料や工法を工夫し、可能な限りもとの自然の保全・回復を図っていく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
水辺の環境調査や観察会の参加数	小・中学校の4校	小学校の3校	小・中学校の4校 (H26年度)
松茂町の環境や生物の生息状況の把握	調査の実施や情報整理に努める	-	不明

*1: 計画策定時の目標指標「貴重種（イチモンジタナゴ）が生息する場所の数」から、水辺の生物の生育・生息状況を把握するための「松茂町の環境や生物の生息状況の把握」に変更しました。「貴重種」とは、河川水辺の国勢調査における「重要な種」の過去における呼び名です。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 多様な生物が生息する親水空間を整備・維持・保全します。
- 水辺環境に関する学習・啓発事業を推進します。
 - ・環境学習などで実施された水辺環境の調査結果を収集・整理し、松茂町の水辺環境や生物についての情報の蓄積に努めます。
- 生物多様性の重要性や外来種予防について啓発します。
 - ・外国産のペットや外来魚、園芸種等を安易に環境へ放出しないよう啓発します。
- 河川や水路を改修するときは、防災対策や利水の確保とともに、生態系に配慮した多自然型工法の採用に努めます。

町民の配慮指針

- 地域の自然に関心を持ち、生態系や生物多様性の保全に協力します。
- 水辺環境調査や観察会、環境学習などに積極的に参加します。
- 水辺環境の調査や環境学習などを通じて、地域の生物に関する情報を集めます。
- 外国産のペットや外来魚、園芸種等を安易に環境へ放出しないよう努めます。

Topics 松茂町で見られる外来種たち



ミシシippアカミミガメ



ブラックバス

Topics 多自然型自然工法とは？

多自然川づくりともいいます。本来の自然の川の状態に近い形で河川改修を行うもので、洪水等に耐えられることを前提に、植物や小動物に優しい環境を作ったり、自然の風景に馴染んだ川づくりをすることです。人工材料（コンクリート、鉄等）をなるべく使わず、自然材料（木、石等）を活用します。

基本施策 I-1 (3) 海岸環境の保全

■ 現況 ■

- 目標指標「月見ヶ丘海浜公園の利用者数」は、目標数値を達成しています。
- 松茂町では、飛行場拡張整備事業・空港周辺整備事業により、2007年(H19)に月見ヶ丘海浜公園が開園し、園内には人工海浜として月見ヶ丘海水浴場も新たに整備されました。これらの事業により、月見ヶ丘海岸周辺の環境は大きく改変されましたが、月見ヶ丘海水浴場周辺では、整備前よりも海浜植生面積が増加しているという調査結果も得られています*1。
- 開園後の月見ヶ丘海浜公園では、スカイフェスタ松茂やフリーマーケットなど様々なイベントが開催され、町内外からの利活用が進んでいます。
- 松茂町では、かつては海岸沿いのクロマツ林が町を代表する樹木でしたが、開発による伐採や害虫による松枯れによって少なくなっています。
- 町民アンケート*2では、月見ヶ丘公園や海水浴場、周辺の海岸線の草取りなどの管理を求める意見や、さらなる活性化を望む意見があげられました。

*1: 平成24年度 自然環境保全基礎調査 沿岸域変化状況等調査業務 報告書, 2013年3月, 環境省

*2: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- 月見ヶ丘海水浴場や周辺の海岸環境の維持管理に努める必要があります。
- 海岸沿いのクロマツ林を保存、維持管理し、後世へ継承していく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値*1	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
月見ヶ丘海浜公園の利用者数	150,000人	海水浴場 10,370人 テント村 1,106人 (H14年度)	352,319人 (H26年度)

*1: 月見ヶ丘海浜公園の利用者数の目標数値は、平成7年の海水浴場・テント村の利用者数と同程度の150,000人とします。



月見ヶ丘海浜公園

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 月見ヶ丘海水浴場、および、周辺の海岸環境の維持・管理に努めます。
- 海岸沿いのクロマツ林を保全・整備し、緑地機能としての維持を図ります。
- 海岸線の公園・緑地を緑の拠点として、整備・維持・活用を促進します。

町民の配慮指針

- 月見ヶ丘海水浴場、および、周辺の海岸環境を積極的に利用し、自然とのふれあいの場としていきます。
- 月見ヶ丘海水浴場、および、周辺の海岸環境の清掃などの維持管理に協力します。

事業者の配慮指針

- 月見ヶ丘海水浴場、および、周辺の海岸環境の清掃などの維持管理に協力します。

Topics 月見ヶ丘海浜公園とは？

徳島飛行場の南側にオープンした海と空港を臨む公園です。2007年（平成19年）に、飛行場拡張整備事業・空港周辺整備事業に伴い開園しました。月をモチーフにした芝生広場や遊具、コテージ、月見ヶ丘海水浴場などが整備されており、バーベキューやお月見、イベントなど、様々な楽しみ方ができる公園です。

Topics 海岸環境を利用した環境学習



基本施策 I-1 (4) 田園環境の保全

■ 現況 ■

- 目標指標「農地面積」は目標数値を達成しています。また、目標指標「エコファーマー認定者数」は現況では2件であり、現状維持・増加をめざしていく必要があります。
- 宅地化、道路建設によって町内の農地は減少しています。
- 上位計画「第三次国土利用計画」において、目標年度平成27年とし、農地面積286ha（構成比20.4%）の目標数値が定められています。
- 農業で使用する化学肥料や化学農薬は地下水や河川の水質などに影響を与えることがあります。

■ 詳細課題 ■

- 環境と調和した開発を行い、松茂町の重要な環境である農地を保全していく必要があります。
- 農業に対する理解の向上を図っていく必要があります。
- 化学肥料や化学農薬の使用などの環境への負荷を減らし、持続性の高い農業を推進していく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
農地面積 (田・畑)	286ha* ¹ (町域面積の20.4%以上)	368ha (H14年度) (町域面積の28.1%)	347ha (H25年度) (町域面積の24.9%)
エコファーマー 認定者数	現状維持・ 増加をめざす* ²	2件 (H14年度)	2件 (H27年度)

*1: 計画策定時の目標数値は、平成14年度の農地面積と市街化調整区域内の農用地区域の面積を鑑み、農地面積(田・畑)346ha(町域面積の26.4%以上)としていました。しかし、松茂町における空港拡張事業の埋め立てによる町域面積の増加、市街化調整区域における農地転用の状況などを鑑み、本計画では「第三次国土利用計画」に合わせ農地面積286ha(農地構成比20.4%)に見直しました。

*2: 計画策定時の目標数値は10件としていましたが、松茂町の主要農作物の中には、化学肥料や化学農薬の低減と品質・収量との両立が難しい作物も含まれるため、本計画では「現状維持・増加をめざす」に見直しました。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 農用地区域の農地を保全します。
- 用水路などの基盤整備をすすめます。
- 町民の農作業に参加する仕組みづくりをします。
 - ・町民が農作業体験できる体験農園や観光農園、遊休農地を貸し農園として町民が利用できるよう支援します。
- 休耕地への花卉の植え付けなどの休耕地の利活用をすすめ景観の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、環境保全型農業技術の情報を収集し提供します。
- エコファーマー認定を普及・奨励します。
- 環境にやさしい農業技術でつくられた農作物の普及に努めます。

町民の配慮指針

- 観光農園を利用します。
- 貸し農園を利用して、農作業に参加します。
- 農作業を体験し、農業についての理解を深めます。
- 農作物は見た目にこだわらず、有機栽培などの農産物を優先して購入します。

事業者の配慮指針

- 農地を適正に維持・管理します。
- 町民に農業体験機会の場を提供します。
- 遊休農地の町民への貸し出しに協力します。
- 農薬や化学肥料の使用を抑制する低農薬、有機肥料による農業を研究し、エコファーマー認定を検討します。

Topics エコファーマーとは？

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者の愛称で、徳島県知事の認定を受けた農業者です。松茂町では、サツマイモ、レンコン、ナシ、ダイコンなどの生産が盛んです。



基本施策 I-1 (5) 水循環の回復

■ 現況 ■

- 都市化がすすみ地面の保水能力が低下したことに加え、下水道整備や水田の減少などによって、雨水の地下浸透量が減少しています。
- 近年、排水路や河川の流下能力を超える集中豪雨が多く発生するようになり、水害が発生しやすくなっています。

■ 詳細課題 ■

- 水害の発生抑制や地下水の涵養などの観点からも、雨水浸透枡や雨水利用システムの設置などを推進する必要があります。
- 水の大切さや水循環についての認識を高めていく必要があります。

■ 目標指標 ■

- 「水循環の回復」に関する数値目標は設定していません。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 歩道や敷地内道路の透水性舗装化や雨水浸透枡などの導入を検討します。
- 公共施設での雨水利用システムの導入を検討します。
- 健全な水循環や渇水問題、節水や水の有効利用についての情報を発信し啓発します。

町民の配慮指針

- 雨水浸透枡や雨水利用システムの導入を検討します。
- 健全な水循環や渇水問題について考え、節水や水の有効利用に努めます。

事業者の配慮指針

- 敷地内の透水性舗装化や雨水浸透枡などの導入を検討します。
- 雨水利用システムの導入を検討します。

Topics 透水性舗装、雨水浸透枡とは？

透水性舗装は、道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材を利用して地中に浸透させる舗装工法です。雨水浸透枡は、雨水枡の底部に砂利を敷き並べ、そこから雨水を地下に浸透させるものです。雨水の流出抑制や地下水の涵養などの効果があります。

基本目標Ⅱ 健康で快適に暮らせるまち

■ 主要な環境課題 ■

私たちの暮らしはますます便利になる反面、人間活動から生み出される廃棄物や排水、化学物質、騒音などは環境に影響を与え、私たち自身の生活にも影響を与えます。町民が健康で快適に暮らせるまちづくりのために、水質汚濁、大気汚染、騒音、景観、環境美化など身近な環境への取組は欠かすことができません。

松茂町の水環境においては、生活排水による水質汚濁が問題となっており、下水道の整備や合併浄化槽の設置の推進などの生活排水対策を進めていくことが課題となっています。

大気汚染については、光化学オキシダントのような広域的な対策によってしか解決できない汚染物質以外は良好な状況にありますので、引き続き、自動車や工場などの排出ガス対策を進めていくことが課題です。

騒音については、沿道で環境基準を超える地域があり、また、平成27年3月の「松茂スマートインターチェンジ」の開通に伴う交通量増加が見込まれることから、自動車交通に対する対策が重要な課題となっています。また、徳島飛行場における航空機騒音対策も続けていかなければなりません。

化学物質については、生活の向上や利便性のために開発されていますが、人や生物に有害なものもあります。有害な化学物質に関する正確な情報を的確に収集し、廃棄物施設や工場などの発生源での対策を適切に進めていく必要があります。

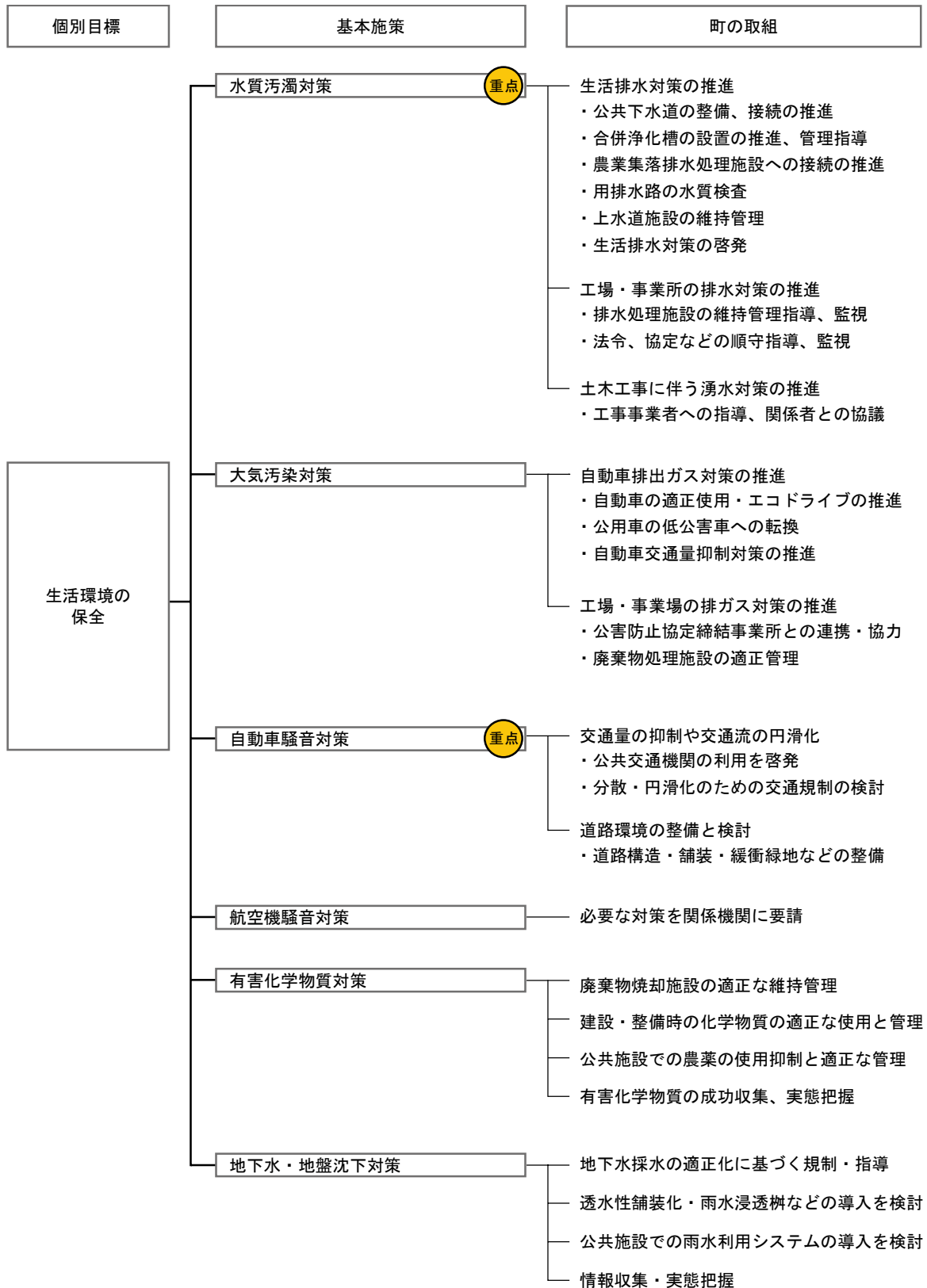
地下水については、松茂町では周辺地域の地下水の汲み上げによる水位低下、塩水化が発生していましたが、地下水取水の規制により、近年では地下水位は安定しています。地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下の原因にもなるので、今後とも監視し注意を払っていくことが重要です。

また、快適に暮らせるまちをつくるためには、私たちに安らぎとうるおいを与える緑を増やし、公園の整備や町の緑化を進めていかなければなりません。建築や野外広告物の設置にあたっては周辺の景観への配慮を行い、緑化や空き家対策によって良好な景観を保全することも重要です。町民との協働で近年増えている不法投棄やポイ捨てを防ぎ、町的美観を保つことも必要となります。

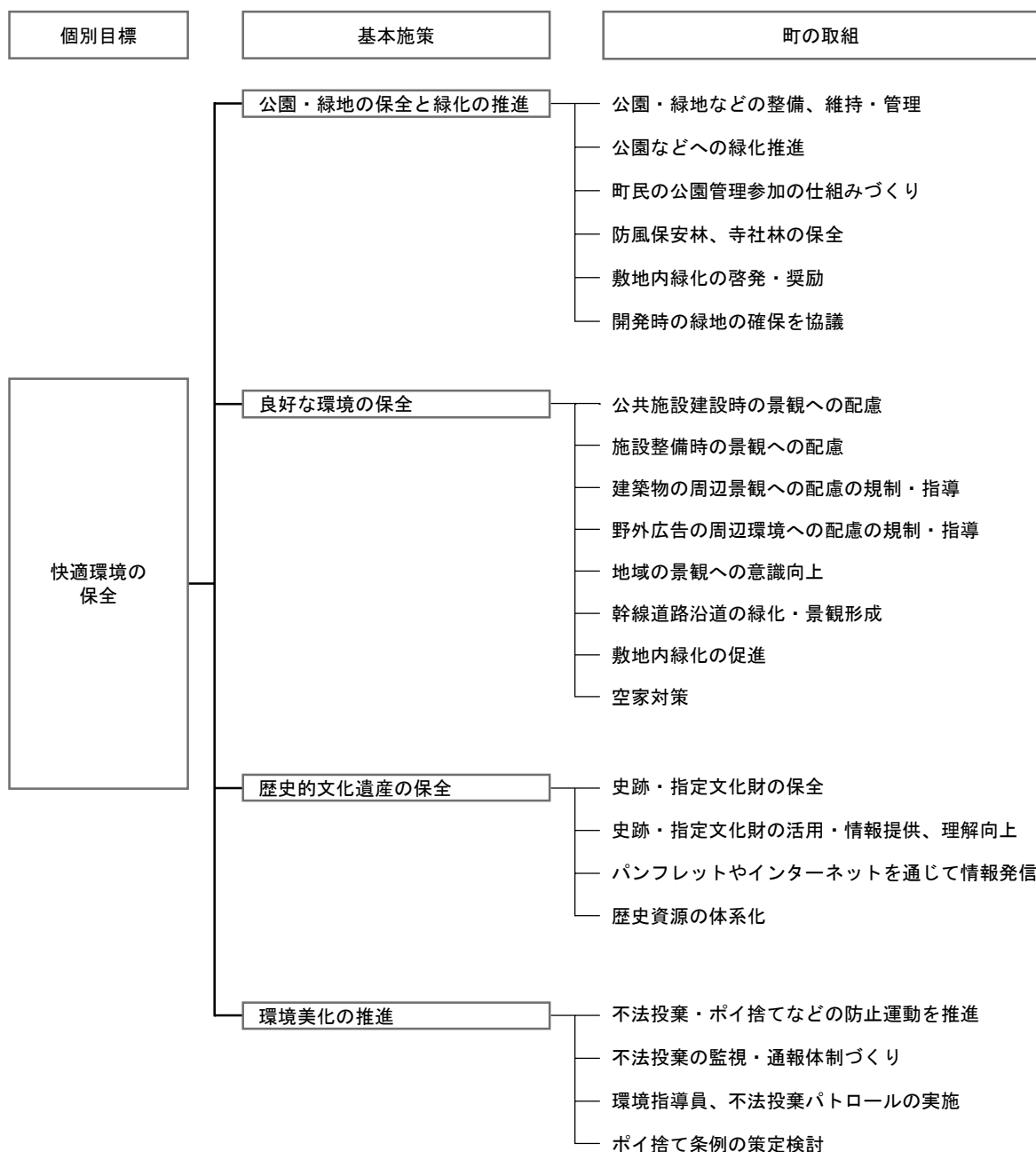
そして、文化的な生活をしていくためには、松茂町の歴史的な行事や遺産を守り、後世に継承していくことも重要です。

これらの主要な環境課題をふまえ、ここでは以下の個別目標を定めます。

■ 施策の体系 ■



第3章 個別目標と基本施策における取組



個別目標Ⅱ-1 生活環境の保全

町民に身近な生活環境として、水質汚濁、大気汚染、自動車騒音、航空機騒音、化学物質、地下水・地盤沈下について、それぞれの現況・詳細課題・目標指標・具体的な取組や配慮指針について整理しました。

基本施策Ⅱ-1 (1) 水質汚濁対策

重点
施策

■ 現況 ■

- 旧吉野川（大津橋）、今切川（加賀須野橋）の目標指標をみると、「大腸菌群数」以外の目標指標「BOD、pH、DO、SS」は目標数値を達成しています。
- 用排水路の水質をみると、目標指標「BOD」は過去10年間の平均値について35調査地点のうち平均29地点でBOD5mg/L以下を達成しており、今後も達成地点数の維持・増加をめざします。
- 目標指標「公共下水道の整備率」、「合併浄化槽の設置数」は目標数値を達成しています。今後は「公共下水道の接続率」の向上にも取り組みます。
- 目標指標「農業集落排水施設整備率」は現況72.5%であり、今後も整備率の向上をめざします。
- 町民アンケート*1では、住みやすい町にするために力を入れていくべき21分野（内3分野が環境関連）の中で「下水道等の生活環境の整備」が、第6位に選ばれています。また、「水道水の水質改善」、「下水道の整備」、「用排水路の水質改善」などの個別意見があげられています。
- 上位計画では「生活排水対策推進計画書」において、目標年度平成26年とし、町内用排水のBOD 5mg/mL以下、大津橋・加賀須野橋のBOD 3mg/mL以下の目標数値が定められています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- ひきつづき、公共下水道の整備や接続率の向上などの生活排水対策をすすめ、用排水路や河川の水質改善をめざす必要があります。
- ひきつづき、事業者へ工場排水の規制の徹底を図っていく必要があります。

■ 目標指標 ■

河川・用排水路の水質

調査地点		目標指標	単位	目標数値*1	計画策定時の状況 (H13 年度)	計画見直し時の状況 (H25 年度)
河川	旧吉野川 (大津橋)	BOD	mg/L	3以下	1.2	0.8
		pH	-	6.5~8.5	7.5~8.0	7.5~8.3
		DO	mg/L	5以上	8.7	9.0
		SS	mg/L	25以下	8	5
		大腸菌群数	MPN/100mL	5,000以下	7,000	9,900
	今切川 (加賀須野橋)	BOD	mg/L	3以下	1.3	1.1
		pH	-	6.5~8.5	7.5~8.0	7.6~8.1
		DO	mg/L	5以上	8.1	8.6
		SS	mg/L	25以下	5	4
		大腸菌群数	MPN/100mL	5,000以下	16,000	13,000
用排水路	BOD	mg/L	5以下の地点数の維持・増加*2	5以下の地点数平均25地点*3	5以下の地点数平均29地点*4	

*1: 河川の目標数値は、河川における生活環境の保全に関する環境基準値 (B 類型) に基づきます

*2: 計画策定時には目標数値「BOD5mg/L 以下」としていましたが、様々な水質の排水が直接流入する用排水路において BOD5mg/L 以下の目標値は過度に厳しいため、本計画では「BOD5mg/L 以下の地点数の維持・増加」に見直しました。

*3: 平成 9 年度～平成 14 年度間の平均値

*4: 平成 15 年度～平成 25 年度間の平均値

下水処理施設の整備率等

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
農業集落排水施設整備率 (整備人口÷計画処理人口)	100%	78% (H14 年度)	72.5% (H26 年度)
公共下水道の整備率 (整備区域÷計画区域)	25.2% (H20 年度・ 第 1 期完了時)	0%	41.7% (H26 年度)
公共下水道の接続率*5 (下水道接続人口÷ 下水道整備区域人口)	100%	-	58.74% (H27 年度)
合併処理浄化槽の設置数	240 基増 (H37 年度まで累計)	523 基 (H14 年度まで累計)	975 基 (H26 年度まで累計)

*5: 計画策定時の目標指標に加え、本計画では公共用下水道の接続率を追加しました。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

《 生活排水対策の推進 》

- 公共下水道を整備し、公共下水道の接続を推進します。
- 下水道未整備区域での合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 農業集落排水処理施設整備区域内における排水処理施設への接続を推進します。
- 浄化槽の設置者に対して適正な維持管理を指導します。
- 家庭での生活排水対策を啓発します。
- 用排水路における水質調査を継続し、用水路における水質を把握します。
- 上水道施設の維持管理を図り、安心して飲める水の安定供給に努めます。

《 工場・事業所の排水対策の推進 》

- 排水処理施設の適切な維持管理を行うよう、関係機関と連携し指導と監視を行います。
- 法令や公害防止協定に基づく工場・事業所等に対する規制、指導、監視を継続していきます。

《 土木工事に伴う湧水対策の推進 》

- 土木工事においては湧水による農地への塩害を防止するように、工事業者を指導し、地元関係者と協議しながら適切に処理します。

町民の配慮指針

- 下水道整備区域においては、公共下水道への接続に努めます。
- 下水道未整備区域においては、合併処理浄化槽の導入に努めます。
- 農業集落排水処理施設整備区域内においては、排水処理施設への接続に努めます。
- 浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- 洗剤の使用量の削減や、油や食べ残しを流さないようにします。
- 自宅周辺の水路の清掃など、水質汚濁防止活動に積極的に参加・協力します。

事業者の配慮指針

- 工場・事業場排水を適正に管理します。
- 事業所周辺の水路の清掃など、水質汚濁防止活動に積極的に参加・協力します。

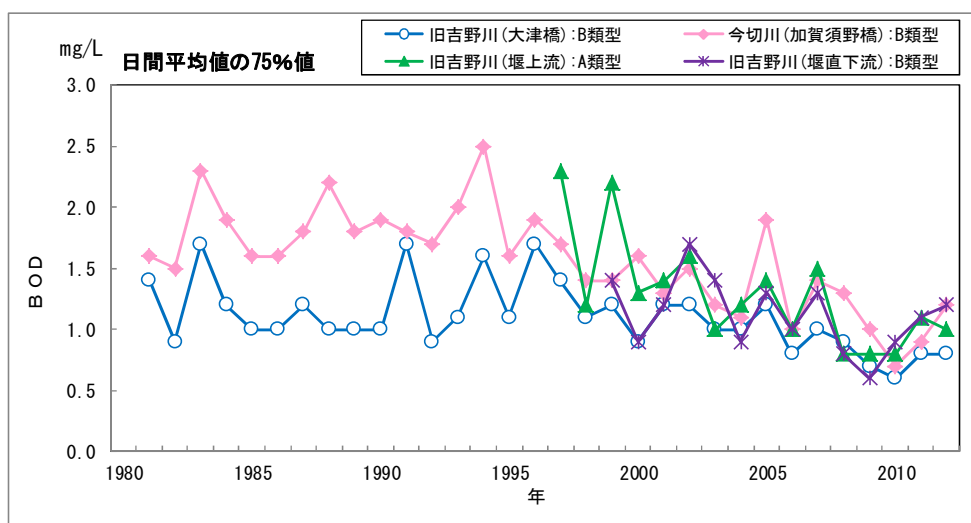
Topics 大腸菌群数とは？

大腸菌群は、一般に人や動物の腸管内に常時生息しているため、これを測定することで水の糞便による汚染の程度を知ることができます。大腸菌群数が高いということは、その水はし尿汚染を受けた可能性が高いといわれています。

大腸菌群数の環境基準は、旧吉野川の天津橋や今切川の加賀須野橋の調査地点が該当する B 類型の区分では、5,000 MPN/100mL と定められています。現況では、天津橋 9,900MPN/100mL、加賀須野橋 13,000MPN/100mL で環境基準を超過しています。しかし、全国の河川をみても大腸菌群数の環境基準達成率は 36.9%と低く、天津橋や加賀須野橋でみられた値が特別高い値というわけではありません。

Topics BOD とは？

BOD は、生物化学的酸素要求量 (Biochemical oxygen demand) の略称で、水中の比較的分解されやすい有機物が、好気性微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量を示します。水中で酸素を消費する物質は主に有機物ですから、河川の有機汚濁の指標として用いられています。



旧吉野川・今切川における BOD の推移

基本施策Ⅱ-1 (2) 大気汚染対策

■ 現況 ■

- 目標指標「二酸化硫黄」の濃度は、近年横ばい傾向にあり目標数値を達成しています。
- 目標指標「二酸化窒素」の濃度は、近年横ばい傾向にあり目標数値を達成しています。
- 目標指標「浮遊粒子状物質」の濃度は、近年大きな変動はなく目標数値を達成しています。
- 光化学オキシダント*1は、近年環境基準を超過する日数が増加しています。

*1: 光化学オキシダントは、広域的な発生源の影響や気象条件にも左右されること、光化学オキシダントが窒素酸化物と炭化水素の反応により生成される二次汚染物質であることから、目標指標として設定していません。

■ 詳細課題 ■

- 自動車の排気ガス対策を続けていく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.04ppm 以下 (日平均値)	0.006ppm (H13年度)	0.004ppm (H19年度) *1
二酸化窒素 (NO ₂)	0.04ppm 以下 (日平均値)	0.029ppm (H13年度)	0.019ppm (H25年度)
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.10mg/m ³ (日平均値)	0.068mg/m ³ (H13年度)	0.072mg/m ³ (H19年度) *1

*1: 一般環境測定局 松茂小学校における SO₂、SPM の測定は、平成 20 年度以降休止しています。

Topics 大気汚染物質の種類

二酸化硫黄 (SO₂): 化石燃料 (石油、石炭など) に含まれる硫黄分の燃焼、酸化によって発生し、工場・事業場のばい煙発生施設や自動車などが主な発生源となります。

二酸化窒素 (NO₂): 燃料を燃やすと発生する一酸化窒素が空気中の酸素と結合して二酸化窒素となります。ボイラーやエンジン、コンロ、ストーブなどが発生源となります。

浮遊粒子状物質 (SPM): 大気中に存在する粒径 10 μm 以下の粒子で、その発生源は、燃料の燃焼によって発生する「すす」、黄砂、火山灰など多種多様です。

光化学オキシダント (Ox): 自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして発生する物質の総称です。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

《 自動車排出ガス対策の推進 》

- 自動車の適正使用及びエコドライブを推進します。
- 町役場の公用車の更新時などには低公害車への転換を図ります。
- 自動車交通量抑制対策を推進します。
 - ・ ノーカーデーを設定し、実践・広報します。
 - ・ 公共交通や徒歩・自転車の利用など、自動車に過度に依存しない生活様式の普及を図ります。
 - ・ 歩道や自転車専用道の整備、レンタルサイクルなど、歩きやすく自転車が利用しやすい環境づくりに努めます。
 - ・ バス路線の整備やバス専用レーンの確保を関係機関へ要請します。

《 工場・事業場の排ガス対策の推進 》

- 公害防止協定を締結している事業所と連携・協力して大気汚染の未然防止に努めます。
- 廃棄物処理施設を適正に運転管理し、大気汚染の防止に努めます。

町民の配慮指針

- 購入時には低公害車を選択します。
- ノーカーデーに協力するなど、なるべく自動車に乗らず、自転車やバスなどの公共交通機関を利用するように努めます。
- 路上駐車をしません。
- エコドライブを実践します。

事業者の配慮指針

- 購入時には低公害車を選択します。
- ディーゼル車にDPF（ディーゼル微粒子除去装置）の装着を進めます。
- ノーカーデーに協力するなど、通勤時の公共交通機関の利用や相乗り通勤などを励行します。
- 路上駐車をしません。
- エコドライブを実践します。

Topics エコドライブ10のすすめ*2

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車をやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

*2: 出典: エコドライブ普及推進協議会 HP

基本施策Ⅱ-1 (3) 自動車騒音対策

重点
施策

■ 現況 ■

- 目標指標「国道28号における道路に面する地域の騒音」は、昼夜ともに目標数値を達成しています。
- 目標指標「国道11号における道路に面する地域の騒音」は、環境基準達成率が66.7%であり、今後も国道11号における騒音の低減をめざします。

■ 詳細課題 ■

- 自動車交通対策や道路環境の整備をすすめる必要があります。

■ 目標指標 ■

測定地点	目標数値*1 環境基準 達成率 (%)	計画策定時の状況 (H13年度)		計画見直し時の状況 (H25年度)		
		騒音レベル (dB) *2		騒音レベル (dB) *2		環境基準 達成率*3 (%)
		昼間	夜間	昼間	夜間	
一般国道 11号	100%	65.0dB	59.6dB	72dB	67dB	66.7%
一般国道 28号	100%	72.0dB	67.9dB	68dB	63dB	100%

*1: 本計画では、道路に面する地域の面的評価による環境基準達成率を目標数値とします。

*2: 道路に面する地域の測定地点における騒音レベルをさします。

*3: 環境基準達成率とは、道路に面する地域において面的評価を行った結果、騒音レベルが環境基準を達成した戸数を道路に面する地域の住宅棟の総戸数で除したものです。

Topics 道路に面する地域の面的評価とは？

国道・県道・4車線以上の市道等において、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行います。この結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等についての等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成している戸数及び割合を把握し、環境基準達成率(%)として評価するものです。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

《 交通量の抑制や交通流の円滑化 》

- ノーカーデーを設定し、実践・広報するなど、通勤時の公共交通機関の利用を啓発します。
- 関係機関と連携・協力し、道路交通の分散や円滑化のため、交通規制を検討します。

《 道路環境の整備の検討 》

- 関係機関と連携・協力し、道路構造の改善や、低騒音舗装の導入、緩衝緑地の整備などの沿道整備を検討します。

町民の配慮指針

- ノーカーデーに協力するなど、なるべく自動車に乗らず、自転車やバスなどの公共交通機関を利用するように努めます。
- アイドリングを控え、不要なスピードを出さないようにします。
- 自動車やバイクの整備基準を守り、無駄な騒音を出さないようにします。

事業者の配慮指針

- ノーカーデーに協力するなど、なるべく自動車に乗らず、自転車やバスなどの公共交通機関を利用するように努めます。
- 業務用車両のアイドリングを控え、不要なスピードを出さないようにします。
- 業務用車両の整備基準を守り、無駄な騒音を出さないようにします。

基本施策Ⅱ-1 (4) 航空機騒音対策

■ 現況 ■

- 目標指標「測定地点広島における航空機騒音」は、近年横ばいから減少傾向にあり、目標数値を達成しています。
- 町民アンケート*1では、「松茂町＝飛行機騒音のまちというイメージを払拭してほしい」などの個別意見があげられています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- ひきつづき航空機騒音対策を続けていく必要があります。

■ 目標指標 ■

測定地点	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
	単位:Lden*1	単位:WECPNL	単位:Lden*1
広島	57dB以下	62.3dB*2 (54.7~68.4dB) (H13年度)	53dB*3 (50~56dB) (H24年度)

*1: 航空機騒音に係る環境基準の評価指標は、2007年(H19)に従来のWECPNLからエネルギー積分を行う評価指標であるLdenに変更されました。これに伴い、I類型専ら住居の用に供される地域の航空機騒音の環境基準は、WECPNL70以下からLden57dB以下に変更されました。

*2: 測定地点広島における平均値、最小値、最大値を示します。

*3: 測定地点広島(二番越)、広島(三番越)、広島(四番越)、広島(鍬ノ先)、笹木野(北上)、笹木野(山下)の内の平均値、最小値、最大値を示します。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 緩衝緑地の設置、滑走路の沖出、自衛隊訓練機の低騒音型機への転換、住宅防音工事等の対策が取られてきましたが、今後も関係機関に要請していきます。

Topics WECPNL と Lden とは？

WECPNL (W 値) とは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価平均感覚騒音レベル) の略で、うるささ指数とも呼ばれるものです。航空機騒音測定・評価のために考案されたもので、航空機の最大騒音レベルと航空機騒音の発生回数をもとに評価値を求めるものです。平成 25 年 3 月まで、航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられていました。

Lden とは、時間帯補正等価騒音レベルのことです。個々の航空機騒音に夕方と深夜には重み付けをしてエネルギー積分し、騒音の総暴露量を評価することができます。国際的に、騒音の評価指標として用いられることが増えており、平成 25 年 4 月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられています。

Topics 松茂町＝飛行機騒音のまち？

徳島飛行場「徳島阿波おどり空港」のある松茂町は、広域高速拠点のまちとして町内に多くの人・モノが往来する活気のある町である一方、様々な航空機騒音対策にも取り組まなければならない一面をもっています。

松茂町は、これまでも関連機関に緩衝緑地の設置や自衛隊訓練機の低騒音型機への転換の要請などを続けてきました。また、2010 年（平成 22 年）には滑走路の延伸（沖出）が行われました。

松茂町の航空機騒音は、1999 年（平成 11 年）以降、環境基準を達成しています。

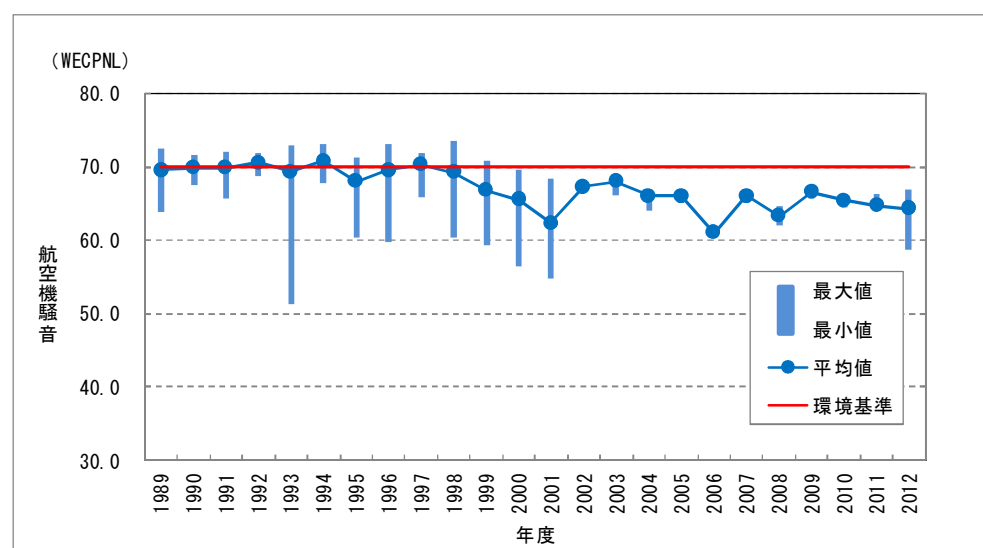


図. 松茂町広島における航空機騒音の推移

出典：「徳島県環境白書（平成元（1989）年度～平成 25（2013）年度）」のデータから作成

基本施策Ⅱ-1 (5) 有害化学物質対策

■ 現況 ■

- 目標指標「廃棄物処理施設排ガスのダイオキシン類濃度」は、目標数値を達成しています。
- 目標指標「土壌のダイオキシン類濃度」は、目標数値を達成しています。

■ 詳細課題 ■

- ひきつづき有害化学物質の適正な使用、管理の徹底に努める必要があります。

■ 目標指標 ■

廃棄物焼却施設排ガスのダイオキシン類濃度

調査対象		目標数値	計画策定時の状況 (H14年度)	計画見直し時の状況 (H25年度)
廃棄物焼却施設 排ガス (単位: ng-TEQ/Nm ³)	1号炉	5以下	0.052	0.13
	2号炉		0.14	0.11

土壌のダイオキシン類濃度

調査対象	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
土壌 (単位: pg-TEQ/g)	1,000以下	0.051 (H13 広島) 6.0 (H12 中喜来) 0.29 (H12 豊久)	0.14 (H16 中喜来) 0.037 (H17 長原) 0.060 (H20 住吉) 0.98 (H20 中喜来) 0.077 (H24 笹木野) 0.51 (H25 長原)

Topics ダイオキシン類とは？

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs) と、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) 及びコプラナーPCBs (Co-PCBs) を合わせた総称であり、それぞれ塩素原子の付く位置、数により複数の化合物があります。

毒性当量 (TEQ) は、毒性評価対象であるダイオキシン類化合物の実測濃度を、毒性の最も強い化合物である 2,3,7,8-T4CDD (2,3,7,8 四塩化ジベンゾパラジオキシン) の毒性濃度に換算し、その総和で表した数値で、単位に「pg-TEQ/g」のように「-TEQ」を付けて実測濃度と区別します。ダイオキシン類の毒性は化合物ごとに異なるため、環境濃度や排出濃度を評価する場合には、実測濃度によらず毒性当量を用います。

pg: ピコグラム、10⁻¹² (1兆分の1g)、ng: ナノグラム、10⁻⁹ (10億分の1g)

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 廃棄物焼却施設の適正な維持管理に努めます。
- 公共施設の建設、整備にあたっては、化学物質の適正な使用と管理に努めます。
- 公園などの公共施設での農薬の使用の抑制と農薬の適正な管理に努めます。
- 有害化学物質の情報の収集と実態の把握に努めます。
 - ・ 国、県、町の調査等の情報、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）を活用し、実態把握に努めるとともに、事業者に適正な管理を要請します。

町民の配慮指針

- 野外焼却をしないようにします。
- 家庭菜園は化学肥料や農薬の使用を控え、自家製の堆肥を積極的に使用します。
- 有害化学物質を発生するおそれのある製品を使用しないようにします。
- 洗剤や化粧品などの使用に際しては、化学物質の添加が少ないものを優先して使用します。
- 形にこだわらず、低農薬、有機栽培などの農産物を優先して購入します。
- 新たな有害化学物質について関心を持ち、知識を深めます。

事業者の配慮指針

- P R T R（化学物質排出移動量届出制度）に準じ、化学物質の取り扱いや管理に努めます。
- 化学物質について情報の収集、調査に努め、対策を講じます。
- 有害化学物質の環境への排出が少ない製品、製造法の開発に努めます。
- 農薬や化学肥料の使用基準を遵守し、最少量の使用に努めます。
- 野外焼却をしないようにします。
- 漁船の塗装に有機スズ塗料を使用しないようにします。

Topics PRTR（化学物質排出移動量届出制度）とは？

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

基本施策Ⅱ-1(6) 地下水・地盤沈下対策

■ 現況 ■

- 松茂町に隣接する徳島市川内町加賀須野における地下水位は、近年上昇する傾向にあります。

■ 詳細課題 ■

- 水の大切さや水循環についての認識を高めていく必要があります。
- 水害の発生抑制や地下水の涵養などの観点からも、雨水浸透枮や雨水利用システムの設置などを推進する必要があります。

■ 目標指標 ■

- 「地下水・地盤沈下対策」に関する目標数値は設定していません。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 地下水についての情報を収集し、実態を把握するように努めます。
- 周辺市町と協力し、「徳島県地下水の採取の適正化に関する要綱」に基づく規制、指導をしていきます。
- 歩道や敷地内道路の透水性舗装化や雨水浸透枮などの導入を検討します。
- 公共施設での雨水利用システムの導入を検討します。

町民の配慮指針

- 雨水浸透枮や雨水利用システムの導入を検討します。

事業者の配慮指針

- 地下水を採取するにあたっては適正かつ合理的な措置を講じ、県及び町が実施する地下水に関する施策に協力します。
- 敷地内の透水性舗装化や雨水浸透枮などの導入を検討します。
- 雨水利用システムの導入を検討します。

Topics 松茂町の下水道整備について

松茂町では、下水道事業計画に基づき、第一期事業計画区域、第二期事業計画区域、農業集落排水事業区域、集合処理区域の各区域ごとに、下水道事業をすすめています。2015年（平成27年）4月には、豊久、中喜来、満徳開拓、長原、住吉などの地区では、公共下水道を利用することができるようになりました。

私たちの日常生活の台所や風呂や洗濯から発生する「生活雑排水」を、汚れたままで川や海に流すと、水を汚し、水質汚濁を引き起こしてしまいます。私たちが、公共下水道を利用することで、川や海の水をきれいに保つことができ、側溝や水路の悪臭や虫の発生を抑えることができるようになります。

公共下水道が整備された町内では、町のシンボルマーク「マッピー」がデザインされた、可愛らしい下水管マンホール蓋を見ることができます。このほかにも、町の木「クロマツ」や、町の花「マツバギク」がデザインされた集落排水管マンホール蓋も見ることができます。みなさんも、マッピーのマンホール蓋を探して、私たちの暮らしと水環境の関わりについて考えるきっかけにしてみませんか？



マッピーがデザインされた
マンホール蓋

個別目標Ⅱ-2 快適環境の保全

町民が健康で快適に暮らすためには、人々に安らぎを与え、ふれあいやスポーツなどの交流、防災にも活用できる公園や緑地を整備・維持管理していくことが重要です。また、良好な景観を保つためには、周辺環境と調和しない建築物や広告物など、良好な景観形成を阻害する人工物に対して、適切な規制や指導を行うことも重要です。

また、町民が心豊かに暮らすためには、松茂町の特色あるまちづくりを行うとともに、町の歴史的文化遺産を保存し、後世に伝えていくことも必要でしょう。

また、近年、廃棄物処理やリサイクル関連法令による処理費用の有料化により、町内では、不法投棄が増加しており、また、ごみのポイ捨てなども多くみられます。町民一人一人が美しく生きる心もち、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない啓発活動を推進するとともに、監視の仕組みづくりを関係機関と連携して進めていく必要があります。

基本施策Ⅱ-2（1）公園・緑地の保全と緑化の推進

■ 現況 ■

- 町内は山林がなく、住宅地や空港、自衛隊の用地面積が大きいため、公園・緑地の面積は比較的少なくなっています。
- 目標指標「一人あたりの公園面積」は、目標数値を達成しています。
- 松茂町には、都市計画公園の他、農村公園が2箇所、児童遊園公園が37箇所あります（平成27年7月現在）。
- 町民アンケート*1では、6分野45施策中の満足度評価は、「公園・緑地の整備状況」が第7位、「緑化の進捗状況」が第10位と高い結果となっています。また、町民の内「緑化活動をしている人」の割合は全体の約半数（51.3%）ですが、20歳代では割合が低くなっています。
- 町民アンケート*1では、「公園の草取りや枯葉の掃除などの管理をしてほしい」、「犬猫の糞尿対策をしてほしい」、「町の美観等についてもっと住民の意見を聞いてほしい」などの個別意見があげられています。

*1：松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書，平成26年11月，松茂町

■ 詳細課題 ■

- 町民と協力し、公園・緑地の維持管理に努めていく必要があります。
- ひきつづき公園・緑地の創出に努めていく必要があります。

■ 目標指標 ■

調査対象	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
一人あたりの公園面積*1	10m ² /人	3m ² /人 (H14年度)	12.4m ² /人 (H27年度)

*1: 一人あたりの公園面積は、都市計画公園面積と月見ヶ丘海浜公園面積の合計を町人口で除した数字です。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 公園・緑地等整備、維持・管理を図ります。
- 公園や公共施設敷地への植樹により、緑化を推進します。
- 防風保安林や寺社林などの現存する樹林を保全します。
- 町民参加の公園づくりや、公園の維持管理に町民が参加する仕組みづくりを行います。
- 町民に生け垣や敷地内緑化を啓発・奨励します。
- 事業者に対し、敷地内緑化を啓発・奨励します。
- 開発事業においては、事業者と協議し、緑地の確保に配慮するよう協力を求めています。

町民の配慮指針

- 地域の公園・緑地、街路樹の維持管理に協力します。
- 自宅の生け垣、敷地内への植栽を進めます。
 - ・ 植栽する木は他の植物の害になるものは避けます。
 - ・ カイツカイブキは梨の赤星病菌の宿主になるので植えないようにします。
- 松茂町名由来の松の保存に努めます。

事業者の配慮指針

- 樹林の保存、管理のための取組に協力します。
- 地域の街路樹の維持管理に協力します。
- 事業所の敷地内緑化を推進します。
- 開発事業においては、町や地域住民と協議し、緑地確保に配慮するよう努めます。

基本施策Ⅱ-2 (2) 良好な景観の保全

■ 現況 ■

- 松茂町は近年人口が増加しており、町内の景観には建築物や広告などの人工物が多くを占めるようになってきています。
- 町民アンケート*1では、「空き家の管理や指導をしてほしい」などの個別意見があげられています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- 周辺環境と調和しない建築物や広告物などに適切な規制や指導を行い、良好な景観形成を維持していく必要があります。
- 良好な景観形成への理解の向上を図っていく必要があります。

■ 目標指標 ■

- 「良好な景観の保全」に関する目標数値は設定していません。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 公共施設の建設にあたっては、周辺の景観との調和に配慮します。
- 公園の遊具やフェンス、歩道のベンチ等、施設の整備にあたっては、周辺景観との調和に配慮します。
- 新たな建築物については、周辺景観に配慮するよう、都市計画法及び建築基準法などによる規制・指導に努めます。
- 事業者の野外広告に対して、周辺景観への配慮を求め、周辺環境を損なわないように指導します。
- 松茂町の優れた景観を公募し選出するなど、地域の景観に対する関心を高める取組を進めます。
- 幹線道路沿道地区などにおいては、道路内の緑化にあわせて地区計画などの導入により沿道の緑化や景観形成を図ります。
- 町民や事業者の協力に基づき、生け垣や宅地内緑化などによる敷地内の緑化促進を図ります。
- 今後増加すると予想される空き家については、利用促進や撤去などの対策に取り組みます。

町民の配慮指針

- 建築物を建てるときは周辺景観との調和に配慮します。

事業者の配慮指針

- 開発事業や建築物を建てるときは周辺景観との調和に配慮します。
- 野外広告物が周辺景観を損なわないように配慮します。

Topics 松茂町内の公園について

松茂町内には、月見ヶ丘海浜公園をはじめとして、5箇所の都市公園、2箇所の農村公園、37箇所の児童遊園があります。これらの公園は、遊具やスポーツ施設を備えたものや、園内で花や野鳥などを観察できるものなど、様々に利用することができ、子供連れでの遊びや散歩、スポーツなどを楽しむ町民の姿がみられます。

これらの公園や緑地は、私たちに安らぎを与え、美しい景観で心を和ませ、健康で快適な暮らしをおくるためになくてはならないものです。



松茂中央公園



松茂運動公園



長原児童公園



月見ヶ丘海浜公園



向喜来緑地・
ふれあいきゆうない公園

基本施策Ⅱ-2 (3) 歴史的文化遺産の保全

■ 現況 ■

- 松茂町には、国・県・町が指定した文化財が33件、史跡が1件あります。

■ 詳細課題 ■

- 松茂町の歴史的文化遺産を保存し、祭りや行事などをおとした特色あるまちづくりを行っていく必要があります。

■ 目標指標 ■

- 「歴史的文化遺産の保全」に関する目標数値は設定していません。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 町の史跡、指定文化財を保全します。
- 史跡、文化財を活用し、地域の歴史に関する情報を提供し、文化財に対する理解と関心を高めます。
- お祭りについての情報をパンフレットやインターネットを通じて情報発信します。
- 教育委員会、図書館、資料館などが連携し、歴史資源についての体系化を図ります。

町民の配慮指針

- 町内の史跡、指定文化財を大切にします。
- 地域の歴史に関心を持ち、地域の行事や文化活動に積極的に参加します。

事業者の配慮指針

- 町内の史跡、指定文化財の保全に協力します。
- 地域の行事や文化活動に積極的に協力します。

基本施策Ⅱ-2 (4) 環境美化の推進

■ 現況 ■

- 町民アンケート*1では、住みよいまちづくりを進めるために町民が受け持つこととして、「町の美化運動や清掃活動に参加」が第1位にあげられており、実際に「道路・水路・公園や側溝などの維持管理へ参加している人」の割合は全体の半数（51.8%）を占めます。一方、個別意見では、「公園の草取りや掃除などの管理」、「犬猫の糞尿対策」、などの要望があげられています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- ごみのポイ捨てや不法投棄を防ぐ仕組みづくりを行う必要があります。
- ごみのポイ捨てや不法投棄を防ぐ意識を向上させていく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
町内一斉清掃参加人数	10,000人*1	-	7,929人 (H26年度)

*1: 本計画の目標数値は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までの町内一斉清掃参加人数の平均約10,000人とします。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 不法投棄、ポイ捨て、ペットの糞の放置をしない運動を推進します。
- 不法投棄の監視、通報体制づくりに取り組みます。
- 環境指導員を選任し、不法投棄パトロールを実施します。
- ポイ捨て禁止条例の策定を検討します。

町民の配慮指針

- 不法投棄、ごみのポイ捨て、ペットの糞を放置しません。
- 地域の清掃活動に参加します。
- 環境指導員による不法投棄パトロールを実施します。

事業者の配慮指針

- 地域の清掃活動に参加・協力します。
- 法令を遵守し、産業廃棄物の適正な管理をします。

Topics 町内一斉清掃について

松茂町では、年に2回、自治会による町内一斉清掃が行われています。毎年多数の町民が参加し、また、役場や企業からもたくさんの方が参加する大規模な一斉清掃です。しかし、近年、自治会加入者の減少や高齢化などにより、参加人数が伸び悩んでいます。これからは、若い人たちの参加や自治会に加入していない人の参加を増やす方法も検討しなければいけません。

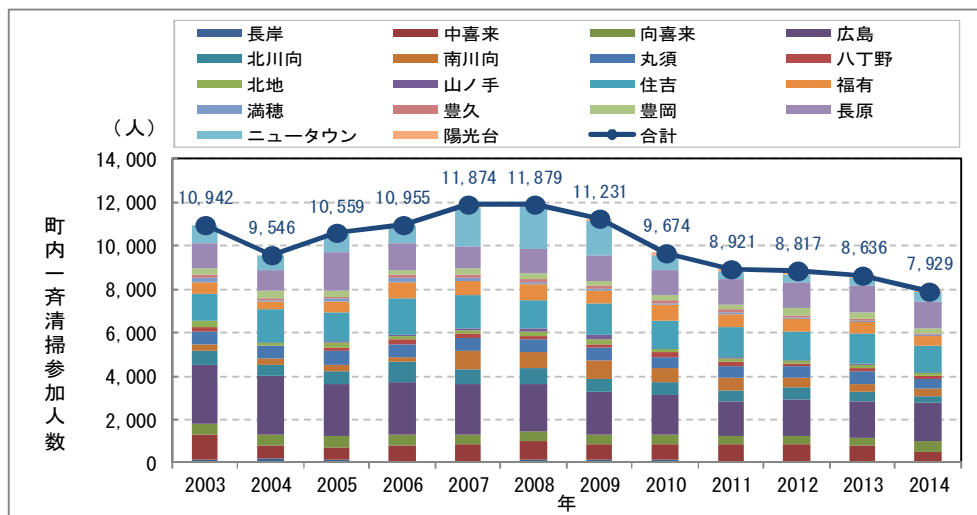


図. 町内一斉清掃参加人数の推移

Topics 民間団体の環境保全活動の紹介

松茂町で環境保全活動を続ける団体の一つとして「NPO法人 月見ヶ丘海浜公園を育てる会」があります。

月見ヶ丘海浜公園を育てる会は、月見ヶ丘海浜公園の計画段階で、整備内容や運営について開催された住民参加のワークショップから、「月見ヶ丘海浜公園をつくる会」として平成16年3月に誕生しました。

会の発足と同時に、月見ヶ丘海浜公園周辺の海岸の清掃活動やイベント活動を行っており、平成18年に「NPO法人 月見ヶ丘海浜公園を育てる会」として新たに設立されました。現在は、主に公園南側に隣接する海岸を定期的（月1回）に清掃しており、環境美化活動時にはユニフォーム等を着用しながら、地域に密着した活動を推進しています。

基本目標Ⅲ 地球環境にやさしい循環のまち

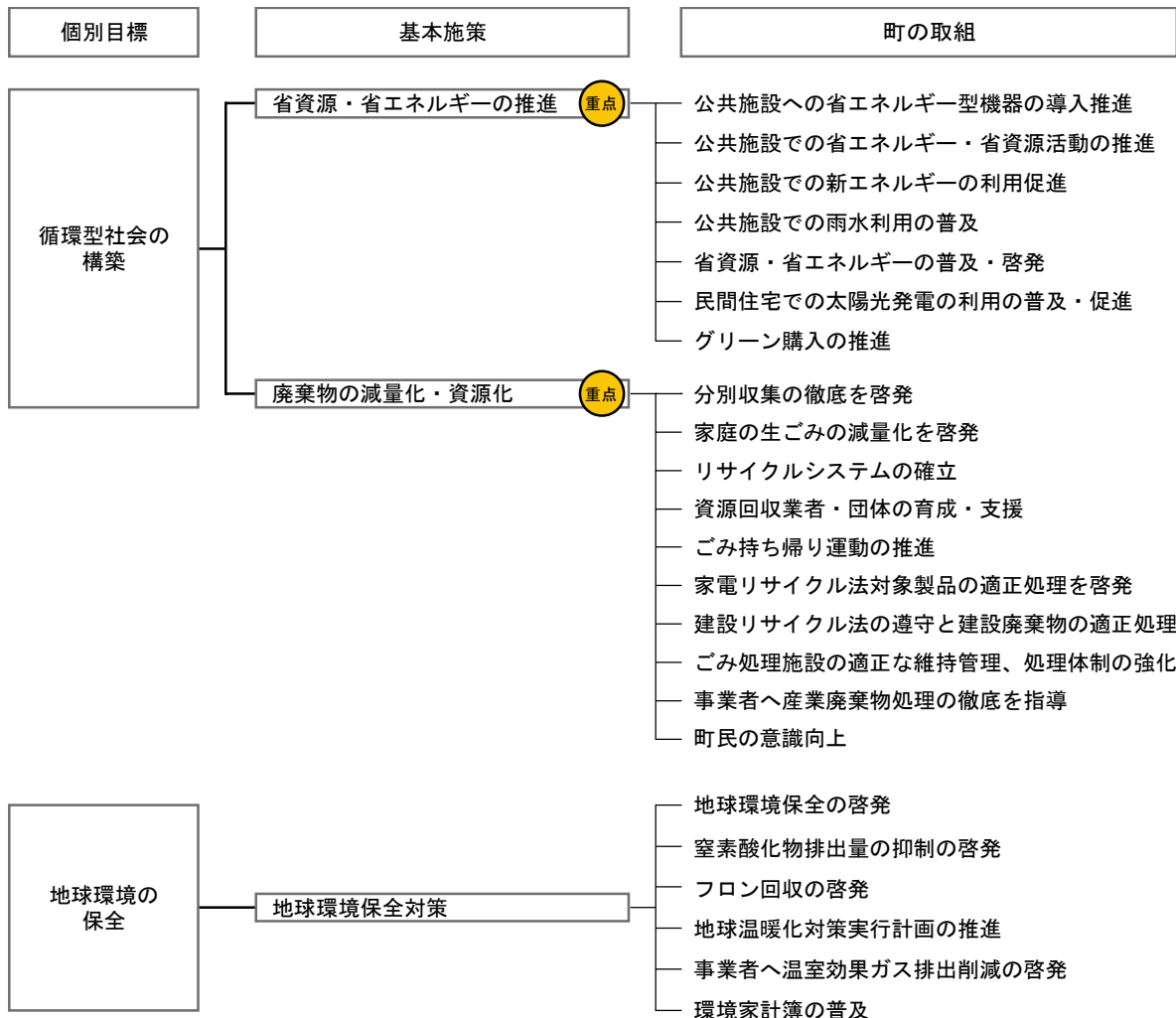
■ 主要な環境課題 ■

私たちの現代の暮らしは石油や水などの資源を多量に消費し、大量の廃棄物を環境へ排出しています。地球の資源やエネルギーには限りがあり、廃棄物を自然が浄化する容量にも限界があるため、私たちは、私たちの生活を省資源・省エネルギー、廃棄物を少なくする生活様式に改めていかなければなりません。

また、近年、地球温暖化や大気汚染などの地球規模での環境問題も急速に状況が悪化していますが、これらの問題は多くの人々が長い時間をかけて努力しなければ解決には至らないといわれています。現世代、そして将来世代にわたり、地球環境の恵沢を享受しうるよう、持続可能な社会をめざして、私たち一人一人ができることから取り組んでいかなければなりません。

これらの主要な環境課題をふまえ、ここでは以下の個別目標を定めます。

■ 施策の体系 ■



個別目標Ⅲ-1 循環型社会の構築

町民一人ひとりの日常生活において、資源やエネルギー消費を抑制することや、廃棄物を削減することが緊急の課題になっています。また、事業者、町行政は組織的に省資源、省エネルギーの運動に取り組んでいかなければなりません。町民、事業者、町行政が協力し、循環型社会の構築をめざしていく必要があるのです。

ここでは、2つの基本施策をあげ、それぞれの現況・詳細課題・目標指標・具体的な取組や配慮指針について整理しました。

基本施策Ⅲ-1 (1) 省資源・省エネルギーの推進

重点
施策

■ 現況 ■

- 目標指標「一人あたりの電力（電灯）使用料の年間増加率」、「住宅用太陽光発電の導入件数」、「一人あたりの水使用量」は、目標数値を達成しています。
- 町民アンケート*1では、「環境に配慮した生活をしている人」の割合が高い（72.5%）結果となっています。一方で、「新エネルギー導入の状況」については、比較的満足度が低い結果となっています。また、個別意見として「ごみ焼却炉の熱利用をしてほしい」、「太陽光発電システムの補助金の拡大」、「広報などの省資源化」などの意見があげられています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書，平成26年11月，松茂町

■ 詳細課題 ■

- 省エネルギー・省資源に対する意識の向上を図り、取組を続けていく必要があります。
- 太陽光発電などの新エネルギーの導入を推進していく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
一人あたりの電力（電灯）使用量の年間増加率	1.5%以下	2.1%*1	-0.03%*2
住宅用太陽光発電の導入件数	20件/年	11件（H14年度） 20件（H15年度）	27件 （H26年度）
一人あたりの水の使用量	212m ³ /年	212m ³ /年 （H13年度）	187m ³ /年 （H25年度）

*1: 平成10年度～平成14年度の平均値

*2: 平成22年度～平成26年度の平均値

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 公共施設設備に省エネルギー型機器の導入を推進します。
- 公共施設での節電、節水などの省エネルギー活動、省資源活動を推進します。
- 公共施設での新エネルギー（太陽光発電等）の利用を進めます。
- 公共施設での雨水利用の普及を図ります。
- 省資源・省エネルギーの普及・啓発をします。
- 民間住宅での太陽光発電の利用を普及・促進します。
- 町の物品購入でグリーン購入を推進します。

町民の配慮指針

- 環境家計簿を記録し、燃料やエネルギーの使用状況を知り、削減の目標を立てます。
- 毎日の生活で実践できる節電・節水に取り組みます。
- 省資源・省エネルギーについての情報を収集します。
- 電気製品や自動車を購入する時は消費電力や燃費の小さな製品を選びます。
- 太陽光発電の導入を検討します。

事業者の配慮指針

- 事業所の燃料やエネルギー使用状況を把握します。
- 管理責任者や削減計画を定め、計画的な省エネルギーに取り組みます。
- ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- 設備機器や自動車の買い替え時には省エネルギー型を優先して選択します。
- 太陽光発電等の新エネルギーやコジェネレーション（熱電供給）システムの導入を検討します。
- 省資源・省エネルギーについて社員に環境教育をします。

Topics 省資源・省エネルギーに係る用語について

グリーン購入： 環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選んで購入することです。グリーン購入は、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性も持っています。

環境マネジメントシステム： 事業者が自主的に環境保全に関する取組を進める際に、設定した方針や目標の達成に向けて取り組むための事業場内の体制・手続きなどのことです。代表的な規格がISO（国際標準化機構）のISO14001です。

コジェネレーション（熱電供給）システム： 発電とともに発生する廃熱を有効に活用する自家発電システムのことです。熱効率は80%以上であるため、石油や天然ガスなどの一次エネルギーの消費を半分近くまで抑えることができます。

■ 現況 ■

- 至近 10 年間の松茂町の一般廃棄物は横ばい傾向にあり、目標指標「一日一人あたりのごみ排出量」は、目標数値を達成していません。
- 至近 10 年間の松茂町のリサイクル率は横ばい傾向にあり、目標指標「リサイクル率」は、目標数値を達成していません。近年、はあとふる松茂のリサイクルショップや月見ヶ丘海浜公園のフリーマーケット、スーパーなどの店舗での回収など、民間におけるリサイクル経路が多様化し、リサイクルごみの収集場所への排出量が減少していることが一因と考えられます。
- 町民アンケート*1では、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）をしている人」の割合が高い（74.2%）結果となっています。「ごみ処理・リサイクル等の状況」についても、全施策6分野45項目中、満足度評価第1位、重要度評価第2位という結果となっています。また、個別意見として「ごみ収集日を増やしてほしい」、「ごみの収集場所への不法投棄の管理や、残ったごみの回収をしてほしい」、「ごみ収集に関する情報をもっと早くほしい」などの意見があげられています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成 26 年 11 月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- ごみ処理施設の適切な維持管理と処理体制の強化に努めていく必要があります。
- ごみの減量化や分別、リサイクルに関する意識の向上を図っていく必要があります。
- 事業者に対する産業廃棄物処理の徹底を図っていく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
一人一日あたりのごみの排出量	1,250g/人日	1,316g/人日 (H12年度)	1,130g/人日 (H25年度)
ごみのリサイクル率	20%*1	22.1% (H12年度)	14.9% (H25年度)

*1: 本計画の目標数値は、松茂町におけるリサイクル活動の実情を鑑み、平成 16 年（2004 年）から平成 25 年（2013 年）までのリサイクル率の平均値（15.7%）を考慮し、20%に見直しました。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 分別収集の徹底を啓発します。
- 家庭における生ごみの減量化を啓発します。
 - ・ 生ごみ処理器による自家処理の普及を図ります。
- リサイクルシステムの確立を図ります。
 - ・ ボランティア団体の協力を得て、フリーマーケットの開催やリサイクル商品の普及を図ります。
- 資源回収業者や集団回収団体の育成・支援を図ります。
- ごみ持ち帰り運動を推進します。
- 家電リサイクル法対象家電製品の適正な処理を啓発します。
- 公共事業における建設廃棄物を建設リサイクル法に従い、適切に処理します。
- ごみ処理施設の適切な維持管理に努め、ごみ処理体制の強化を図ります。
- 事業者に対しては自己責任による産業廃棄物処理の徹底を図ります。
- できるだけごみを出さない生活をめざし、町民の意識の向上を図ります。

町民の配慮指針

- できるだけごみを出さない工夫をします。
- 生ごみは生ごみ処理機などにより自家処理し、堆肥などに利用します。
- 過剰包装を断る、使い捨て商品は買わないなど、できるだけごみを出さない買い物をします。
- 再利用できるものはフリーマーケットやリサイクルショップに出します。

事業者の配慮指針

- 事業活動を見直し、ごみの減量化に努めます。
- 環境管理システムやライフサイクルアセスメント（LCA）などの導入に取り組みます。
- 廃棄物の再利用や再資源化技術の導入・開発などに取り組みます。
- 農業用廃プラスチック等の回収・再利用を進めます。

Topics フリーマーケットとは？

市民が不用品などをもち寄り、販売するノミの市です。リサイクル運動の1つで、各家庭に眠っている不用品を捨てずにもち寄り、必要とする人に安く販売することによって、ごみの減量、資源の再利用に役立っています。

個別目標Ⅲ-2 地球環境の保全

循環型社会の構築で掲げた「省資源・省エネルギーの推進」、「廃棄物の減量化・資源化」の地域の取組を進めることが地球環境を保全することにつながります。町は町民や事業者への情報提供に努め、地球環境保全に対する取組を進めます。

ここでは、地球環境問題の現況・詳細課題・目標指標・具体的な取組や配慮指針について整理しました。

基本施策Ⅲ-2 (1) 地球環境保全対策

■ 現況 ■

- 地球規模の環境問題として、地球温暖化、越境大気汚染、酸性雨、森林伐採、生態系破壊など、近年様々な問題が顕著化しています。
- 町民アンケート*1では、「環境に配慮した生活をしている人」の割合が高い(72.5%)結果となっています。
- 目標指標「町の温室効果ガス年間排出量」は、目標数値を達成しています。
- 上位計画「松茂町地球温暖化対策実行計画書」において、目標年度平成28年とし、温室効果ガスの総排出量を5,195t(基準年度平成22年の排出量5,469tに対し削減率5%)とする目標数値が定められています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- 地球環境問題や地球温暖化対策に対する意識の向上を図り、取組を推進するとともに、事業者や町民の取組への参加を促します。
- 町においては、上位計画「松茂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減取組を進める必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値*1	基準年	計画策定時の状況	計画見直し時の状況
町の行政事務・事業の温室効果ガス年間排出量	5,195t-CO ₂ H22年度比5%減	5,469t-CO ₂ (H22年度)	3,491t-CO ₂ (H11年度)	3,756t-CO ₂ (H26年1月) H22年度比31.2%減

*1: 計画策定時には、平成17年度に、平成11年度の年間総排出量から1.55%減をめざす目標数値が設定されていましたが、「松茂町地球温暖化対策実行計画」を鑑み、本計画の目標数値は、5,195t(基準年度平成22年度の排出量5,469tに対し削減率5%[-274t])に見直しました。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 地球温暖化、オゾン層保護、酸性雨などの地球環境保全の啓発に努めます。
- 酸性雨の原因物質である窒素酸化物の排出量の抑制を啓発します。
- フロン回収を啓発します。
- 町の事務・事業における地球温暖化対策実行計画の活動を推進します。
- 事業者温室効果ガス排出削減の自主的な取組を啓発します。
- 家庭での環境家計簿の普及を進めます。

町民の配慮指針

- 酸性雨の原因物質の排出を少なくするため、自動車の使用を少なくし、エコドライブに取り組みます。
- 冷蔵庫やルームエアコンは家電リサイクル法に従って、家電製品の回収に出します。
- カーエアコンを廃棄するときは認可を受けた業者に出します。
- フロンガスやオゾン層破壊物質を使用していない製品を購入します。
- 環境家計簿を記録し家庭からの二酸化炭素の排出量の削減に取り組みます。

事業者の配慮指針

- 酸性雨の原因物質の排出を少なくするため、化石燃料使用の効率化や、自動車の使用を少なくし、エコドライブに取り組みます。
- 業務用冷凍空調器やカーエアコンを廃棄するときは、認可を受けた業者に出します。
- 工場・事業場からのフロンなどのオゾン層破壊物質の排出を抑制します。
- オゾン層破壊物質を使用しない製品や製法の研究を進めます。
- ISO14001 などの環境マネジメントシステムを導入し、事業活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に取り組みます。

Topics 地球温暖化とは？

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素[CO₂]、メタン[CH₄]、一酸化二窒素[N₂O]、ハイドロフルオロカーボン類 [HFCs]、パーフルオロカーボン類[PFCs]、六フッ化硫黄[Sf₆]の6種類）が原因で起こる地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことです。2014年11月に、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第5次評価報告書では、地球温暖化が人間活動によって引き起こされている可能性を95%以上と報告し、今のままでは、21世紀末には平均気温が20世紀末比で最大4.8℃上昇し、海水面の上昇や異常気象などの影響が増強する可能性があるとしています。

基本目標Ⅳ みんなが環境保全について考え ともに実践するまち

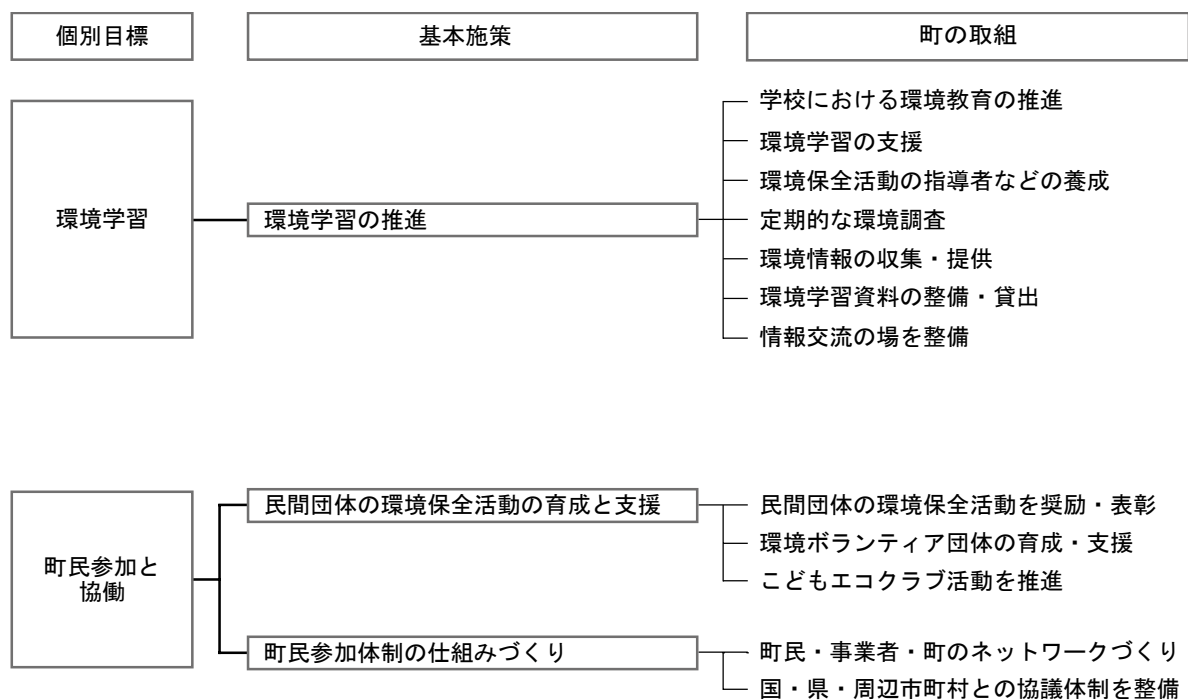
■ 主要な環境課題 ■

私たちの地域の環境を守っていくためには、地域の環境の現状について知り、関心をもつことが大切です。松茂町の小学校では、地域の身近な植物、野鳥、魚の観察などの体験学習を通じて、人間の生活と自然の関係について学習しています。こどもたちの活動を大人にも広げていかなければなりません。体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動するという環境学習が必要とされています。

このためには環境の情報や学習機会の場、みんなが情報交換できる場を作り、活動の拠点を作っていかなければなりません。町の環境を守っていくためには様々な知識を持った人材が必要です。町内には河川・池の魚や野鳥にくわしい人がいるかもしれません。さらには、町民・民間団体・事業者・町・周辺市町村・県・国が広く協働し、環境保全活動を進めていくことが大切です。

これらの主要な環境課題をふまえ、ここでは以下の個別目標を定めます。

■ 施策の体系 ■



Topics 環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律の改正について

現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、行政のみならず、国民、事業者、そして民間団体による自発的な環境保全活動と、その促進のための意欲の増進および環境教育が重要であるとの認識から、平成15年7月に制定されました。この法律は、学校、地域、職場という三つの場面での環境教育の推進を規定しています。

2012年(平成25年)に施行された改正環境教育推進法では、「環境教育」、「環境保全の意欲の増進」に加え、「協働取組」に関する規定が大幅に改定されました。

Topics 環境教育・環境学習とは？

環境基本法の翌年に閣議決定された環境基本計画においては、環境教育・環境学習について、以下のように定められています。

【意味・理念】

- 持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成すること
- 幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して推進するもの
- 学校、地域、家庭、職場、野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進するもの

【環境教育・環境学習の推進に当たって重視・留意すべき点】

- 自然の仕組み、人間の活動が環境に及ぼす影響、人間と環境の関わり方、その歴史・文化等について幅広い理解が深められるようにすること
- 知識の伝達だけではなく、自然とのふれあい体験等を通じて自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てること
- 特に、子どもに対しては、人間と環境の関わりについての関心と理解を深めるための自然体験や生活体験の積み重ねが重要

Topics 喜来小学校での環境学習



個別目標Ⅳ-1 環境学習

持続可能な社会を実現させるためには、私たち一人ひとりが、地球環境の恵みを理解し、大切に思う気持ちを育むことが重要です。その上で、人類と環境との相互作用について正しく認識し、実際の行動に生かしていく必要があります。

ここでは、2つの基本施策をあげ、それぞれの現況・詳細課題・目標指標・具体的な取組や配慮指針について整理しました。

基本施策Ⅳ-1 (1) 環境学習の推進

■ 現況 ■

- 町民アンケート*1では、個別意見として「社会参加や町民の意見を言える場や教えて下さる場がほしい」との意見があげられています。

*1: 松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書, 平成26年11月, 松茂町

■ 詳細課題 ■

- 町民、事業者と町が協働し環境教育を推進する必要があります。
- 環境情報の的確な提供に努める必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標		目標数値	計画策定時の状況 (H16年度)	計画見直し時の状況 (H27年度)
環境関連行事等の参加者数		増加をめざす	0	不明
環境 講習会	開催回数	年間1回以上	0	不明
	参加者数	増加をめざす	0	不明
学校での 環境教育	生物や水質調査	小・中学校4校	小学校3校	小・中学校4校
	動物飼育や 植物栽培	幼稚園・小学校 での増加を めざす*1	小学校3校	小学校3校
	清掃活動	継続	小・中学校4校	小・中学校4校
	リサイクル活動	継続	小・中学校4校	小・中学校4校
事業所	環境研修を実施 している事業所数	増加をめざす	24% (アンケート)	40%*2 (アンケート)

*1: 計画策定時には、動物飼育や植物栽培の目標数値は「小・中学校4校」でしたが、中学校での学習状況や小さな子供たちへの食育などを考慮し、本計画では「幼稚園・小学校での増加をめざす」に見直しました。

*2: 松茂町工業団地企業協議会事業所に所属する20社を対象にアンケートを実施しました。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 学校における環境教育を推進します。
- 環境学習を支援します。
 - ・ 生涯学習講座などで環境問題について系統的に学習できる機会を提供します。
 - ・ 町民が気軽に参加できる、自然観察会などの体験型環境学習会を開催します。
 - ・ 町民の自主的な環境学習に講師の派遣や資料の提供などの支援を行っていきます。
 - ・ 市民団体や NPO、専門家などとの環境学習についての協働取組や・協働のための仕組みづくりを推進します。
- 環境保全活動を担う指導者やファシリテーター*1の養成に取り組みます。
- 定期的な環境調査による環境の把握と監視をしていきます。
- 環境情報を収集し提供していきます。
- 環境学習資料の整備・貸し出しをします。
- 情報交流の場を整備します。
 - ・ 町民が気軽に集まって環境について学習し、話し合える場を整備し、活動の拠点作りを進めます。

町民の配慮指針

- 環境に関する講習会、観察会等に積極的に参加します。
- アドバイザーを招いて環境学習を企画します。
- 環境問題について関心を持ち、知識を深めるようにします。
- 町の環境情報を活用し、地域の環境問題について対策を提言します。

事業者の配慮指針

- 事業活動と環境問題との関連についての情報を収集します。
- 事業所内で環境研修会を開催します。
- 従業員への環境講習会や観察会などへの参加を支援します。
- 社内での環境に関する取組の情報を提供します。

*1: 会議などの対話の場で、公平な立場から話し合いに介入し、議論を円滑に調整しながら合意形成や相互理解に向けて効果的・効率的な議論がなされるよう調整する役割を負う人のことです。
(参考：ファシリテーションの意義と手法, 矢嶋宏光, 環境省環境影響評価研修資料)

個別目標Ⅳ-2 町民参加と協働

地域の環境保全活動を進めていくためには、町民、事業者、町行政がそれぞれの取組を行うとともに、各主体が連携して活動を行う仕組みづくりが重要です。

ここでは、2つの基本施策をあげ、それぞれの現況・詳細課題・目標指標・具体的な取組や配慮指針について整理しました。

基本施策Ⅳ-2 (1) 民間団体の環境保全活動の育成と支援

■ 現況 ■

- 松茂町内では、「はあとふる松茂」などの民間団体が環境保全活動を行っています。

■ 詳細課題 ■

- 町内の民間団体の環境保全活動がより広がっていくよう、育成・支援していただく必要があります。

■ 目標指標 ■

- 「民間団体の環境保全活動の育成と支援」に関する目標数値は設定していません。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 民間団体の環境保全活動を奨励・表彰をします。
- 環境ボランティア団体を育成・支援します。
- こどもエコクラブ活動を推進します。
 - ・ こどもたちの環境への関心を高めるため、環境省の「こどもエコクラブ活動」を通じて、学校や地域における主体的な環境の学習や実践活動を推進していきます。

Topics こどもエコクラブとは？

環境省が自治体と連携して、全国の小中学校生を対象に自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブの設立を呼びかけ、クラブのこどもたちが地域の中で楽しみながら学習・活動ができるようにプログラムや情報の提供を行っています。

Topics 民間団体の環境保全活動の紹介

町内の民間団体による環境保全活動の一つとして、「はあとふる松茂」の活動があげられます。はあとふる松茂は、1998年（平成10年）に結成されたボランティア団体で、松茂町保険相談センターで奇数月の第4日曜日に開催するフリーマーケットを中心に活動しています。

はあとふる松茂の「できることからやってみよう」、「使い捨てはもったいない」という理念は、多くの人の共感呼び、その活動は、フリーマーケットの収益金でベトナムの小学校への校舎や図書館の寄贈を行うという海外支援にまで発展しています。

また、“アジアの子供たちに学校を贈ろう”の活動に刺激を受けた松茂中学校生徒会の「アルミ缶回収100万個大作戦」と町内3小学校の児童によるプルタブ収集としてボランティアの輪が広がり、様々な年代の人々が交流しながら、環境保全活動が次世代にも引き継がれています。

2015年12月13日の徳島新聞で、「はあとふる松茂」の活動が紹介されました！



アルミ缶回収



リサイクルショップ



Topics 子ども自然探検隊の活動の紹介

“子ども自然探検隊”は、松茂町学校地域教育推進協議会が主催する自然体験活動で、専門の講師を招いて、星座観察や川や海辺の生き物調べなどを年6回開催しています。松茂町の自然を子供たち自身の目や手で調べるといった魅力的な活動で、毎年たくさんの子供たちが参加しています。



基本施策Ⅳ-2（2）町民参加体制の仕組みづくり

■ 現況 ■

- 目標指標「環境ボランティア団体数」は、目標数値を達成しています。
- 目標指標「こどもエコクラブ数」は、目標数値を達成していません。
- 現在、松茂町のボランティア団体は少なく、既存の団体も会員の高齢化が進んでおり、今後、活動の低下が危惧されます。

■ 詳細課題 ■

- 地域の環境保全活動に町民が参加できる体制や仕組みづくりを進めていく必要があります。

■ 目標指標 ■

目標指標	目標数値	計画策定時の状況 (H14年度)	計画見直し時の状況 (H27年度)
環境ボランティア団体数* ¹	2	1	7* ²
こどもエコクラブ数	3	1	1* ³

*1: 松茂町社会福祉協議会に登録されている環境に関する活動を行っている団体とします。

*2: 「森の案内人ネットワークボランティア」、「はあとふる松茂」、「松茂町ボランティアグループふきのとう」、「松茂町ボランティアグループひまわり」、「兼子建設」、「松茂町花づくり会」、「精神保健ボランティアつばさ」

*3: さゆり幼稚園に1クラブあります。

■ 具体的な取組や配慮指針 ■

町の取組

- 若者や未経験者、移住者へのPRや、ボランティア活動における異世代間交流を推進し、環境ボランティア団体の設立、運動の活性化を図ります。
- ボランティア団体の自主的な運営を支援し、町民・事業者・松茂町美しいまちづくり協議会・町の環境保全活動ネットワークづくりを推進します。
- 国、県や周辺市町村との協議体制を整備します。

町民の配慮指針

- 地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境ボランティア団体を企画し設立します。
- 環境ボランティア団体やこどもエコクラブに参加します。
- 環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。

事業者の配慮指針

- 環境保全に関するネットワークづくりに参加します。

日常生活の配慮指針

現在の環境問題を解決していくためには、二酸化炭素排出量の低減や省エネルギー・省資源の取組、廃棄物排出量の低減など、私たち一人一人の日常生活の様々な分野において発生する環境への負荷を少なくしていかなければなりません。

わたしたちは日々の生活のなかでどのようなことをすれば良いのでしょうか。ここでは、「水を使う」、「電気やガスを使う」、「ごみを減らす」、「買い物をする」、「住まい」、「自動車に乗る」の場面で気をつけることをまとめました。

■ 水を使う ■

	環境配慮指針	備考
1	節水コマ、水流調節弁など節水器具を使用します	節水コマを取り付けてハンドルを90度回転させた場合、水の出る量が約1/2になります* ¹
2	流しっ放しではなく、ためて使います ① 洗面・手洗い ② 歯磨き ③ 食器洗い ④ 洗車	流しっ放しの場合必要な水量* ¹ ① 12リットル／1分間 ② 6リットル／30秒間 ③ 60リットル／5分間 ④ 90リットル
3	水洗トイレでは、次のことに気をつけます ① 大小切り替えレバーを利用する ② タンクにペットボトルなどを沈めておく	2リットルのペットボトルで2リットルの節水になります
4	調理のときは、次のことに気をつけます ① 米のとぎ汁は、植木の散水に利用する ② 料理は量を調整し、食べ残し、油污れ、調味料汚れを少なくする ③ 廃油を少なくする工夫をする ・ 揚げ物油は炒め物にも使うなどして再利用 ・ 廃油は新聞紙などに吸収させて可燃ごみへ	廃油 500ml を流すと魚の住める水にするためには100m ³ のきれいな水が必要になります
5	排水口や水路に廃油、食品くず、ごみ、化学薬品などを直接流しません	
6	洗剤や石けんの使用量を少なくします	BODに関しては、石鹼は合成界面活性剤より環境負荷が高いですが、石鹼は微生物によって分解されやすく毒性も小さいです
7	風呂の残り水は洗濯、掃除や打ち水に使用します	浴槽の残り湯の半分を使用した場合90リットルの節水* ¹
8	雨水やエアコン排水をためて生活水に再使用し、非常時には防火用水とします	

*1: 出典: 水道・くらしのガイド, 東京都水道局

■ 電気やガスを使う ■

	環境配慮指針	備考
1	不在・不要のときは、 電気のスイッチをこまめに消します	待機電力を 90%削減すると約 6,000 円/年の節約(年間 CO ₂ 削減 効果約 87kg/年) * ¹
2	冷蔵庫を使うときは、次のことに気をつけます* ² ① 食品を詰め過ぎない ② 無駄な開閉はしない ③ 開けている時間を短くする ④ 設定温度を適切にする ⑤ 壁から適切な間隔で置く	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) ① 約 960 円 (-15.3kg) * ³ ② 約 230 円 (-3.6kg) * ⁴ ③ 約 130 円 (-2.1kg) * ⁵ ④ 約 1,360 円 (-21.6kg) * ⁶ ⑤ 約 990 円 (-15.8kg) * ⁷
3	テレビを見るときは、次のことに気をつけます* ¹ ① 見ないときは消す ② 画面は適切な明るさにする	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) ① 約 370 円 (-5.9kg) * ⁸ 約 1,240 円 (-19.8kg) * ⁹ ② 約 600 円 (-9.5kg) * ¹⁰ 約 3,340 円 (-53.2kg) * ¹¹
4	パソコンを使うときは、次のことに気をつけます* ¹ ① 使わないときは電源を切る ② 電源オプションの見直しを	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) ① 約 690 円 (-11.0kg) * ¹² ② 約 280 円 (-4.4kg) * ¹³
5	エアコンを使うときは、次のことに気をつけます* ¹ ① 夏の冷房は室温 28℃、 冬の暖房は室温 20℃を目安にする ② 冷・暖房は必要な時だけつける ③ フィルターを月に 1~2 回掃除する	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) ① 約 670 円 (-10.6kg) * ¹⁴ 約 1,170 円 (-18.6kg) * ¹⁵ ② 約 410 円 (-6.6kg) * ¹⁶ 約 900 円 (-14.3kg) * ¹⁷ ③ 約 700 円 (-11.2kg) * ¹⁸
6	洗濯は洗濯機の容量にあわせてまとめて洗います* ¹	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) 電気 約 130 円 (-2.1kg) * ¹⁹ 水道 約 3,820 円
7	風呂を使うときは、次のことに気をつけます* ¹ ① 入浴は間隔をあけずに入る ② シャワーの不必要な流しっぱなしはしない	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) ① 約 5,270 円 (-87.0kg) * ²⁰ ② ガス 約 1,760 円 (-29.1kg) * ²¹ 水道 約 1,000 円
8	照明器具を使うときは、次のことに気をつけます* ¹ ① 電球形蛍光灯に取り替える ② 点灯時間を短くする ③ LEDの導入を検討する	年間の節約金額 (CO ₂ 削減量) ① 約 1,850 円 (-29.4kg) * ²² ② 約 430 円 (-6.9kg) * ²³ 約 100 円 (-1.5kg)
9	住宅の保温、断熱化を行います (カーテン、二重窓、すき間テープの利用など)	
10	太陽熱・太陽光を利用します (サンルーム、温水器、太陽光発電などの設置)	

【出典】

- * 1: 身近な地球温暖化対策家庭でできる 10 の取り組み, 全国地球温暖化防止活動推進センター
- * 2: 出典: 家庭の省エネ大辞典 2012 年版, 一般財団法人省エネルギーセンター

【注釈】

<冷蔵庫>

- * 3: 中身の量を満杯から半分にした場合
- * 4: JIS 開閉試験の開閉回数を 1/2 にした場合
- * 5: 開けている時間を 20 秒から 10 秒にした場合
- * 6: 周囲温度 22℃で設定温度を「強」から「中」にした場合
- * 7: 壁に接する面を上・両側から片側にした場合

<テレビ>

- * 8: 液晶 32V 型を見る時間を 1 日 1 時間減らした場合
- * 9: プラズマ 42V 型を見る時間を 1 日 1 時間減らした場合
- * 10: 液晶 32V 型の画面の輝度を最大から中央に調節した場合
- * 11: プラズマ 42V 型の画面の輝度を最大から中央に調節した場合

<パソコン>

- * 12: デスクトップ型の利用時間を 1 日 1 時間削減した場合
- * 13: デスクトップ型の電源オプションを「モニタの電源を OFF」から「システムスタンバイ」にした場合 (3.25 時間/週、52 週)

<エアコン>

- * 14: 気温 31℃の時エアコン (2.2kW) の冷房を 27℃から 28℃にした場合 (9 時間/日)
- * 15: 気温 6℃の時エアコン (2.2kW) の暖房を 21℃から 20℃にした場合 (9 時間/日)
- * 16: 冷房 (設定 28℃) を 1 日 1 時間短縮した場合
- * 17: 暖房 (設定 20℃) を 1 日 1 時間短縮した場合
- * 18: 目詰まりしているエアコン (2.2kW) のフィルターを掃除した場合

<洗濯機>

- * 19: 定格容量 (洗濯・脱水容量:6kg) の 4 割を入れて洗う場合から 8 割を入れて洗うようにした場合

<風呂>

- * 20: 2 時間放置により 4.5℃低下したお湯 (200L) を追い炊きする場合 (1 回/日)
- * 21: 45℃のお湯を流す時間を 1 分間短縮した場合

<照明器具>

- * 22: 54W の白熱電球から 12W の電球形蛍光灯に交換した場合
- * 23: 54W の白熱電球 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合、12W の蛍光灯 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合



■ ごみを減らす ■

環境配慮指針	
1	買い物袋を持ち歩き、過剰包装を断ります。
2	不要品を買わないように計画的に物を買います。
3	食品は賞味期限内に食べるようにして、むだに捨てません。
4	ポリ袋、紙袋は買い物、ごみ入れ、保存用などに何度も使います。
5	衣服や家具や電気製品は修理をして長く使います。
6	ビンやプラスチック容器は、できるだけ中身を詰め替えて繰り返し使います。
7	使用済の紙を、メモ用紙、封筒、袋などにして再使用します。
8	ごみは町の分別方法に従って出します。
9	生ごみは家庭で堆肥化して利用します。

■ 買い物をする ■

環境配慮指針	
1	衝動買いをしません。
2	必要な量や賞味期限を考えて買います。
3	電気製品は省エネルギー型を購入します。
4	耐久消費財は修理して長く使います。
5	一時的にしか使用しないものは、借りたり、譲り受けたりします。
6	食物は、旬のものや地場のものを選んで買います。
7	過剰包装の商品は買わないようにします。
8	詰め替えができる商品を選びます。
9	エコマーク、グリーンマークなど環境配慮商品を選んで買います。
10	有害物質についての知識を深め、成分などに気を付けて製品を選びます。



■ 住 ま い ■

環 境 配 慮 指 針	
1	住宅の断熱化を行います。
2	太陽熱温水器や太陽光発電を使用します。
3	太陽の自然光を家の中に取り入れるようにします。
4	北側を塀や樹木で遮るようにします。
5	庭で家庭菜園、集合住宅のベランダで緑を育てます。
6	雨水浸透柵を設置します。
7	雨水をためて利用します。
8	庭に木を植え、敷地境界は生け垣で緑化します。

■ 自動車に乗る ■

	環 境 配 慮 指 針	備 考
1	通勤にはマイカーを使用しません	
2	近くの買い物やスポーツには自転車などを利用します	
3	自家用車にはできるだけ乗らず、電車、バス、自転車を利用します	週2日往復8kmの車の運転をひかえると約8,000円/年の節約（年間CO ₂ 削減効果約185kg/年）*1
4	自動車の共有化やレンタカーを利用します	
5	<p>エコドライブを実践します*2</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ふんわりアクセル「eスタート」 ② 車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転 ③ 減速時は早めにアクセルを離す ④ エアコンの使用は適切に ⑤ 無駄なアイドリングはやめる ⑥ 渋滞を避け余裕をもって出発する ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備 ⑧ 不要な荷物はおろす ⑨ 走行の妨げとなる駐車はしない ⑩ 自分の燃費を把握する 	<p>エコドライブの効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① eスタートで燃費が10%程度改善 ② 無駄な加速・減速で、燃費が悪化（市街地で2%程度、郊外で6%程度） ③ エンジンブレーキ作動で、2%程度燃費が改善 ④ 車内の温度を外気と同じ25℃にし、エアコンをONにしたままだと12%程度燃費が悪化 ⑤ 10分間アイドリング（エアコンOFF）130ccのガソリンを消費 ⑥ 10分間余計に走行すると、17%程度ガソリン消費量が増加 ⑦ タイヤの空気圧が不足すると燃費が悪化（市街地で2%程度、郊外で4%程度） ⑧ 100kgの荷物を載せると、3%程度燃費が悪化

*1: 身近な地球温暖化対策 家庭のできる10の取り組み, 全国地球温暖化防止活動推進センター

*2: エコドライブ10のすすめ, 環境省 エコドライブ普及連絡会

事業活動の環境配慮指針

地球温暖化、廃棄物等、現在の環境問題は社会経済システムと密接に関連しています。これらの課題を解決していくためには、原材料の採取から生産、流通、消費、廃棄に至るあらゆる段階で環境への負荷を低減していくことが不可欠です。

ここでは、事務所、工場、運送、販売店、建設工事、農業・漁業での環境配慮指針の例を示しました。個々の事業活動と環境との関わりについて考え、独自の環境配慮指針を作成しましょう。

■ 事務所 ■

1	OA 機器や電気製品は省エネルギー型のもを選びます。
2	冷暖房機を適温で使用します（冷房 28℃以上、暖房 20℃以下）。
3	昼休みの消灯、使用していない部屋の消灯など節電に取り組みます。
4	採光の工夫やソーラーシステムの導入など太陽光の利用を進めます。
5	事務用品はエコマーク、グリーンマーク商品などの環境配慮商品を購入します。
6	コピー用紙の両面印刷、裏紙の使用で紙の使用量を減らします。
7	ごみの分別を徹底し、資源ごみの回収に努めます。

■ 工場 ■

1	公害防止のため排水や排ガスの処理施設を設置し、適切に管理します。
2	原材料や製造の過程で使用する化学物質の環境への排出を抑制します。
3	空調機やボイラーなどの機器は省エネルギー型を選択します。
4	太陽光などの新エネルギーの利用に取り組みます。
5	廃熱の利用やコゼネレーションシステムの導入に取り組みます。
6	水の再利用や、節水機器の導入、雨水の利用などにより節水に努めます。
7	工場敷地の透水性舗装、雨水浸透柵の設置など、雨水の地下浸透に努めます。
8	工場敷地の緑化に努め、周辺環境との調和に配慮します。
9	製品の LCA ^{*1} や容器の再生品への転換など環境配慮製品の開発、生産を検討します。

*1：ひとつの製品が製造、使用、廃棄または再利用されるまで、すべての段階における環境への影響を総合的に評価する方法。

■ 運 送 ■

1	共同集荷・共同配送システムなどにより、自動車走行量の削減に努めます。
2	低公害車の導入を進めます。
3	ディーゼル車にはDPF（ディーゼル微粒子除去装置）の装着を進めます。
4	アイドリングストップなどのエコドライブを普及促進します。
5	路上駐車をしないよう、駐車場の確保や配置に配慮します。

■ 販売店 ■

1	冷暖房や照明の省エネルギー化に努めます。
2	看板、広告塔の設置には、周辺環境との調和に配慮します。
3	路上駐車しないよう、駐車場の確保や適正な配置に配慮します。
4	容器の回収体制をつくり、容器の再利用や再生利用を進め、ごみの減量化に努めます。
5	包装・梱包の簡素化に努めます。
6	エコマーク、グリーンマーク商品などの環境配慮商品の販売を進めます。
7	地場商品の販売を進めます。

■ 建設工事 ■

1	建設機械や工事用車両に排出ガス対策型や低騒音型・低振動型の建設機械を使用して、周辺環境への大気汚染や騒音・振動の影響を軽減するように努めます。
2	建設資材は再生品や再利用可能なものを使用します。
3	建設工事とともに発生する廃棄物の減量化と適正な処理に努めます。
4	交通渋滞を発生させないよう、工事の時間帯に配慮します。
5	土木工事においては、湧水による農地への塩害を防止するように、適切な処理に努めます。

■ 農業・漁業 ■

1	廃棄物を野外焼却せず法令に従って適正に処理します。
2	農業用の廃プラスチックの再利用や回収に努めます。
3	農薬や化学肥料の減量化に努め、使用を最少限にします。
4	漁船の塗装には有機スズ系塗料は使用しません。
5	用水路や海岸の清掃活動に参加します。

町の環境配慮指針

松茂町は「松茂町地球温暖化対策実行計画（平成24年3月）」において、町の行政事務・事業での具体的な取組を策定しています。以下にその内容を示します。

■ 財（物品等）やサービスの購入にあたっての配慮 ■

配慮事項		製品列または配慮の詳細
共通事項		<input type="checkbox"/> 適正な在庫管理・調整による物品の計画的な購入 <input type="checkbox"/> エコマークやグリーンマークなど環境ラベルの付いた製品等の資料収集と情報の活用
物品類	用紙類	<input type="checkbox"/> コピー用紙、OA用紙の購入は、原則「古紙配合率100%、白色度70%以下」 <input type="checkbox"/> パンフレットや報告書等の印刷物の発注は、原則「古紙配合率100%、白色度70%以下」 <input type="checkbox"/> 印刷物には、再生紙使用マーク（Rマーク）、古紙配合率及び白色度を表示 <input type="checkbox"/> トイレットペーパーなどの衛生用紙は、全て古紙配合率100%の製品
	電気製品	<input type="checkbox"/> 適正規模の機器の選択 <input type="checkbox"/> OA機器7品目（コンピューター、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、コピー機、スキャナ、複合機）は、「国際エネルギースターロゴ」等環境ラベルが付いている製品 <input type="checkbox"/> LED灯・インバーター式蛍光灯など省エネ型の製品 <input type="checkbox"/> 待機時消費電力の少ない省エネ型の製品 <input type="checkbox"/> 洗濯機等は、節水型の製品
	自動車	<input type="checkbox"/> 電気自動車・ハイブリッド自動車等低排出ガス車の計画的な導入 <input type="checkbox"/> 可能な限り、小型（排気量・大きさ）車を選択
	文具・事務用品	<input type="checkbox"/> エコマーク商品・グリーン購入法適合商品のものを、原則購入する
	作業服	<input type="checkbox"/> 作業服は、原則、ペットボトル再生繊維を使用した製品
	木製品	<input type="checkbox"/> 間伐材等から作られた製品
	使い捨て用品	<input type="checkbox"/> 使い捨て用品の購入自粛
	容器・包装材	<input type="checkbox"/> 洗剤及び文具類等は、詰め替え可能な製品 <input type="checkbox"/> リターナブル容器での販売製品 <input type="checkbox"/> 業者に対する過剰包装でない製品の納入要請
その他	再生可能製品	<input type="checkbox"/> 再生利用可能クラフトテープ <input type="checkbox"/> 事務用粘着テープ
	長期使用可能製品	<input type="checkbox"/> 部品の交換修理が可能な製品 <input type="checkbox"/> 保守・修理サービスの長い製品 <input type="checkbox"/> 機能拡張性の高い製品

■ 財（物品等）やサービスの使用にあたっての配慮 ■

配慮事項		製品列または配慮の詳細
用紙類	用紙類	<input type="checkbox"/> 両面コピー、両面印刷の徹底 <input type="checkbox"/> 縮小可能なものの縮小コピーの徹底 <input type="checkbox"/> 1枚の用紙に複数ページコピー <input type="checkbox"/> コピー機、ワープロ等におけるミスコピー、ミスプリントの防止（リセットボタンの利活用） <input type="checkbox"/> 片面使用済用紙の裏面使用の徹底 <input type="checkbox"/> 使用済封筒、ファイル、不用紙の再使用 <input type="checkbox"/> ポイントを押さえた簡潔明瞭な文書・資料の作成 <input type="checkbox"/> 報告書等は、概要版や要約版の作成・使用 <input type="checkbox"/> コピー、印刷物の部数、ページ数の減量化 <input type="checkbox"/> 印刷物の残数把握による印刷部数の減量化 <input type="checkbox"/> 電子データ化による資料の共有化等による手持ち資料の減量化 <input type="checkbox"/> 庁内LAN活用による庁内の文章や集約発送の文章における封筒使用の自粛 <input type="checkbox"/> 庁内の照会や依頼に対する回答は簡単なものや該当しない物は電話による <input type="checkbox"/> 内部資料等はホッチキスに変えクリップ等を使用する。 <input type="checkbox"/> ホッチキスを使用する場合は、一箇所止め <input type="checkbox"/> 依頼や照会文書などは、課内（係・班内）での必要最小限のコピー <input type="checkbox"/> 課内回覧文は庁内LAN・スキャナ等を使用し、ペーパーレス化 <input type="checkbox"/> ファイリングシステムの徹底 <input type="checkbox"/> ペーパータオルなど使い捨て製品の使用自粛 <input type="checkbox"/> 用紙使用量の把握・管理
	FAX・電子メディア	<input type="checkbox"/> 庁内LANシステムなど、電子メディアを利用したペーパーレス化 <input type="checkbox"/> 電子メールの有効利用 <input type="checkbox"/> 電算画面上で確認できて、法令等で保存の規定がないものは、紙ベースに出力しない
	会議	<input type="checkbox"/> 資料の部数・ページ数の減量化 <input type="checkbox"/> 内部会議の資料等の部分訂正は、差し替えでなく、見え消しや言葉による <input type="checkbox"/> 事前配布資料は、原則、再配布を自粛
電気	照明機器	<input type="checkbox"/> 昼休み、勤務時間外及び休日出勤時の照明は必要最小限 <input type="checkbox"/> 会議室、倉庫、給湯室、トイレなどの照明は使用時のみ点灯
	OA機器	<input type="checkbox"/> パソコン、コピー機、プリンターは原則、省エネモード設定
	その他の電気機器	<input type="checkbox"/> 電気製品の不使用時は、コンセントを抜き待機時消費電力の削減
	エレベータ	<input type="checkbox"/> エレベーターの使用を控え、階段の利用
	その他	<input type="checkbox"/> 空調していない部分に通じる出入り口を解放しない <input type="checkbox"/> 会議等の開催時は、会議室等の適正温度設定と省エネ室温に対応した服装での出席を事前に周知

配慮事項		製品列または配慮の詳細
他 燃料	給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯設備は、元栓の適正な管理 <input type="checkbox"/> 湯沸かし器は、未使用時の口火消化（閉庁日の元火消火） <input type="checkbox"/> 給湯設備等炎のこまめな調整
自 動 車	運転や設備	<input type="checkbox"/> 経済速度による走行 <input type="checkbox"/> 急発進・急加速や不必要なアイドリング等をしない <input type="checkbox"/> タイヤの空気圧調整など定期的な整備 <input type="checkbox"/> 不必要な荷物を積みっぱなしにしない <input type="checkbox"/> 電気自動車・低燃費車や低排出ガス車の優先的、計画的な使用
	運転管理	<input type="checkbox"/> 合理的な走行ルートを選択による効率的・合理的な運行 <input type="checkbox"/> 走行距離、燃料使用量などの実態把握と改善
	マイカー	<input type="checkbox"/> マイカー通勤の自粛を図り、公共交通機関や自転車を利用 <input type="checkbox"/> イベントや会議等を開催する場合は、参加者に公共交通機関利用や駐車場等でのアイドリング・ストップを要請
	その他	<input type="checkbox"/> 公用車やタクシーを利用する場合、可能な限り相乗り <input type="checkbox"/> 電車・バス等の公共交通機関の便がよい場合は、公共交通機関を利用 <input type="checkbox"/> 近距離移動の自転車使用
水		<input type="checkbox"/> 食器洗浄や洗濯時などは、水の流しっぱなしをしない <input type="checkbox"/> 洗車は、バケツを使用するなど洗車方法の改善や回数の削減 <input type="checkbox"/> トイレの二度流しはしない <input type="checkbox"/> 芝生や植木などへの散水は効率的、計画的に実施 <input type="checkbox"/> その他日常的な節水励行
そ の 他	物品	<input type="checkbox"/> 物品類の長期使用 <input type="checkbox"/> 長期未使用の事務用品や遊休（不用）備品等の有効的使用 <input type="checkbox"/> 事務機器や用品等の故障、不具合の際の修繕再使用
	服装	<input type="checkbox"/> 省エネ対策の執務環境に対応した能率的な服装（クールビズなど）

■ 物品の廃棄にあたっての配慮 ■

配慮事項		製品列または配慮の詳細
減 量 化	物品管理	<input type="checkbox"/> 適正な在庫管理・調整による物品の計画的な購入（再掲）
	その他	<input type="checkbox"/> 不必要な資料、チラシ等の受け取りを自粛 <input type="checkbox"/> 仕様済封筒、ファイル、不用紙等の再使用（再掲）
資 源 化	不用紙等	<input type="checkbox"/> 不用紙、空き缶、ビン、ペットボトルのリサイクルボックスを設置し、分別回収、資源化 <input type="checkbox"/> イベント会場には、リサイクルボックスを設置し、資源化 <input type="checkbox"/> シュレッダーダストは、資源化 <input type="checkbox"/> トナーカートリッジは、業者に回収、資源化を要請
そ の 他	フロン	<input type="checkbox"/> 自動車や冷蔵庫等を廃棄する際は、業者に冷媒フロンの適正な回収、再利用・破壊処理を委託

■ 新エネルギーの促進 ■

配慮事項	製品列または配慮の詳細
省エネルギー等	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の導入に努める

第4章

計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

1.1 環境保全活動の協働組織

町民、事業者、町行政が各々の役割を担うとともに、各主体の自主的な取組と協働によって本計画の施策を推進していきます。

このための推進母体は「松茂町美しいまちづくり推進協議会」とし、運動の進展により、より広範な町民やボランティア団体の参加を図っていきます。

「松茂町美しいまちづくり推進協議会」は各主体が行う環境保全活動を連携させ、主体間の合意や協力体制を築きながら、環境保全活動の企画・運営をする環境保全活動の協働の要となる組織です。また、本計画の進捗状況をチェックし、課題や重点施策を検討するなど、本計画の進行管理主体としての役割を担います。

- ① 町民・事業者などを中心に行う取組・事業の検討、実施
- ② 町行政との協働事業の実施
- ③ 町民、事業者など各主体への普及啓発、各主体が行う取組の支援
- ④ 「松茂町美しいまちづくり推進協議会」としての取組、町民・事業者の取組状況の点検・評価
- ⑤ 町が作成する年次報告に基づく、行政の施策・事業の実施状況および計画全体の進捗状況に対する意見・提案

1.2 町行政の推進体制

産業環境課を事務局として、参事・課長会で調整を図り、各部署の連携のもとに本計画を推進していきます。町行政としての環境保全の施策を推進し、町民・事業者の組織と連携して協働事業を行います。

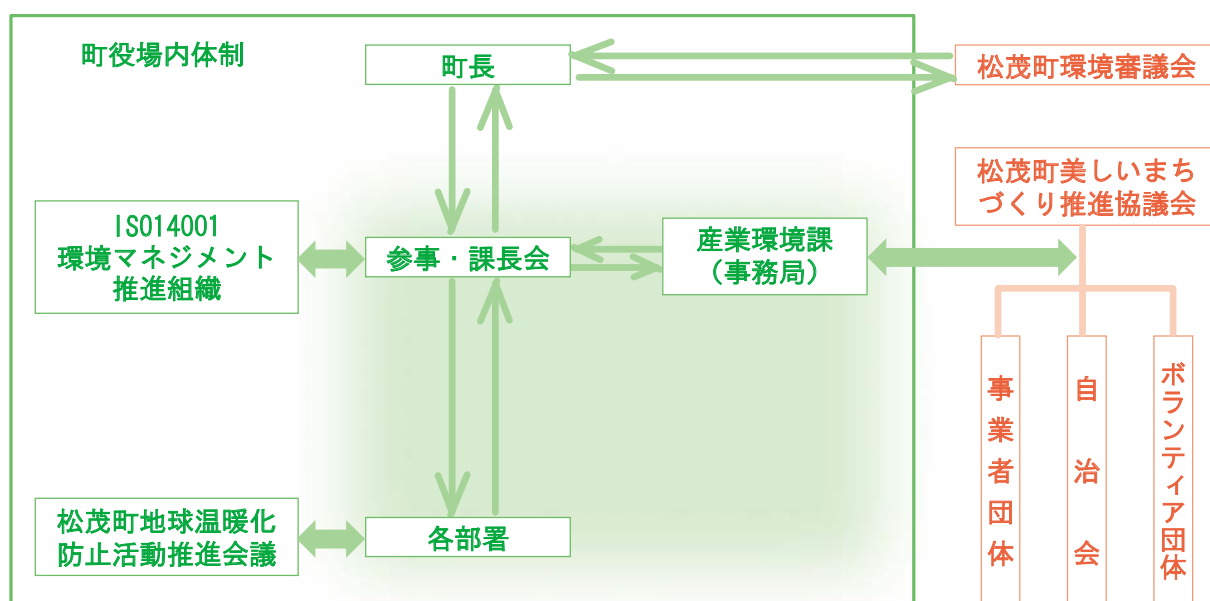
町の事務・事業については、既に実施している地球温暖化対策実行計画及びISO14001の環境マネジメントシステムの推進体制により計画を推進していきます。

- ① 各課で取り組む環境保全の施策についての総合的な調整と推進
- ② 「松茂町美しいまちづくり推進協議会」の町民・事業者との協働事業の実施
- ③ 各課で取り組む環境保全の施策についての点検・評価
- ④ 施策の点検・評価結果をとりまとめ、本計画の年次報告の作成
- ⑤ 年次報告に対する町民、事業者、「松茂町美しいまちづくり推進協議会」からの意見、環境審議会からの助言、提言をふまえ、次年度以降の計画に反映

1.3 環境審議会

環境審議会は学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の代表者、町民代表者により構成され、総合的専門的見地から計画の点検・評価を行い、計画の推進や見直しにあたって町長に助言を行います。

- ① 年次報告の点検・評価とそれに基づく助言、提言
- ② 概ね5年を目途とした本計画の見直しについての調査の提言や審議



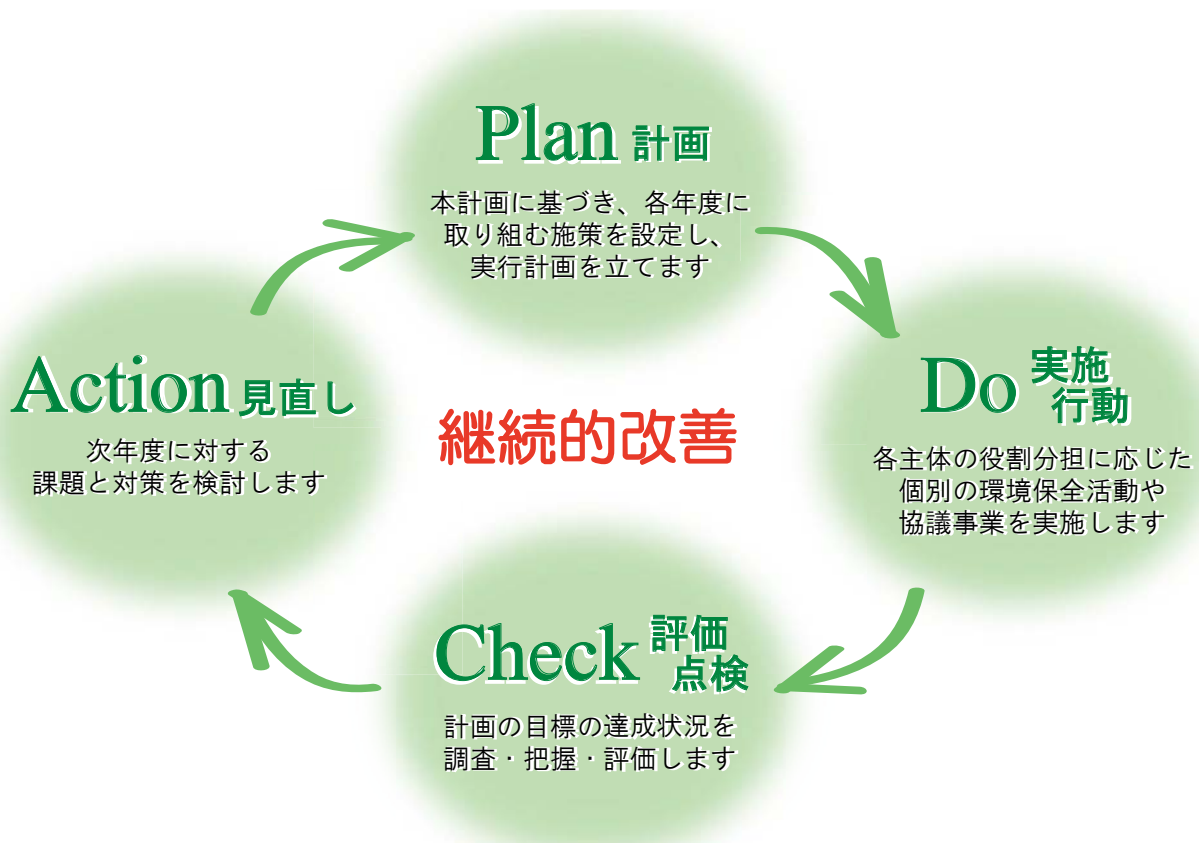
2 進行管理

2.1 PDCAサイクルによる進行管理

この計画を実効性のあるものとしていくためには、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組に反映させていく仕組みが重要です。

そこで、この計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検評価）→ACTION（見直し）という流れで行います。

この PDCA サイクルは、1年を単位として実施し、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、この計画の中間年である5年を目途に計画の見直しを行います。



2.2 各主体の進行管理

(1) 町行政と全体の計画

役場庁舎内の事務・事業については、ISO14001による環境マネジメントシステムが整備され、PDCAサイクルによって、目標達成のための取組が進められています。

本計画の施策については、「松茂町美しいまちづくり推進協議会」を中心として、PDCAサイクルによる進行管理をしていきます。

(2) 町民

町民の日常生活での環境保全活動の進行管理には、環境家計簿の普及を進め、モニターを募集し環境保全の活動状況を把握していきます。次に徳島県のホームページで紹介されているエコライフノート（環境家計簿）の例を示します。

さあ、行動に移りましょう！

まずは、電気・ガス・水道について調べましょう

- ① 電気・ガス・水道の検針票を集めましょう
- ② エコライフノートにきれいに貼って、整理整頓
- ③ エコライフ表に記入しましょう
- ④ 表をグラフにしてみましょう
- ⑤ 家族みんなで省エネコミュニケーション
 - ⇒ 調査して分かったこと
 - ⇒ 節電・節水・節約のためにこれから行動すること

エコライフノートを参考に、我が家でできる取組を 家族みんなで考えてみましょう

出典：エコライフノート～エネルギーのムダを省いて節電・節約をしよう♪～，
一般財団法人 徳島県婦人団体連合会 徳島県

エコライフノート（環境家計簿）の掲載内容例

電気

※こちらに検針票を貼り付けてください。検針票の貼り方と右ページの記入表の書き方は右のページの表の下に詳しく書いていますので、参考にしてください。

月分 _____

月分 _____

月分 _____

月分 _____

月分 _____

月分 _____

電気記録表

平成 年 月 ~ 平成 年 月

月	電気料金	使用量		CO ₂ 排出量
		当年	前年	
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg
	円	kwh	kwh	kg

※記入方法

《電気検針票》

	電気料金	使用量		CO ₂ 排出量
		当年	前年	
H 25/7	5,781 円	249 kwh	254 kwh	137 kg

(当年使用量) × 0.55
※小数点以下四捨五入

出典：エコライフノート～エネルギーのムダを省いて節電・節約をしよう♪～、
一般財団法人 徳島県婦人団体連合会 徳島県

- 77 -

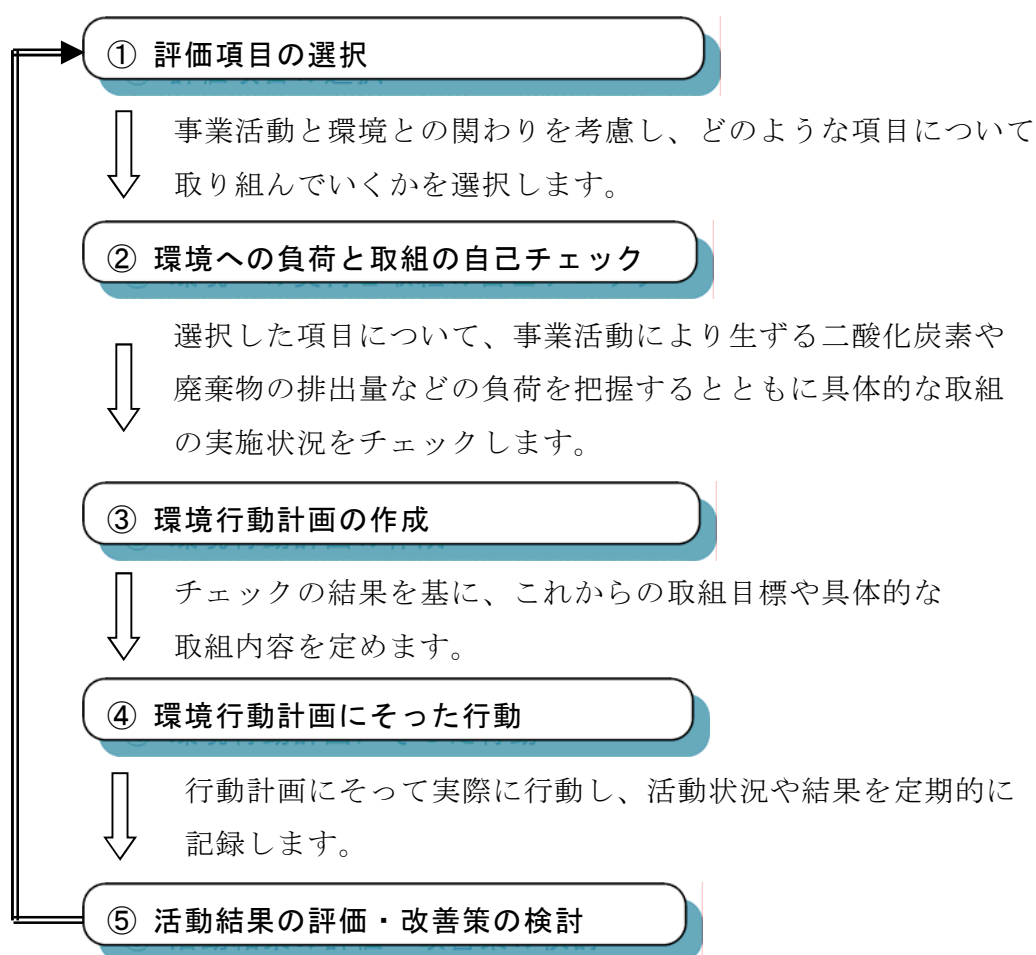
(3) 事業者

事業者が環境保全活動を進めていく上で、ISO14001の環境マネジメントシステムは有効な手法ですが、経費もかかり、その認証取得は必ずしも容易ではありません。

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる、環境マネジメントの簡易な方法である、環境活動評価プログラム（エコアクション21）を作成し、普及を図っています。

これを参考にして環境保全活動とその進行管理をしていくのも一つの方法です。

環境活動評価プログラム



活動結果を計画や目標、前年の結果などと比較して評価します。その評価をもとに次年度の改善策を検討します。

資料編

資料編 1 . 環境基礎調査結果

1. 自然環境

1.1 地形・地質

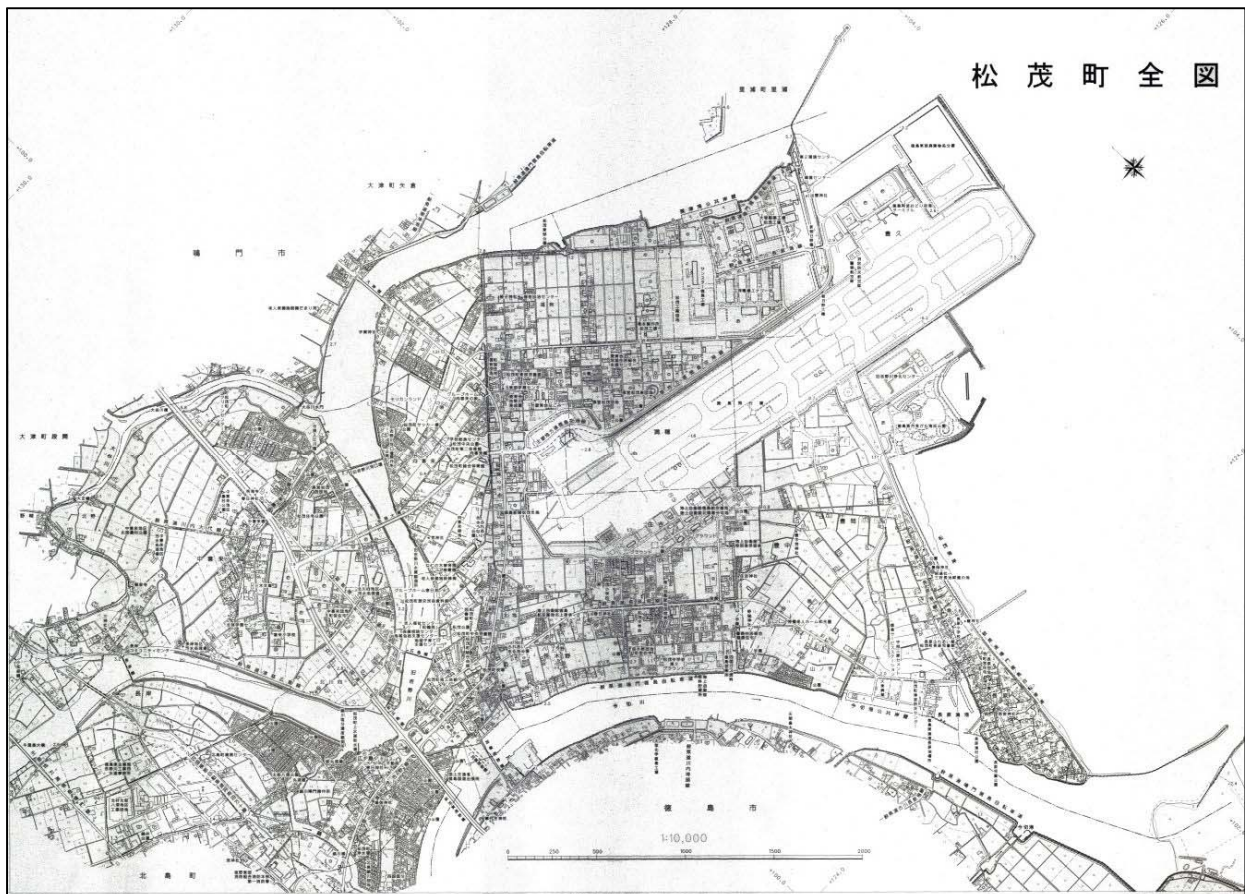
松茂町の地形は、三角州性低地に区分され、吉野川河口の臨海部に形成された低地で、河口の三角州であったものが、海の後退により陸化したり、干拓により造成されたものです。

松茂町の大部分の表層地質は未固結堆積物（堆積したれき、砂、泥が固結していない状態にあるもの）の砂層や泥層を主体としています。

1.2 河川・水路

松茂町には吉野川水系に属する旧吉野川、今切川、大谷川、鍋川、中喜来中須入江川の5つの1級河川が流れ、河川以外にも網の目状に水路が存在します。

旧吉野川からは水源を得ており、水路は農業用水や、生活排水路に利用されています。

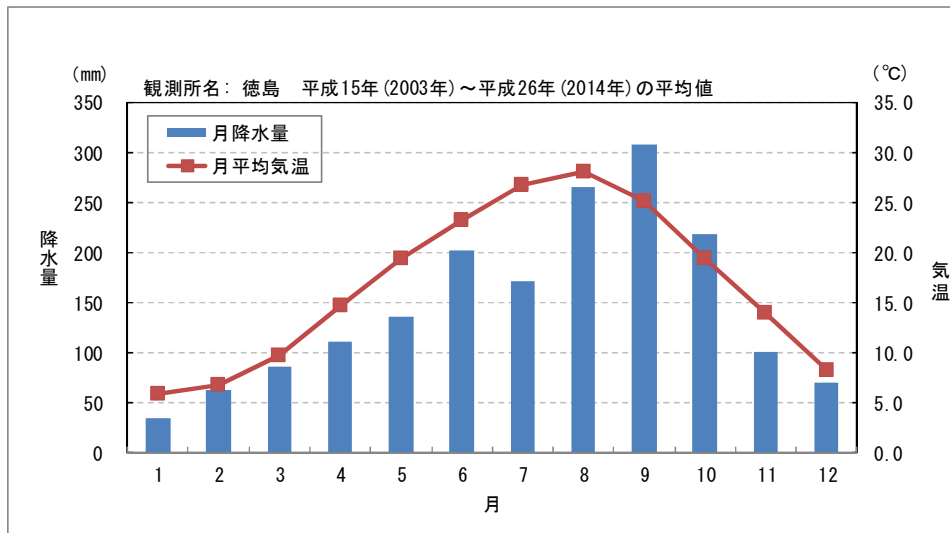


* この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量成果を使用したものである。
(承認番号) 平 23 四公 第 31 号

図 1.2-1 松茂町全域

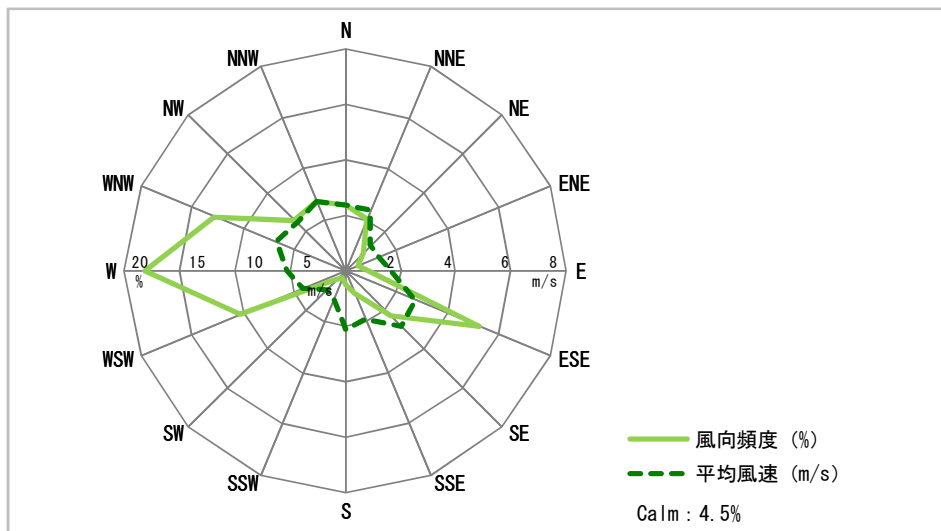
1.3 気象

徳島県の気象観測所（観測所名：徳島）における、平成 15 年～平成 26 年（2003～2014 年）の気象状況をみると、年降水量が 1,767mm、年平均気温が 16.8℃、年平均湿度が 66%です。松茂町のある地域は、温暖で降水量が比較的少なく、瀬戸内海気候区に属しています。また、平均風速は 2.0m/s であり、西寄りの風の出現頻度が最も高くなっています。



出典：「気象ホームページ」のデータから作成

図 1.3-1 気温と降水量の月変化



注 1) 2013 年度（平成 25 年度）3 月は欠測である。

出典：「国立環境研究所 環境数値データベース」のデータから作成

図 1.3-2 松茂小学校における平成 25 年度（2013 年度）の風配図

1.4 動植物

松茂町の現存植生の大部分は植林地、耕作地植生で、自然植生は少なくなっています。

松茂町内で特徴的な群落として、第3回自然環境保全基礎調査では特定植物群落として「松茂町月見ヶ丘海岸の砂丘植生」が選定されています^{注1)}。これらの砂丘植生は、徳島飛行場拡張整備事業および空港周辺整備事業により消失しましたが、滑走路の南側では砂丘植生の生育基盤である砂浜が拡大したため、砂丘植生の面積は増加していることが確認されています^{注2)}。

松茂町内の動植物について、松茂町誌^{注3)}では、スズメ、ムクドリ、サギ類、カモ類、シギ・チドリ類などの鳥類約111種、ニホンヤモリ、アオダイショウなどの爬虫類約9種、ニホンアマガエルなどの両生類約6種、テナガエビ、アカテガニ、ムラサキガイなどの無脊椎動物約122種、クロマツ、オギなどの植物約401種が記載されています。

また、鳥類、魚類、底生動物については、国土交通省が定期的に行っている河川水辺の国勢調査^{注4)注5)}において、松茂町域や大津橋に調査地点が設定されています。鳥類では、旧吉野川や今切川の河口のカモ類などの集団越冬地やシギ・チドリ類などの集団中継地、集団採餌地が確認されています。また、魚類、底生動物では、汽水域である大津橋でマハゼ、ヒイラギ、ボラなどや、テナガエビ類、マガキ、ヤマトオサガニなどが確認されています。

河川水辺の国勢調査では、環境省レッドリスト^{注6)}や徳島県版レッドリスト^{注7)}などをもとに重要な種などの選定基準が定められており、この基準に基づくと、松茂町誌においても、重要な種として、シオマネキ、イチモンジタナゴなど、特定外来生物として、ボタンウキクサ、オオクチバス、ブルーギル、ウシガエルなど、外来種としてホテイアオイなどが記載されています。

このほか、「長岸の池」、「きゅうないの池と開拓用水」、「丸池」、「母川の池」では、平成12年度に植物、鳥類、魚類、底生動物の調査^{注8)}が行われており、さまざまな種が確認されています(表1.4-1)。

Topics 自然環境保全基礎調査とは？

全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施している調査です。

表 1.4-1 松茂町内の池における確認種数と貴重種等

調査項目	確認種数	確認された貴重種等
植 物	67科243種	イバラモ（県：絶滅危惧Ⅱ類）
鳥 類	10目24科46種	ミサゴ（国：準絶滅危惧、県：絶滅危惧Ⅱ類） ヨシゴイ（県：準絶滅危惧）
昆虫類	9目33科67種	特になし（魚類・底生動物調査でコオイムシを確認）
魚類 底生動物	【魚類】 4目6科26種 【貝類】 2目7科8種 【エビ・カニ類】 3科4種 【その他】 10目19科27種	【魚類】 ヤリタナゴ（県：留意） シロヒレタビラ（県：情報不足） カネヒラ（県：情報不足） イチモンジタナゴ（国：絶滅危惧ⅠB類、県：情報不足） モツゴ（県：留意） タモロコ（県：準絶滅危惧） コウライモロコ（県：留意） 【貝・エビ・カニ類】 モクズガニ（県：絶滅危惧Ⅱ類） マメタニシ（国：準絶滅危惧） モノアラガイ（国：準絶滅危惧） 【その他の底生動物】 コオイムシ* ¹ （国：準絶滅危惧）

*1: 確認されたのはコオイムシ属の幼虫で、確認状況からオオコオイムシでなくコオイムシと考えられます。

注1) 第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書, 2000年3月, 環境省

注2) 平成24年度 自然環境保全基礎調査 沿岸域変化状況等調査業務 報告書,
13年3月, 環境省

注3) 松茂町誌 上巻, 1975年, 松茂町誌編纂室
松茂町誌 中巻, 1976年, 松茂町誌編纂室
松茂町誌 下巻, 1976年, 松茂町誌編纂室
松茂町誌 続編, 1987年, 松茂町誌編纂室
松茂町誌 続編 第2巻, 2001年, 松茂町誌編纂室
松茂町誌 続編 第3巻, 2011年, 松茂町誌編纂室

注4) 平成18年度、平成19年度、平成20年度 吉野川水系河川水辺の国勢調査結果

注5) 吉野川水系河川整備計画, 平成21年8月, 国土交通省四国地方整備局

注6) 環境省レッドリスト2015 (環境省, 平成27年9月15日公表)

注7) 徳島県レッドリスト改訂版 (平成21年度～平成26年度改訂)

注8) 平成12年度松茂地区農村環境計画策定業務報告書

Topics 河川水辺の国勢調査とは？

河川を環境という観点からとらえた、定期的、継続的、統一的な河川に関する基礎情報を収集整備するために、国土交通省が全国の一級水系の直轄区間の河川、および、直轄・水資源機構管理のダムを対象として平成2年度から調査を行っているものです。

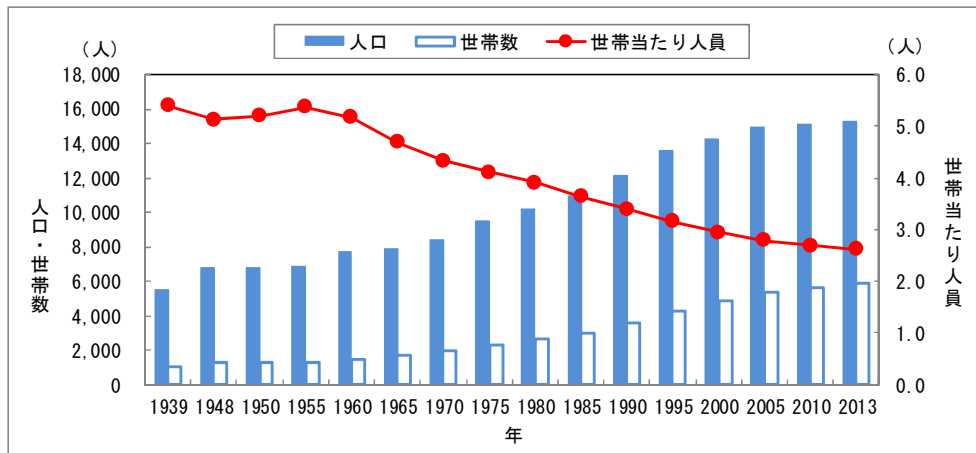
調査対象は、両生類・爬虫類・哺乳類、鳥類、魚類、底生動物、陸上昆虫類、植物などで、毎年いずれかの項目を調査し、概ね5年で各項目が一巡します。2015年（平成27年）現在は、多くの河川で5巡目の調査が実施されています。

2. 社会環境

2.1 人口

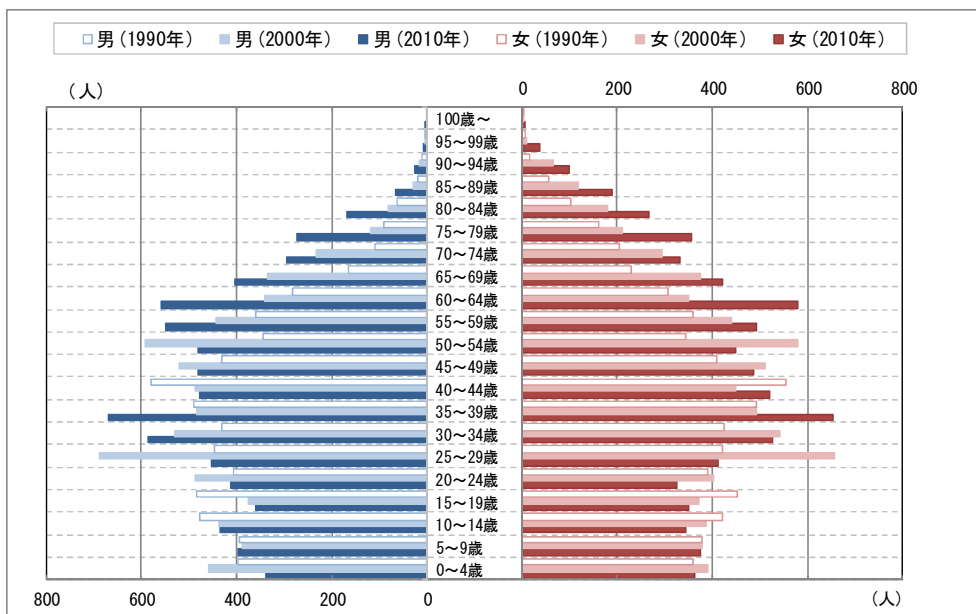
松茂町は人口、世帯数とも、昭和 25 年（1950 年）以降増加していますが、近年は横ばいの傾向があります。平成 25 年（2013 年）の人口は 15,271 人、一世帯当たりの人員は 2.6 人であり、一世帯当たりの人員は減少しています。

年齢別人口を平成 2 年（1990 年）、平成 12 年（2000 年）、平成 22 年（2010 年）と比較すると、35 歳以下の若年層が減少している一方、65 歳以上の高齢者の人口が増加しています。平成 22 年（2010 年）における松茂町の高齢化率は 19.6%で、徳島県（26.7%）や、徳島県の他の市町村（徳島市 23.2%、鳴門市 26.5%等）に比べると低い状態です。



出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.1-1 人口・世帯数の推移



注 1) 高齢化率とは、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合である。

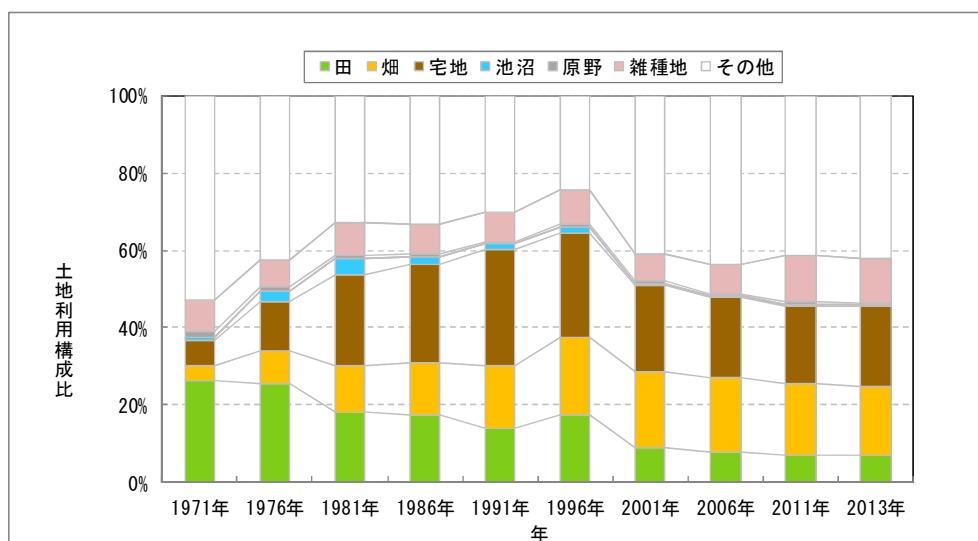
出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.1-2 人口ピラミッド

2.2 土地利用

松茂町の総面積は 13.94km² で、徳島県の市町村で 3 番目に小さな面積です。

平成 25 年（2013 年）には、総面積のうち田・畑が 24.9%、宅地が 20.5%となっています。昭和 46 年（1972 年）から平成 25 年（2013 年）までの土地利用の推移をみると、田が減少し、畑は 1990 年代に増加しています。また、宅地が 1980 年代半ばから 1990 年代にかけて大きく増加しましたが、その後減少し、横ばい傾向です。



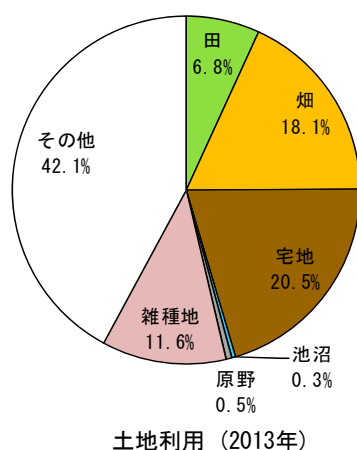
注 1) 数値は、非課税地積と評価総地積の合計である。

注 2) 「その他」には、飛行場等自衛隊管理地が含まれる。

出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

出典：「松茂町ホームページ」のデータから作成

図 2.2-1 土地利用の推移



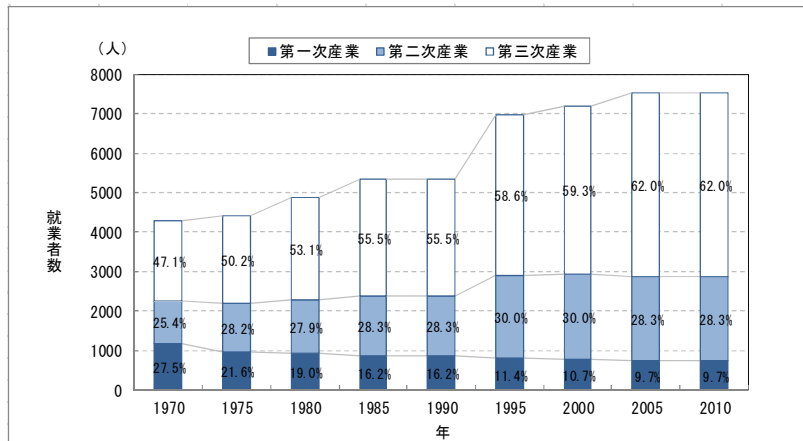
出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.2-2 土地利用（平成 25 年 [2013 年]）

2.3 産業

(1) 産業構造

松茂町の平成 22 年（2010 年）の 15 歳以上の就業者数は 7,537 人で、第一次産業就業者が 730 人（9.7%）、第二次産業就業者が 2,132 人（28.3%）、第三次産業就業者が 4,675 人（62.0%）となっています。昭和 45 年（1970 年）からの推移をみると、第一次産業就業者が減少し第三次産業就業者の比率が大きくなっています。

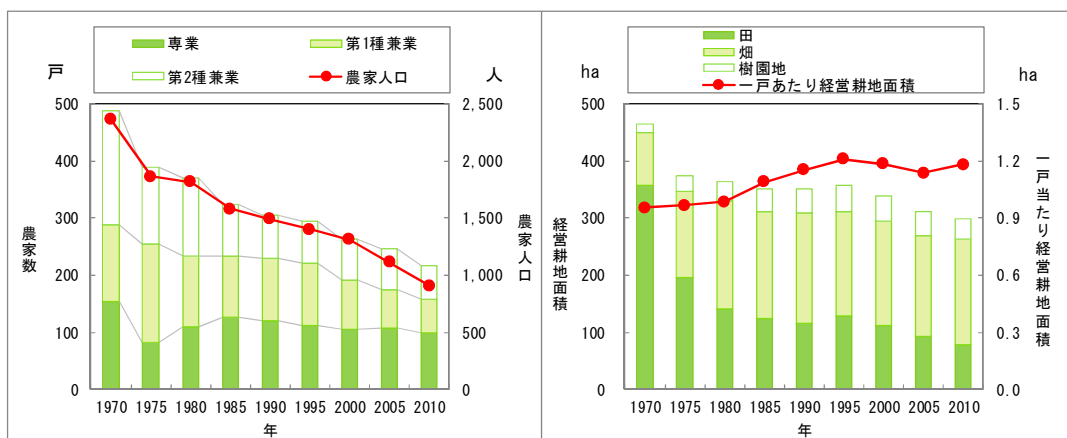


出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.3-1 産業別就業人口の推移

(2) 農業

松茂町の農家数、農家人口、経営耕地面積は減少しています。農家 1 戸当たりの経営耕地面積は、近年横ばい傾向です。平成 22 年（2010 年）では専業農家が 39.5%、第一種兼業農家が 22.9%、第二種兼業農家が 22.9%、自給的農家が 14.6%です。米作は少なく、主要作物は甘藷、大根、蓮根、梨で、県下有数の生産拠点になっています。

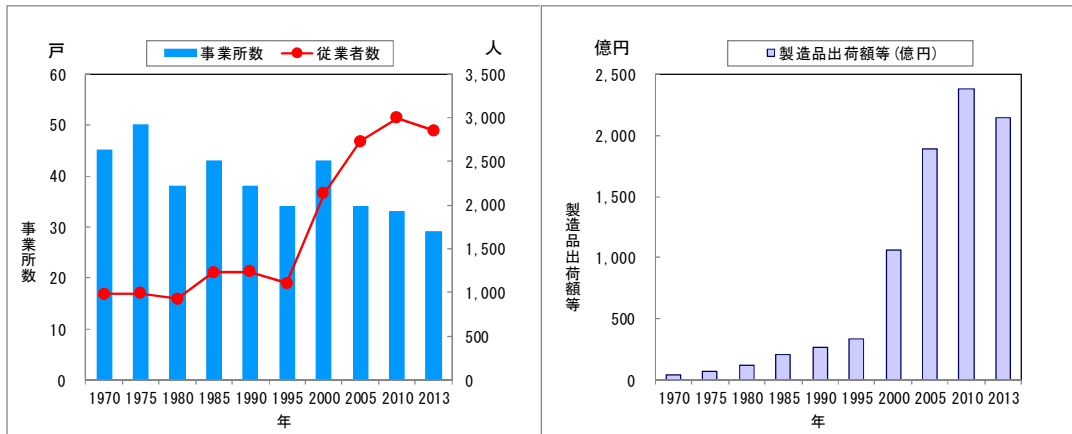


出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.3-2 農家数、農家人口および経営耕地面積の推移

(3) 工業

松茂町の平成 25 年（2013 年）の従業員 4 人以上の事業所数は 29、従業員数は 2,854 人で、製造品出荷額は 2,140 億円となっています。事業所数、従業員数の推移をみると、平成 12 年（2000 年）に製造品出荷額とともに急激に増加しましたが、平成 25 年（2013 年）には減少しています。

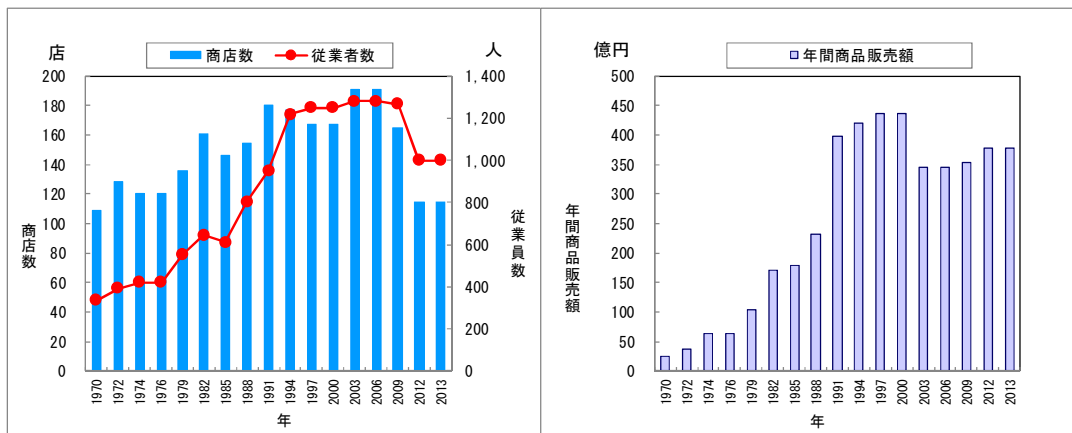


出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.3-3 事業所数、従業員数および製造品出荷額の推移

(4) 商業

松茂町の平成 25 年（2013 年）の卸売業と小売業を併せた商店数は 115 店、従業員数は 1,000 人、年間商品販売額は 377 億円となっています。昭和 60 年（1985 年）から平成 7 年（1995 年）の期間に商店数、従業員数、商品販売額とも増加しましたが、商店数、従業員数はその後横ばい傾向が続き、平成 25 年（2013 年）には減少しています。商品販売額は、平成 12 年（2000 年）まで横ばい傾向を示したのち、平成 17 年（2005 年）以降は減少しています。

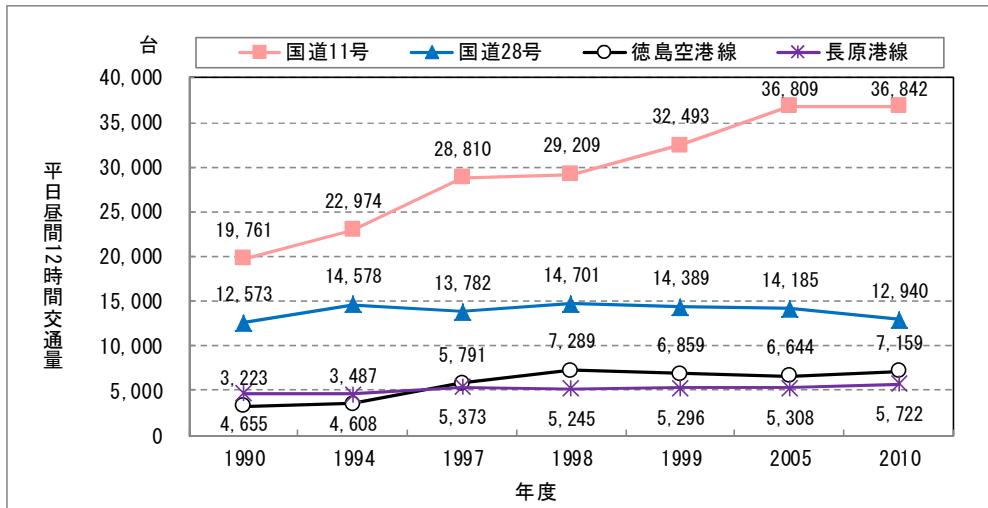


出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 2.3-4 商店数および商品販売額の推移

2.4 交通

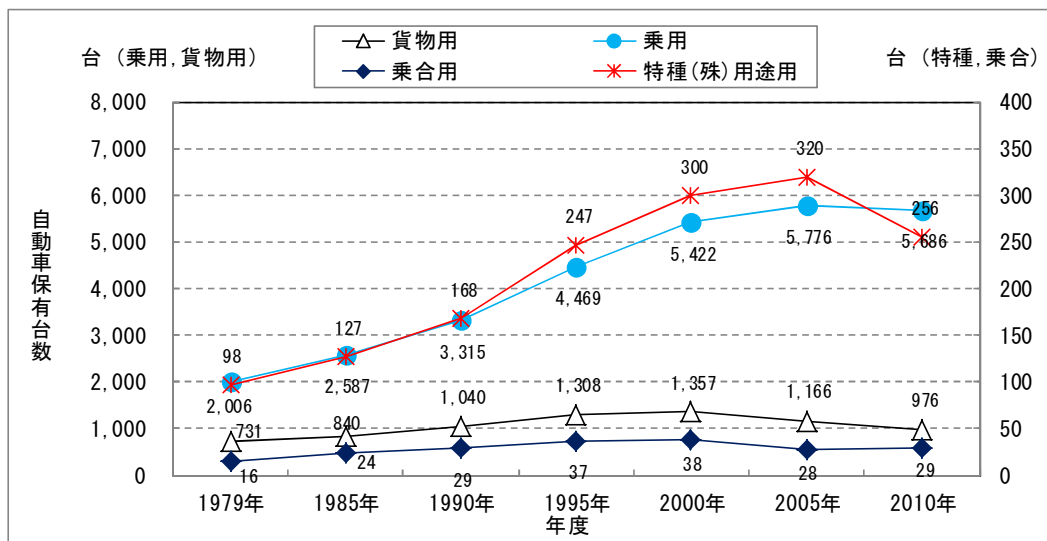
松茂町内主要道路の平成 22 年（2010 年）の平日昼間 12 時間（7～19 時）交通量をみると、国道 11 号で 36,842 台、国道 28 号で 12,940 台、徳島空港線で 7,159 台、長原港線で 5,722 台となっています。過去の推移をみると、国道 11 号では平成 9 年（1997 年）、平成 17 年（2005 年）に大きく増加しており、その他の路線は横ばい傾向です。



出典：「道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表」のデータから作成
図 2.4-1 交通量の推移

2.5 自動車保有状況

松茂町内の平成 22 年（2010 年）の自動車保有台数をみると、貨物用 976 台、乗用 5,686 台、乗合用 29 台、特種(殊)用途用 256 台となっています。過去の推移をみると、乗用と特種(殊)用途用車両台数は、平成 7 年（1995 年）以降増加しており、貨物用と乗合用車両台数は、横ばいの傾向です。



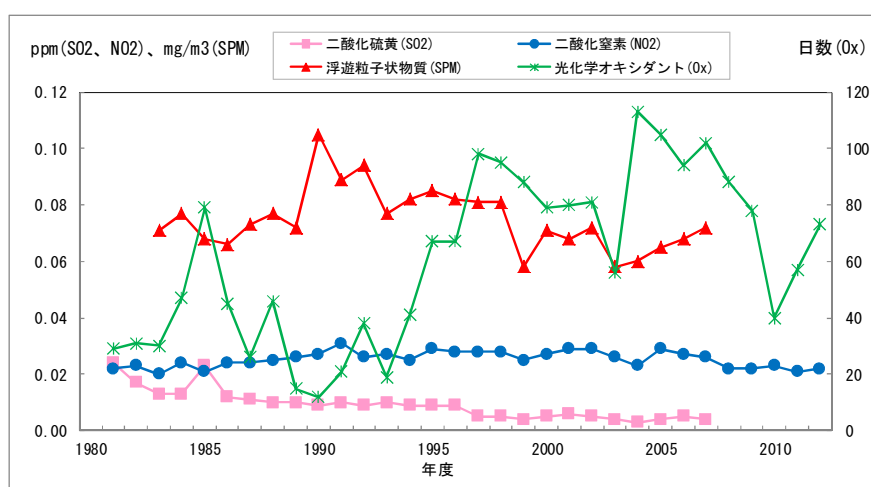
出典：「市区町村別自動車保有車両数」のデータから作成
図 2.5-1 自動車保有台数の推移

3. 生活環境

3.1 大気質

一般環境測定局である松茂小学校において大気汚染物質が測定されています。

昭和 55 年 (1980 年) から平成 25 年 (2013 年) までの大気汚染物質の推移をみると、二酸化硫黄 (SO₂) と二酸化窒素 (NO₂) は、横ばいか減少傾向で推移しています。浮遊粒子状物質 (SPM) と光化学オキシダント (Ox) は年度による変動が大きく、一定の傾向はみられません。最近 10 年間では、光化学オキシダント以外の大気汚染物質は環境基準を満たしています。光化学オキシダントは全国的に見ても環境基準の達成率が低く、濃度上昇の原因としては、日射量等の気象要素、原因物質の濃度変化、海外からの広域移流等が考えられています。



注 1) 二酸化硫黄 (SO₂): 日平均値の 2% 除外値 (ppm) である。

なお、SO₂ の測定は平成 20 年度 (2008 年度) 以降測定休止している。

注 2) 二酸化窒素 (NO₂): 日平均値の年間 98% 値 (ppm) である。

注 3) 浮遊粒子状物質 (SPM): 日平均値の 2% 除外値 (mg/m³) である。

なお、SPM の測定は平成 20 年度 (2008 年度) 以降測定休止している。

注 4) 光化学オキシダント (Ox): 昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた日数 (日) である。

出典: 「国立環境研究所 環境数値データベース」のデータから作成

図 3.1-1 大気汚染物質濃度の推移

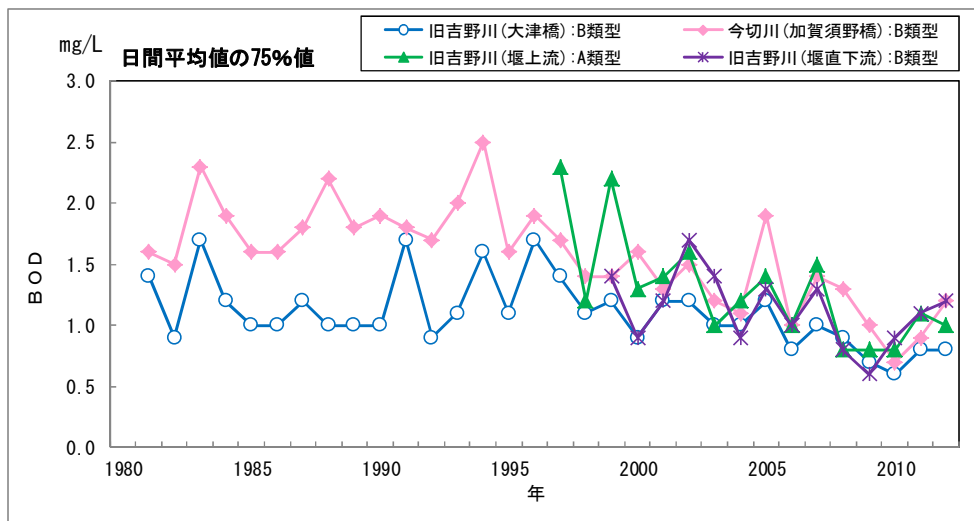
表 3.1-1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること

3.2 水質

(1) 公共用水域

今切川下流（河口堰より下流）と旧吉野川下流（河口堰より下流）では生活環境の保全に関する環境基準の B 類型、旧吉野川上流（吉野川分岐点より河口堰まで）は A 類型に指定されており、水質が継続して測定されています。河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、環境基準を満たしています。BOD は年ごとに変動があるものの横ばいで推移しています。また、人の健康の保護に関する項目についても、全て環境基準を満たしています。



出典：今切川（加賀須野橋）、旧吉野川（大津橋）は「国立環境研究所 環境数値データベース」のデータから作成
旧吉野川（堰上流）、旧吉野川（堰直下流）は「水質年報，（独）水資源機構」のデータから作成
図 3.2-1 生物化学的酸素要求量（BOD）の推移

表 3.2-1 水質汚濁に係る環境基準

類型	環境基準				
	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	-

(2) 用水路水質

松茂町では用排水路の 35 地点で継続して水質（BOD）を測定しています。平成 15 年度～25 年度の BOD の平均値が 5mg/L 以下の地点は 27 地点で、全測定地点の 77%です。



図 3. 2-2 用水路における BOD 濃度（平成 15 年度～平成 25 年度の平均値）

表 3.2-2 用排水路の水質 (BOD) 測定結果

(単位 : mg/L)

測定地点	年度	H. 9	H. 10	H. 11	H. 12	H. 13	H. 14	H. 15	H. 16	H. 17	H. 18	H. 19	H. 20	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25	H. 15~ H. 25平均
No. 1		1.4	1.8	1.6	1.0	1.6	2.4	2.7	1.6	1.6	0.7	2.1	1.5	3.2	3.9	1.7	1.4	3.4	2.1
No. 2		22.0	14.0	16.0	0.9	12.0	4.0	6.7	4.9	2.8	7.3	2.8	16.0	6.2	7.3	3.3	2.7	3.7	5.8
No. 3		5.3	1.8	1.8	1.3	2.7	2.5	2.9	1.9	2.0	4.4	2.1	2.1	0.7	1.0	0.7	1.4	3.8	2.1
No. 4		1.2	2.7	2.2	1.1	1.8	1.9	4.2	3.5	2.7	2.8	3.1	2.3	4.1	4.7	1.6	2.4	2.9	3.1
No. 5		1.2	1.2	1.9	1.4	2.4	2.0	2.7	2.2	2.0	2.0	3.3	1.4	0.7	2.8	1.5	1.8	1.4	2.0
No. 6		2.2	2.2	3.6	0.7	3.4	1.9	6.6	2.8	2.3	3.1	3.7	1.6	3.7	5.5	0.9	2.7	2.2	3.2
No. 7		1.0	1.0	1.9	1.5	1.8	1.9	4.1	1.9	1.5	0.9	3.2	1.4	0.7	1.9	1.3	1.4	1.5	1.8
No. 8		1.2	1.2	2.0	0.6	0.9	1.9	1.7	1.3	1.1	0.9	1.8	1.2	0.6	1.9	0.7	1.6	1.5	1.3
No. 9		5.3	3.2	13.0	3.7	2.0	5.3	2.9	2.3	4.1	2.3	2.5	1.9	1.7	4.7	3.3	2.2	2.3	2.7
No. 10		2.3	2.0	3.3	8.4	1.5	2.4	2.0	1.9	2.9	2.4	1.1	1.8	0.7	1.6	0.8	1.0	1.5	1.6
No. 11		1.4	1.4	1.4	0.6	1.3	2.0	1.4	1.8	2.0	1.0	0.8	1.1	0.7	1.2	0.6	1.8	0.8	1.2
No. 12		2.2	7.0	2.5	2.8	6.8	4.8	5.9	3.9	5.4	2.8	1.7	2.8	2.1	3.4	1.7	1.8	2.4	3.1
No. 13		3.4	4.9	2.3	2.0	18.0	3.6	3.6	3.7	5.3	3.7	2.6	1.5	2.6	6.6	1.8	2.7	1.9	3.3
No. 14		2.7	4.3	1.7	1.0	4.5	2.7	2.7	2.1	3.3	2.5	3.0	1.3	2.4	3.4	1.9	1.8	1.5	2.3
No. 15		1.4	1.2	1.9	0.6	1.6	2.3	1.5	3.0	1.9	0.8	0.9	0.8	0.5	3.3	0.8	1.4	1.0	1.4
No. 16		7.0	4.2	7.4	11.0	2.1	3.4	3.0	3.4	2.7	0.9	2.4	8.1	1.1	2.0	2.1	1.7	6.8	3.1
No. 17		9.0	3.2	4.7	1.0	1.0	2.8	3.0	2.0	4.3	1.6	1.0	1.5	13.2	5.3	6.1	2.6	11.7	4.7
No. 18		3.0	6.4	16.0	12.0	13.0	3.5	3.4	2.0	5.5	3.5	8.5	4.6	7.9	6.8	3.4	4.1	5.9	5.0
No. 19		59.0	31.0	80.0	93.0	76.0	29.0	13.5	21.0	42.6	40.5	18.5	61.0	42.0	54.0	41.4	40.5	57.5	39.3
No. 20		3.3	14.0	8.7	7.3	6.4	8.1	3.3	2.8	5.1	3.5	3.9	5.1	7.5	4.3	3.0	11.8	11.8	5.6
No. 21		2.1	2.3	1.5	1.0	1.5	3.2	2.0	2.0	2.4	1.3	2.0	1.7	0.7	1.5	1.2	1.8	1.2	1.6
No. 22		1.3	1.3	1.5	0.9	1.1	3.4	1.9	1.3	1.2	0.7	1.0	1.0	0.7	1.1	0.8	1.3	0.9	1.1
No. 23		4.0	2.4	1.7	3.2	2.6	6.7	3.6	1.4	1.8	1.9	1.7	3.6	3.1	1.6	1.4	2.9	1.4	2.2
No. 24		4.1	3.0	3.2	7.1	5.3	3.1	3.8	1.5	3.1	3.3	3.0	5.2	6.7	17.9	2.8	11.1	2.4	5.5
No. 25		3.1	6.2	5.4	3.4	4.6	3.2	12.3	1.9	4.5	2.3	3.0	5.6	6.7	14.9	4.3	4.0	3.0	5.7
No. 26		1.3	1.5	1.7	1.0	1.3	3.1	1.5	1.4	1.7	1.6	1.5	1.3	1.7	1.9	0.9	2.2	1.4	1.5
No. 27		1.5	2.1	1.5	2.3	1.9	3.5	1.4	1.4	1.4	1.1	0.9	1.0	1.1	1.0	0.8	1.8	1.3	1.2
No. 28		11.0	2.5	3.4	2.1	84.0	18.0	1.8	2.1	1.7	2.3	1.6	2.0	1.0	4.2	2.6	2.2	1.2	2.0
No. 29		1.7	2.6	2.2	1.4	2.5	3.5	2.3	2.0	2.2	1.5	1.5	1.3	1.1	4.2	2.8	3.7	0.9	2.1
No. 30		47.0	31.0	68.0	190.0	110.0	31.0	16.4	3.8	18.8	10.2	12.0	14.4	20.0	48.5	58.3	47.0	4.5	23.1
No. 31		4.3	2.8	2.6	4.8	7.4	4.5	2.8	2.0	5.0	2.2	2.3	3.7	2.2	6.1	2.2	2.4	5.3	3.3
No. 32		34.0	29.0	63.0	44.0	27.0	66.0	18.0	2.5	23.5	9.4	12.0	22.5	13.0	19.5	15.7	22.0	10.5	15.3
No. 33		7.7	3.0	1.5	9.0	2.0	2.7	4.0	1.7	1.9	1.9	2.0	3.7	6.0	9.4	3.7	2.9	4.9	3.8
No. 34		5.8	5.8	2.5	6.3	2.7	2.8	1.6	2.3	3.5	2.0	4.2	2.5	3.9	5.9	2.8	2.3	1.5	2.9
No. 35		3.8	3.3	4.2	10.0	5.1	3.5	3.1	3.1	2.7	1.9	4.0	2.5	9.2	5.4	3.7	3.3	3.1	3.8
5mg/L以下の地点数		24	26	26	24	23	28	28	34	28	31	31	27	24	21	31	30	28	27
5mg/Lより大きい地点数		24	26	9	11	12	7	7	1	7	4	4	8	11	14	4	5	7	8
5mg/L以下の地点の割合		69%	74%	74%	69%	66%	80%	80%	97%	80%	89%	89%	77%	69%	60%	89%	86%	80%	77%

注) 値は年2回の測定値の平均である

注) 赤色のセル(赤字)はBODが5mg/Lより大きい地点である

出典: 「松茂町の資料」のデータから作成

3.3 騒音

(1) 道路に面する地域における騒音

道路に面する地域の騒音は、松茂町では平成 24 年度（2012 年度）に表 3.3-1 に示す 2 地点で測定が行われています。表 3.3-2 に示す面的な評価による環境基準達成状況をみると、国道 28 号に面する地域では環境基準達成率が 100%ですが、国道 11 号に面する地域では環境基準達成率は 66.7%と低い状態です。

表 3.3-1 騒音測定結果（道路に面する地域）

道路	測定場所	騒音レベル (dB)		環境基準 ^{注1)}	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道11号	松茂町中喜来	72	67	70	65
国道28号	松茂町広島	68	63	70	65

注 1) 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値である

出典：「国立環境研究所 環境展望台 環境 GIS」のデータから作成

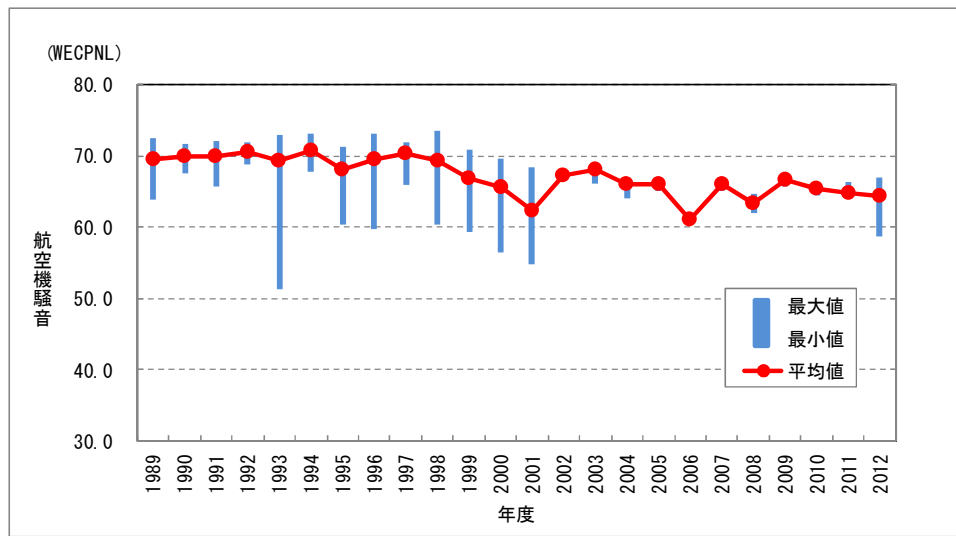
表 3.3-2 面的評価による環境基準達成状況（道路に面する地域）

路線名(H22センサス番号)	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	区間延長(km)	住宅等総戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼夜	昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間
一般国道11号(10090)	板野郡松茂町中喜来	板野郡松茂町中喜来	1.1	12	8	0	0	66.7	0.0	0.0
一般国道28号(10180)	板野郡松茂町中喜来	板野郡松茂町広島	2.6	330	330	0	0	100.0	0.0	0.0

出典：「徳島県環境白書(平成 25(2013)年度)」のデータから作成

(2) 航空機騒音

航空機騒音は、松茂町では平成 24 年度（2012 年度）に広島で測定が行われており、平均 64.3WECPNL で環境基準を満たしています。また、平成 13 年度（2001 年度）～平成 24 年度（2012 年度）までの、松茂町広島における航空機騒音の推移をみると、近年は 60～70WECPNL 程度で推移しています。



出典：「徳島県環境白書(平成元(1989)年度～平成 25(2013)年度)」のデータから作成

図 3.3-1 航空機騒音の推移

表 3.3-3 航空機騒音に係る環境基準

地域の 類型	地域	(旧)環境基準値 (WECPNL)	環境基準値 (Lden)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下	L den 57dB以下
II	I 以外の通常の生活を保全する 必要がある地域	75以下	L den 62dB以下

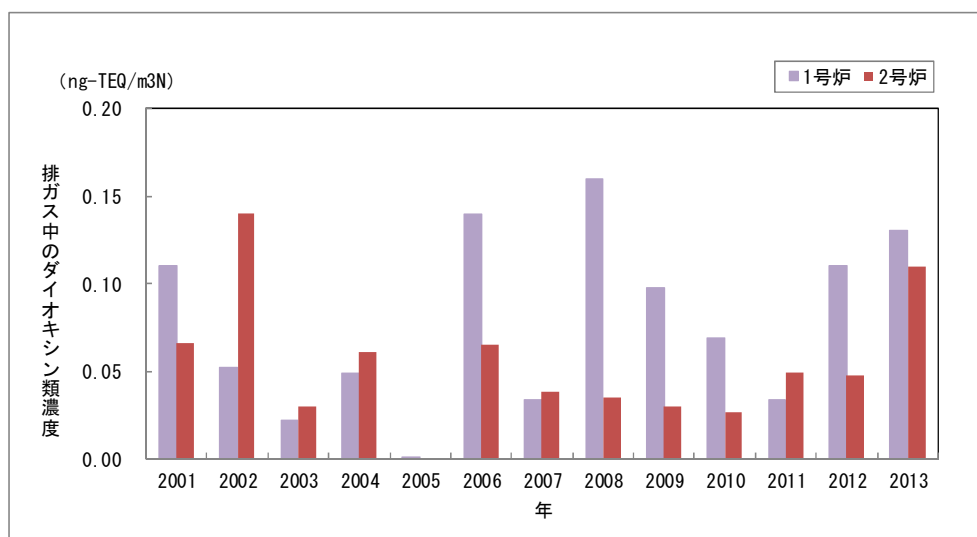
注 1) 平成 25 年 4 月 1 日施行の航空機騒音に係る環境基準の改正において、単位「WECPNL」にかえて、飛行騒音のみでなく、地上騒音も対象とした単位「Lden」を使用することとされています。

3.4 有害化学物質

(1) 廃棄物焼却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度

平成 25 年度（2013 年度）の松茂第二環境センター1 号炉、2 号炉の排ガスにおけるダイオキシン類濃度は、0.13ng-TEQ/m³N、0.11 ng-TEQ/m³N であり排出基準を満たしています。

また、図 3.4-1 に示す平成 13 年度（2001 年度）～平成 25 年度（2013 年度）までのダイオキシン類濃度をみると、全ての年度において排出基準を満たしています。



注 1) 平成 17 年（2005 年）の 2 号炉の排気ガス中のダイオキシン類濃度は未測定である。

出典：「環境省 一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類測定結果一覧表」のデータから作成

図 3.4-1 廃棄物焼却施設の排気ガスにおけるダイオキシン類濃度の推移

表 3.4-1 一般廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類の排出基準

焼却処理能力		排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
既設	2t/h未満	10
	2t/h以上4t/h未満	5
	4t/h以上	1

(2) 土壌におけるダイオキシン類濃度

平成 25 年度（2013 年度）に長原で測定された土壌におけるダイオキシン類濃度は 0.51pg-TEQ/g であり環境基準を満たしています。

また、平成 13 年度（2001 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの土壌におけるダイオキシン類濃度をみると、いずれの地点においても環境基準を満たしています。

表 3.4-2 土壌におけるダイオキシン類濃度

(単位: pg-TEQ/g)

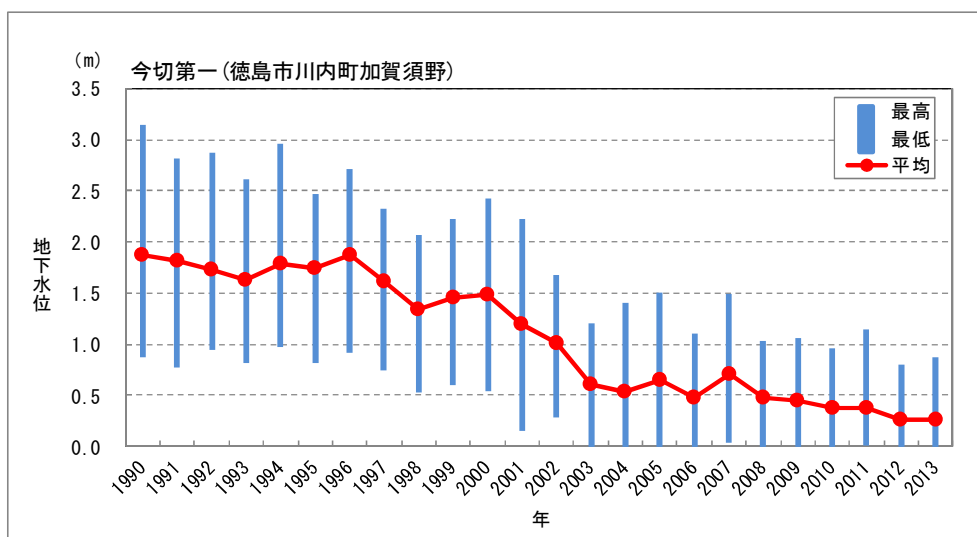
調査年度	調査地点	測定結果
2001 (H13)	広島	0.051
2002 (H14)	中喜来	0.091
2004 (H16)	中喜来	0.14
2005 (H17)	長原	0.037
2008 (H20)	住吉	0.060
	中喜来	0.98
2012 (H24)	笹木野	0.077
2013 (H25)	長原	0.51

表 3.4-3 土壌環境中のダイオキシン類濃度の環境基準

媒体	基準値 (pg-TEQ/g)
土壌	1,000

3.5 地下水

平成 25 年度（2013 年度）の松茂町に隣接する徳島市川内町加賀須野における地下水位は、平均 0.26m でした。また、1989 年（昭和 64 年）～2013 年（平成 25 年）までの地下水位の推移をみると、地下水位が上昇する傾向がありますが、最近 10 年の地下水位には大きな変化はみられません。



注 1) 地下水位は、井戸天端から地下水面までの距離を示しています。

注 2) 最高・最低・平均は、それぞれ年間(日別を通じての最高値・最低値・平均値)の値を示しています。

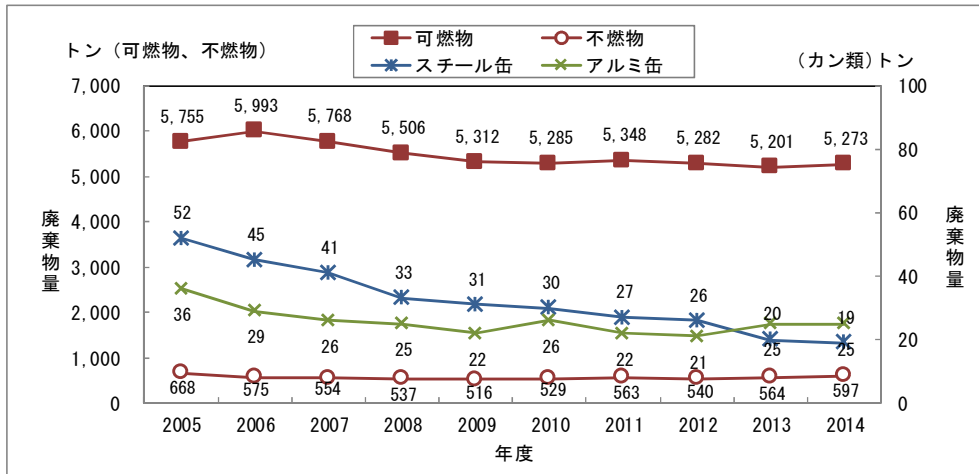
出典：「徳島県環境白書（平成 14 年度版～平成 26 年度版）」のデータから作成

図 3.5-1 地下水位の推移

3.6 廃棄物

(1) 一般廃棄物量

平成 26 年度（2014 年度）の一般廃棄物の内訳は、可燃物 5,273 トン、不燃物 597 トン、スチール缶 19 トン、アルミ缶 25 トンです。また、過去 10 年間の推移をみると、スチール缶には減少傾向がみられ、可燃物、不燃物、アルミ缶は横ばいの傾向がみられます。

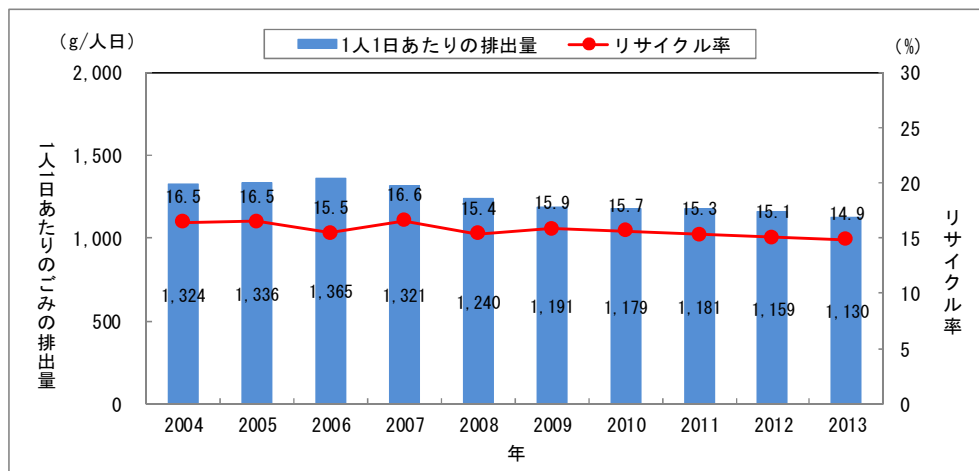


出典：「松茂町の資料」のデータから作成

図 3.6-1 廃棄物処理量の推移

(2) 1人1日あたりのごみの排出量・リサイクル率

平成 25 年（2013 年）の 1 人 1 日あたりのごみの排出量は 1,130g/人日、リサイクル率は 14.9%です。また、過去 10 年間の推移をみると、1 人 1 日あたりのごみの排出量は平成 18 年（2006 年）以降、わずかに減少する傾向がみられ、リサイクル率はほぼ横ばいの状態です。

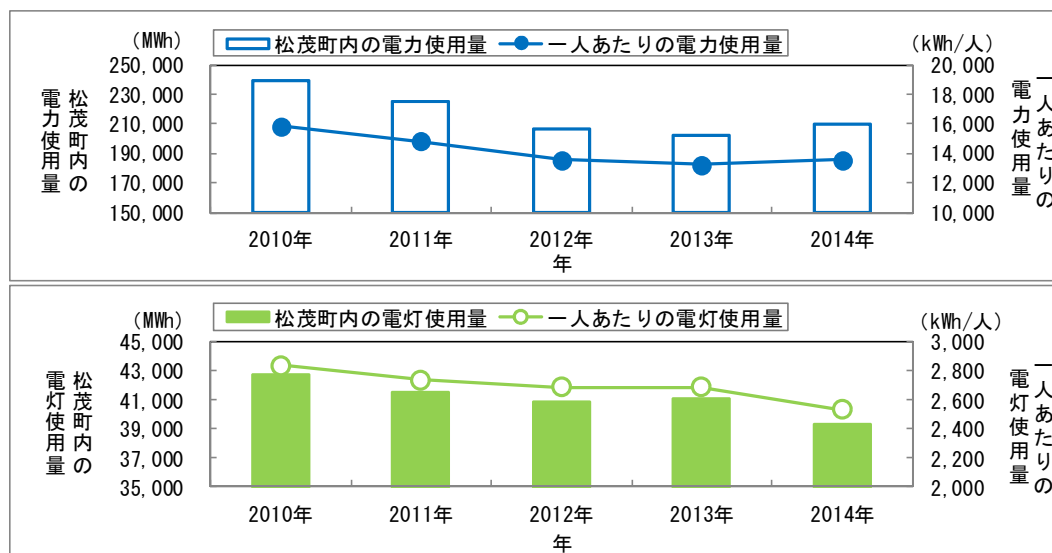


出典：「環境省 廃棄物処理技術情報」のデータから作成

図 3.6-2 一人あたりのごみの排出量、ごみのリサイクル率の推移

3.7 電力使用量

平成 24 年（2012 年）年の松茂町内の電灯使用量は 39,257MWh、一人あたりの電灯使用量は 2,531kWh です。また、過去 5 年間の推移をみると、減少傾向にあり、一人あたりの電灯使用量の増加率も年率-0.03%の減少傾向です。



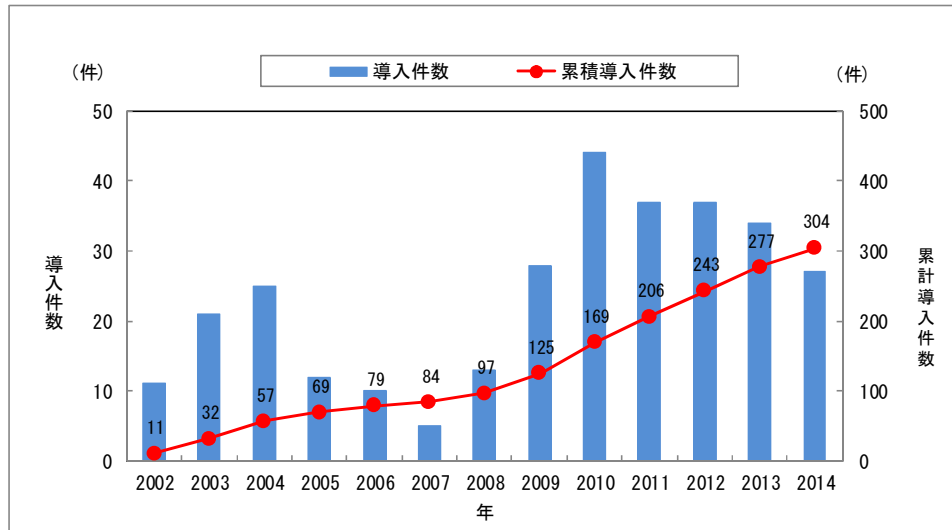
- 注 1) 電灯：電力使用量が 500hWh 未満で一般家庭用、街灯などで使用されるものを示します。
 注 2) 電力使用量が 500kWh 以上で工場など業務用・産業用として使用されるものを示します。
 なお、電力使用量が 500kWh 未満であっても明らかに業務用・産業用と推定されるものは電力として集計しています。
 注 3) 2014 年の人口は 2014 年 12 月 1 日現在の数値(出典：広報まつしげ，2015 年 1 月号)です。

出典：「四国電力(株)徳島支店提供」のデータから作成

図 3.7-1 電灯・電力使用量の推移

3.8 住宅用太陽光発電システム

松茂町では、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を実施しており、導入件数は、平成 14 年（2002 年）から平成 26 年（2014 年）の間で年平均 23 件、累積導入件数は 304 件にのぼります。

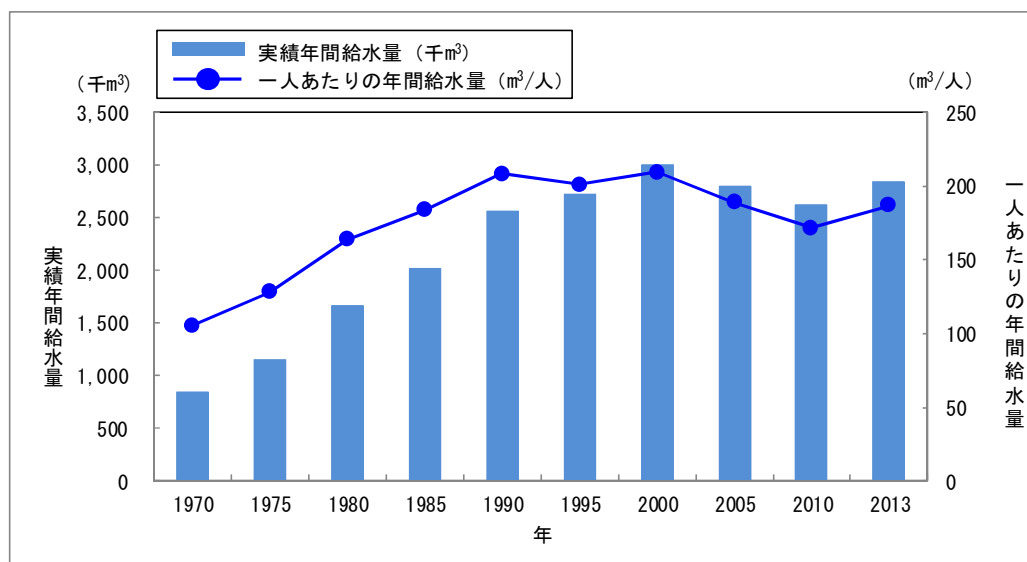


出典：「松茂町提供」のデータから作成

図 3.8-1 住宅用太陽光発電システム導入件数の推移

3.9 水使用量

平成 25 年度（2013 年度）の実績年間給水量は 2,843 千 m³、一人あたりの年間給水量は 187m³/人です。また、昭和 45 年度（1970 年）から平成 25 年度（2013 年）までの推移をみると、平成 2 年（1990 年）以降は横ばい傾向がみられます。



出典：「徳島県統計書ライブラリ」のデータから作成

図 3.9-1 水使用量の推移

3.10 公園・緑地

松茂町における平成 27 年度（2015 年度）の都市公園の総面積（供用）は 4.86ha で、これに月見ヶ丘海浜公園約 14.10ha を加え平成 25 年度の松茂町人口（15,271 人）で除すると、1 人あたりの公園面積は約 12.4m²/人となります。都市公園以外には、農村公園が 2 箇所（中喜来地区農村公園、中喜来地区北部農村公園）、児童遊園が 37 箇所があります。

表 3.10-1 都市計画公園・緑地

区分	名称	公園区分	箇所	面積
都市計画公園・ 緑地	松茂公園	近隣公園	1	約1.58ha
	松茂中央公園	近隣公園	1	約2.35ha
	松茂東部公園	近隣公園	1	約0.43ha
	長原児童公園	街区公園	1	約0.05ha
	向喜来緑地	都市緑地	1	約0.45ha
	月見ヶ丘海浜公園	総合公園	1	約14.10ha

3.11 歴史的・文化的環境

松茂町には、「国指定重要無形民俗文化財」1、「国指定有形民俗文化財」1、「国登録文化財」2、「県指定有形文化財」18、「町指定有形文化財」6、「町指定有形民俗文化財」2、「町指定無形民俗文化財」3、「町指定史跡」1の合計34の文化財や史跡があります。これらの一部は「松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館」に展示されています。

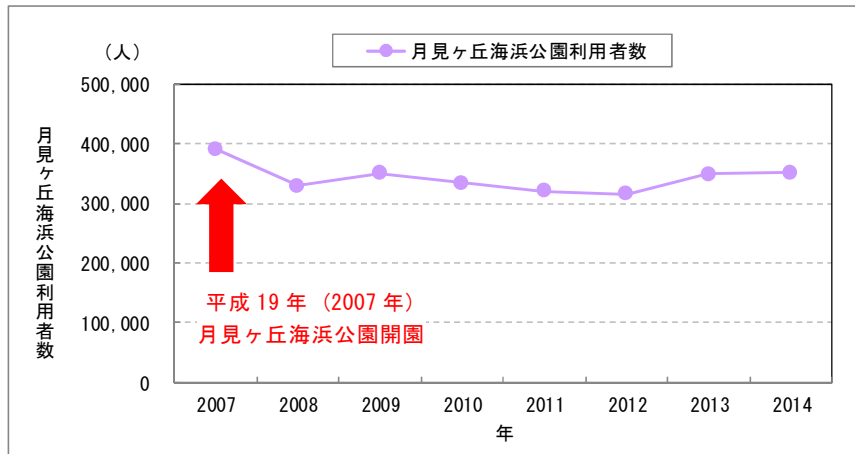
表 3.11-1 松茂町の文化財及び史跡

指定種類・名称	員数	所在地	所有者・管理者・保存団体	指定年月日
国指定重要無形民俗文化財				
阿波人形浄瑠璃	—	松茂町他6市町	財団法人阿波人形浄瑠璃振興会	平成11年12月21日
国指定重要有形民俗文化財				
阿波の和盆製造用具	99点	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和49年2月18日
国登録有形文化財				
旧大磯家住宅	1棟	広島市北川向四ノ越29-1	株式会社ときわ	平成11年8月23日
旧椋野家住宅	1棟	広島市北川向四ノ越29-1	株式会社ときわ	平成11年8月23日
県指定有形民俗文化財				
阿波人形浄瑠璃人形頭丸目頭(光秀)銘 天狗久	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭別師頭(盛綱)銘 天狗久	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭角目頭(熊谷)銘 天狗久	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭別師頭(重兵衛)銘 人形忠	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭別師頭(松永大膳)銘 人形忠	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭家老頭(由良之助)銘 人形忠	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭寄年頭(本蔵)銘 人形忠	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭丸目頭(青弁慶)無銘(伝 福山左平)	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭家老頭(由良之助)銘 天狗久	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭丸目頭(青弁慶)無銘(伝 福山左平)	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭寄年頭(加平次)銘 天狗久	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭三番豊頭 無銘(伝 馬之背駒蔵)	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭寄年頭(弥陀六)無銘(伝 福山左平)	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭寄年頭(平作)無銘(伝 福山左平)	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭角目頭(光秀)銘 和田辰六	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭娘頭(お染)銘 人形忠	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
阿波人形浄瑠璃人形頭愚婆頭(荒たき)無銘(伝 福山左平)	1個	中喜来字中須20-2	社団法人三木文庫	昭和28年7月21日指定 平成18年9月1日指定・名称変更
町指定有形文化財				
六地藏尊	1点	中喜来旧光明庵境内	呑海寺	昭和53年9月9日
豊中開基碑	1点	豊中荒神社境内	豊中荒神社氏子中	昭和53年9月9日
豊岡開拓碑および同扁額	2点	豊岡神社境内	豊岡神社氏子中	昭和53年9月9日
豊久開基碑	1点	豊久出雲神社	豊久自治会	昭和53年9月9日
絵天井	1式	広島不動院	不動院	昭和61年3月25日
敬諭碑	1点	中喜来春日神社境内	中喜来春日神社氏子中	平成8年12月10日
町指定有形民俗文化財				
若宮神社奉納船	3隻	長原若宮神社	長原若宮神社氏子中	昭和61年3月25日
春日神社奉納船	1隻	中喜来春日神社	中喜来春日神社氏子中	昭和61年3月25日
町指定無形民俗文化財				
三人背継ぎ獅子舞と練り	—	広島春日神社	広島春日神社氏子中	昭和61年3月25日
若宮神社の船燈籠と練り	—	長原若宮神社	長原若宮神社氏子中	昭和61年3月25日
二上り音頭とまわり踊り	—	中喜来呑海寺	二上り音頭保存会	昭和61年3月25日
町指定史跡				
三好長治終焉の地	—	松茂町招魂社付近	松茂町	昭和53年9月9日

出典：「松茂町都市計画マスタープラン」より

3.12 レクリエーション施設

松茂町のレクリエーション施設である月見ヶ丘海浜公園は、飛行場拡張整備事業・空港周辺整備事業により平成13年(2001年)から整備され、平成19年(2007年)に開園しました。平成26年(2014年)の利用者数は352,391人です。

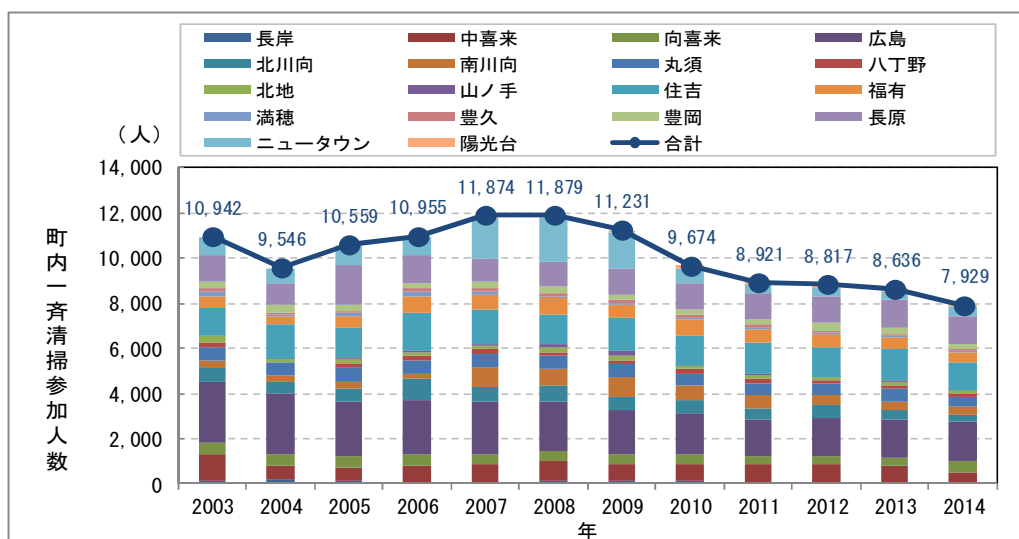


出典: 「松茂町の資料」のデータから作成

図 3.12-1 海水浴場の利用者の推移

3.13 町内一斉清掃参加人数

松茂町では、町内の環境美化・環境保全を図るため、年に一度、自治会などの協力により町内一斉清掃を行っています。平成15年(2003年)から継続して行っており、平成26年(2014年)の参加人数は7,929人となっています。



出典: 「松茂町の資料」のデータから作成

図 3.13-1 町内一斉清掃参加人数の推移

資料編 2. 目標指標の達成状況

1. 目標指標の達成状況

「松茂町環境基本計画，平成16年3月」において設定された目標指標について、最新の調査結果に基づき目標指標の達成状況を一覧表にまとめました。

環境像	基本目標	個別目標	基本施策	目標指標	目標数値	
育てよう緑 守ろう水辺 みんなで創る環境都市 松茂	人の生活と自然が調和したまち	自然環境の保全と創造	水辺環境の保全			
			生物・生態系の保全	水辺の環境調査や観察会の参加数	小・中学校の4校	
				松茂町の環境や生物の生息状況の把握 ※ 計画策定時の目標指標「貴重種である魚(イチモンジタナゴ)が生息する場所の数, 目標数値4箇所以上」を見直した。	調査の実施や情報整理に努める	
			海岸環境の保全	月見ヶ丘海浜公園の利用者数	150,000人(平成7年の規模)	
			田園環境の保全	農地面積(田・畑)	286ha(町域面積の20.4%)以上 ※ 計画策定時の目標数値「346ha(町域面積の26.4%)以上」を、上位計画の更新に合わせ見直した。	
	エコファーマー認定者数	現状維持・増加をめざす ※ 計画策定時の目標数値「10件」を、農作物の栽培の現状に合わせ見直した。				
	健康で快適に暮らせるまち	生活環境の保全	水質汚濁対策	旧吉野川(大津橋)	BOD	3mg/L以下
					pH	6.5~8.5
					DO	5mg/L以上
					SS	25mg/L以下
今切川(加賀須野橋)				BOD	3mg/L以下	
				pH	6.5~8.5	
				DO	5mg/L以上	
				SS	25mg/L以下	
用排水路				BOD	5mg/L以下の地点数の維持・増加 ※ 計画策定時の目標数値「5mg/L以下」を、用水路の水質の現状に合わせ見直した。	
				農業集落排水施設整備率(整備人口÷計画処理人口)	100%	
公共下水道の整備率(整備区域÷計画区域)	25.2%(平成20年度、第1期完了時)					
公共下水道の接続率(下水道接続人口÷下水道整備区域人口) ※ 計画策定時から追加した。	100% ※ 計画策定時から追加した。					
合併処理浄化槽の設置数	240基増(平成37年度まで累計)					

資料編2 目標指標の達成状況

赤字は、平成16年3月策定の松茂町環境基本計画(旧計画)から変更した目標指標・目標数値を示す

計画策定時の状況(調査年度)		計画見直し時の状況(調査年度)		目標達成状況
小学校の3校		小・中学校4校で実施	H26	○
-	-	不明	-	-
月見ヶ丘海水浴場 10,370人 テント村 1,106人	H14	月見ヶ丘海浜公園: 352,319人 月見ヶ丘海水浴場: 6,762人 ※ テント村は民間運営に移行したため 評価対象から削除した。	H26	○
368ha(町域面積の28.1%)	H14	347ha	H25	○
2件	H14	2件	H27	○
1.2mg/L	H13	0.8mg/L	H25	○
7.5~8.0	H13	7.5~8.3	H25	○
8.7mg/L	H13	9.0mg/L	H25	○
8mg/L	H13	5mg/L	H25	○
7000MPN/100mL	H13	9900MPN/100mL	H25	×
1.3mg/L	H13	1.1mg/L	H25	○
7.5~8.0	H13	7.6~8.1	H25	○
8.1mg/L	H13	8.6mg/L	H25	○
5mg/L	H13	4mg/L	H25	○
16000MPN/100mL	H13	13000MPN/100mL	H25	×
5mg/L以下の地点数 平均25地点 (平成9年度~平成14年度の平均値)	H9 ~ H14	5mg/L以下の地点数 平均29地点 (平成15年度~平成25年度の平均値)	H15 ~ H25	○
78%	H14	72.5%	H26	×
0%	-	41.7%	H26	○
-	-	58.74%	H27	-
523基(平成14年度まで累計)	H14	975基(平成26年度まで累計)	H26	○

環境像	基本目標	個別目標	基本施策	目標指標	目標数値	
育てよう緑 守ろう水辺 みんなで創る環境都市 松茂	健康で快適に暮らせるまち	生活環境の保全	大気汚染対策	二酸化硫黄 (日平均値の2%除外値)	0.04ppm以下	
				二酸化窒素 (日平均値の年間98%値)	0.04ppm以下	
				浮遊粒子状物質 (日平均値の2%除外値)	0.10mg/m ³ 以下	
			自動車騒音対策	道路に面する地域の騒音 (昼間6～22時) (夜間22～6時)	国道11号 (昼間)	70dB以下・環境基準達成率100% ※ 計画策定時の目標数値「70dB以下」を、環境基準の変更に合わせ見直した。
					国道11号 (夜間)	65dB以下・環境基準達成率100% ※ 計画策定時の目標数値「65dB以下」を、環境基準の変更に合わせ見直した。
					国道28号 (昼間)	70dB以下・環境基準達成率100% ※ 計画策定時の目標数値「70dB以下」を、環境基準の変更に合わせ見直した。
					国道28号 (夜間)	65dB以下・環境基準達成率100% ※ 計画策定時の目標数値「65dB以下」を、環境基準の変更に合わせ見直した。
			航空機騒音対策	航空機騒音	広島	57dB (Lden) 以下 ※ 計画策定時の目標数値「70dB(WCPCNL)以下」を、環境基準の変更に合わせ見直した。
			有害化学物質対策	廃棄物処理施設排ガス	ダイオキシン類濃度	1号炉 5ng-TEQ/Nm ³ 以下 2号炉 5ng-TEQ/Nm ³ 以下
				土壌	ダイオキシン類濃度	1000pg-TEQ/g以下
		地下水・地盤沈下対策				
		快適環境の保全	公園・緑地の保全と緑化の推進	一人あたりの公園面積	10m ² /人	
			良好な景観の保全			
			歴史的文化遺産の保全			
			環境美化の推進	目標指標を削除 ※ 計画策定時の目標指標「不法投棄の苦情件数」を、町の現状に合わせ削除した。		目標指標を削除 ※ 計画策定時の目標数値「5件/年」を、町の現状に合わせ削除した。
		町内一斉清掃参加人数 ※ 計画策定時から追加した。		10,000人 ※ 計画策定時から追加した。		

赤字は、平成16年3月策定の松茂町環境基本計画(旧計画)から変更した目標指標・目標数値を示す

計画策定時の状況(調査年度)		計画見直し時の状況(調査年度)		目標達成状況
0.006ppm	H13	0.004ppm	H19	○
0.029ppm	H13	0.019ppm	H25	○
0.068mg/m ³	H13	0.072ppm	H19	○
65.0dB	H13	72dB	H25	×
59.6dB	H13	67dB	H25	×
72.0dB	H13	68dB	H25	○
67.9dB	H13	63dB	H25	○
平均値62.3dB (WECPNL) (最小値54.7dB～最大値68.4dB)	H13	平均値53dB (Lden) (最小値50dB～最大値56dB)	H24	○
1号炉 0.052ng-TEQ/Nm ³	H14	0.13ng-TEQ/Nm ³	H25	○
2号炉 0.14ng-TEQ/Nm ³	H14	0.11ng-TEQ/Nm ³	H25	○
広島 0.051pg-TEQ/g 中喜来 6.0pg-TEQ/g 豊久 0.29pg-TEQ/g	H13 H12 H12	中喜来 0.14pg-TEQ/g 長原 0.037pg-TEQ/g 住吉 0.060pg-TEQ/g 中喜来 0.98pg-TEQ/g 笹木野 0.077pg-TEQ/g 長原 0.51pg-TEQ/g	H16 H17 H20 H20 H24 H25	○
3m ³ /人	H14	12.4m ³ /人	H27	○
10件/年	H14	不明	-	-
-	-	7,929人	H26	-

資料編 2 目標指標の達成状況

環境像	基本目標	個別目標	基本施策	目標指標	目標数値	
育てよう緑 守ろう水辺 みんなで創る環境都市 松茂	地球環境にやさしい循環のまち	循環型社会の構築	省資源・省エネルギーの推進	一人あたり電力(電灯)使用量の年間増加率	1.5%以下	
				住宅用太陽光発電の導入件数	20件/年	
				一人あたりの水の使用量	212m ³ /年	
		廃棄物の減量化・資源化	一人一日あたりのごみの排出量	1250g/人日		
			ごみのリサイクル率	20% ※ 計画策定時の目標数値「30%」を、町の現状に合わせ見直した。		
		地球環境の保全	地球環境保全対策	町の行政事務・事業の温室効果ガス年間排出量	5,195t-CO₂(基準年度平成22年度の総排出量5,469tの5%減) ※ 計画策定時の目標数値「平成17年度に年間排出量3,437t-CO ₂ (基準年度平成11年度の総排出量3,491tの1.55%減)」を、上位計画の更新に合わせ見直した。	
	環境関連行事等の参加者数			増加をめざす		
	みんなが環境保全について考え ともに実践するまち	環境学習	環境学習の推進	環境講習会	開催回数	年間1回以上
					参加者数	増加をめざす
				学校での環境教育	生物や水質調査	小・中学校4校
					動物飼育や植物栽培	幼稚園・小学校での増加をめざす ※ 計画策定時の目標数値「小・中学校4校」を、学習状況に合わせ見直した。
					清掃活動	継続
					リサイクル活動	継続
				事業所	環境研修を実施している事業所数	増加をめざす
町民参加と協働				民間団体の環境保全活動の育成と支援		
	町民参加体制の仕組みづくり	環境ボランティア団体数	2			
こどもエコクラブ数		3				

赤字は、平成16年3月策定の松茂町環境基本計画(旧計画)から変更した目標指標・目標数値を示す

計画策定時の状況(調査年度)		計画見直し時の状況(調査年度)		目標達成状況
2.1% (平成10年～平成14年度の平均)	H10 ～ H14	-0.03% (平成22年～平成26年の平均)	H22 ～ H26	○
11件 20件	H14 H15	27件	H26	○
212m ³ /年	H13	187m ³ /年	H25	○
1,316g/人日	H12	1,130g/人日	H25	○
22.1%	H12	14.9%	H25	×
3,491 t-CO ₂	H11	3,756 t-CO ₂ (平成22年度比31.2%減)	H26	○
0	H16	不明	-	-
0	H16	不明	-	-
0	H16	不明	-	-
小学校3校	H16	小・中学校4校	H27	○
小学校3校	H16	小学校3校 幼稚園は不明	H27	-
小・中学校4校	H16	小・中学校4校	H27	○
小・中学校4校	H16	小・中学校4校	H27	○
24% (アンケート)	H16	40% (アンケート)	H27	○
1	H14	7	H27	○
1	H14	1	H27	×

資料編 3. 松茂町環境基本計画策定 の経過

松茂町環境基本計画策定の経過

年度	月日	審議会	審議内容など	基本計画の見直し
平成27年度	7月～9月			<ul style="list-style-type: none"> ・環境基礎調査の実施 ・目標達成状況の検証 ・町民アンケート結果^{*1}の整理
	10/1		<ul style="list-style-type: none"> ・環境基礎調査結果について ・町民アンケート結果^{*1}の整理について ・目標達成状況について 	
	10月			<ul style="list-style-type: none"> ・課題の抽出・整理 ・施策、取組の見直し
	11/17		<ul style="list-style-type: none"> ・施策、取組の見直し（案）について ・環境基本計画（素案）について 	
	11/24	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・施策、取組の見直し（案）について ・環境基本計画（素案）について 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策、取組の見直し（案） ・環境基本計画（素案）
	12/18		<ul style="list-style-type: none"> ・施策、取組の見直し（案）について ・環境基本計画（案）について 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策、取組の見直し（案） ・環境基本計画（案）
平成28年度	1/18	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（案）について 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画（案）
	1月末～2月末		パブリックコメント	
	2月末	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画について 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画

*1: 「松茂町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査結果報告書、平成26年11月、松茂町」に基づいて整理しました。

資料編 4 . 松茂町環境審議会

松茂町環境審議会委員名簿

職名	委員氏名	所属	条例区分
会長	仁木 一夫	はあとふる松茂 (ボランティアサポート)	その他
副会長	上野 久徳	自然体験活動指導者	学識経験者
副会長	一森 敬司	松茂町議会 産業建設常任委員長	関係行政機関
委員	兼子 信之	兼子建設株式会社 (アドプト事業)	その他
委員	合田 多美恵	松茂町女性の会 会長	その他
委員	佐々木 伸夫	大津松茂農業協同組合 副組合長	その他
委員	関 和行	松茂町消費者協会 会長	その他
委員	鶴岡 達郎	松茂工業団地企業協議会 会長	その他
委員	三木 守	長原漁業協同組合 代表理事組合長	その他
委員	山田 照子		町民

松茂町環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松茂町環境基本条例（平成14年条例第13号）第27条第8項の規定に基づき、松茂町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各一名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、産業環境課において処理する。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

資料編 5. 松茂町環境基本条例

松茂町環境基本条例

平成14年3月22日

条 例 第 1 3 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条－第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条－第25条）
- 第4章 地球環境の保全の推進等（第26条）
- 第5章 松茂町環境審議会（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

(2) 地球環境の保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの。

(3) 公害

事業活動その他住民の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、住民の健康又は生活環境（住民の生活に密接な関係のある財産並びに住民の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずること。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
 - 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本町の自然的、社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を負う。
- 2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関（以下「国等」という。）と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保存するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、本町の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

- 第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な提携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生動物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が本町の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、本町の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、松茂町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めようとするときは、町民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、松茂町環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 町長は、町民に対し、環境の状況並びに町の環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を明らかにするための報告書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し、必要な措置を講じることができる。

- 2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

資料5 松茂町環境基本条例

(指導の措置)

第 12 条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを指導し、環境保全上の支障の防止に努めなければならない。

(施設の整備等の推進)

第 13 条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公共施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第 14 条 町は、町民生活に潤いと安らぎを与え、様々な水生生物を育む河川、水路及び水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑地の保全等)

第 15 条 町は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな町域の形成を図るため、緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 16 条 町は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的、文化的遺産の保全と活用を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第 17 条 町は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及びなぎさの保全等)

第 18 条 町は、町民の憩いの場であり、漁業、観光において重要な役割を果たしている美しい海及びなぎさを保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第 19 条 町は、環境美化の促進及び美観の保護を図るため、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止等について、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 20 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、民間団体等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 21 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 22 条 町は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が推進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 23 条 町は、第 21 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切な情報を提供するように努めるものとする。

(調査等)

第 24 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策のために必要な調査を実施するものとする。

2 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(施策の調整等)

第 25 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 地球環境の保全の推進等

第 26 条 町は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成により、地球環境の保全に関する、地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 章 松茂町環境審議会

第 27 条 町長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査、審議するため、松茂町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 10 名で組織する。
- 3 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 町民
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他町長が適当と認める者
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

資料5 松茂町環境基本条例

- 6 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了するまでの間とする。
- 7 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。



元気! あたため松茂

松茂町環境基本計画

発行日	平成 28 年 3 月
発行	徳島県 松茂町 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地
	URL http://www.town.matsushige.tokushima.jp/
編集	産業環境課
TEL	088-699-8714
FAX	088-699-2141
e-mail	sangyou@town.matsushige.tokushima.jp